

嵐山町地域防災計画

風水害・事故対策編

震 災 対 策 編

平成 2 5 年 3 月

嵐山町防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1節 計画の目的	3
第2節 町の概況	5
第3節 地震被害想定	10
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第5節 地域防災計画の基本的考え方（防災ビジョン）	19
第2編 風水害対策編	23
第1章 災害予防計画	25
第1節 防災組織整備計画	27
第2節 防災教育計画	32
第3節 防災知識普及計画	34
第4節 防災訓練計画	35
第5節 防災活動拠点計画	38
第6節 災害情報体制の整備	39
第7節 避難予防対策	45
第8節 物資及び資機材等の備蓄	49
第9節 医療体制等の整備	55
第10節 気象業務整備計画	57
第11節 水害予防計画	58
第12節 土砂災害予防計画	59
第13節 防災まちづくり計画	62
第14節 災害時要援護者の安全対策	63
第2章 災害応急対策計画	68
第1節 応急活動体制	70
第2節 事前措置及び応急措置等	80
第3節 相互応援協力計画	83
第4節 注意報・警報	85
第5節 災害情報通信計画	90
第6節 災害広報計画	98
第7節 水防計画・土砂災害防止計画	100
第8節 交通対策及び災害警備	102
第9節 避難計画	105
第10節 救急救助・医療救護計画	113
第11節 生活支援計画	120
第12節 障害物の除去	131
第13節 輸送計画	133

第14節	要員確保計画	135
第15節	自衛隊災害派遣要請計画	138
第16節	環境衛生整備計画	143
第17節	広域応援受入計画	146
第3章	災害復旧計画	149
第1節	迅速な災害復旧	151
第2節	計画的な災害復興	155
第3節	生活再建等の支援	156
第3編	事故災害対策編	163
第1節	火災対策計画	165
第2節	危険物等災害対策	174
第3節	農林水産災害対策	177
第4節	道路災害対策	178
第5節	鉄道事故災害対策【東武鉄道(株)】	182
第6節	航空機事故対策計画	183
第7節	電気通信設備災害対策計画【東日本電信電話(株)埼玉支店】	184
第8節	電力施設応急対策計画【東京電力(株)埼玉支店】	185
第9節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	188
第10節	雪害対策	191
第11節	竜巻等突風災害	192
第12節	文化財災害対策計画	194
第4編	震災対策編	196
第1章	震災予防計画	198
第1節	建築物・施設等の耐震性の向上	200
第2節	防災まちづくり計画	207
第3節	地盤災害の予防	207
第4節	地震火災等の予防	208
第5節	震災に強い地域（社会）づくり	211
第6節	防災教育計画	214
第7節	防災訓練計画	214
第8節	調査研究	215
第9節	震災に備えた体制整備	217
第2章	震災応急対策計画	232
第1節	応急活動体制	233
第2節	災害情報の収集	233
第3節	広報広聴計画	235
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	235
第5節	応援要請・要員確保	235
第6節	広域応援受入計画	235
第7節	災害救助法の適用基準	235

第8節	消防活動	236
第9節	救急救助・医療救護計画	239
第10節	水防計画・土砂災害対策	239
第11節	避難計画	240
第12節	交通対策計画	240
第13節	緊急輸送	240
第14節	食料、飲料水、生活必需品の供給	240
第15節	帰宅困難者支援	240
第16節	遺体の取扱い	241
第17節	環境衛生	241
第18節	公共施設等の応急対策	242
第19節	応急住宅対策	246
第20節	文教対策計画	246
第21節	災害時要援護者への配慮	246
第3章	震災復旧復興対策計画	247
第1節	迅速な災害復旧	249
第2節	計画的な災害復興	249
第3節	生活再建等の支援	249
第4章	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	250
第1節	計画の位置づけ	252
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	254
第3節	警戒宣言に伴う措置	256

第1編 総則

第1節 計画の目的

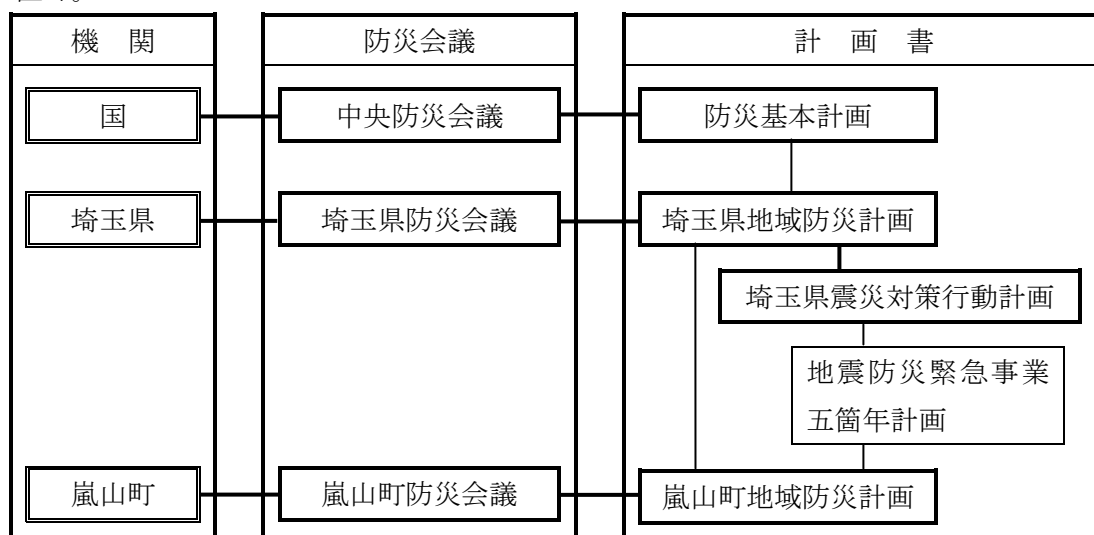
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、嵐山町（以下「町」という。）の地域に係る災害に関して、町及び防災関係機関等がその全機能を有効に発揮し、また、町民の協力のもとに災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することで、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1 計画に定めるべき事項

- 1 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画策定体系

- 1 災害対策基本法によって定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は、次のとおりである。
- 2 町に、町の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、町防災会議を置く。



第3 計画の構成

この計画は、嵐山町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、以下に示す第1編 総則、第2編 風水害対策編、第3編 事故対策編、第4編 震災対策編通り構成される。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | | |
|---|--------|-------|-------------------------------|
| 1 | 災対法 | | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 | 救助法 | | 災害救助法 |
| 3 | 県 | | 埼玉県 |
| 4 | 町（本町） | | 嵐山町 |
| 5 | 本部条例 | | 嵐山町災害対策本部条例（昭和38年3月施行 条例第23号） |
| 6 | 災害対策本部 | | 嵐山町災害対策本部 |

第2節 町の概況

第1 自然環境

1 位置・地勢

本町は、埼玉県のほぼ中央である比企丘陵の中核に位置し都心より60km圏にあり、平均標高約65m、東西約2.5km、南北約12.0kmと南北に長い地形であり、総面積は29.85km²である。

町の東部は滑川町・東松山市、西部は小川町・ときがわ町、南部は鳩山町、北部は寄居町・深谷市・熊谷市に接している。

町のほぼ中央を国道254号が東西に走り、東は東松山市・川越市などを経て東京都へ、西は小川町・寄居町などを経て群馬県へと通じている。

役場位置		面 積	広 ば う	
東 経	北 緯		東 西	南 北
139 度 19 分 26 秒	36 度 3 分 12 秒	29.85 km ²	2.5km	12km

2 地形及び地質

本町の地形は、秩父山地東一帯に連なる丘陵地及びこれを縁どる台地からなり、中央部そして南部は平地が多く、北部は小起伏が多い丘陵地と地勢の変化に富んでいる。

河川は、南部を都幾川・槻川が、中央部を市野川・粕川が、さらに北部を滑川が流れている。

地質は、洪積層が広がり、丘陵地域は、第三期層、台地がいわゆる関東ローム層で構成されている。

ア 活断層

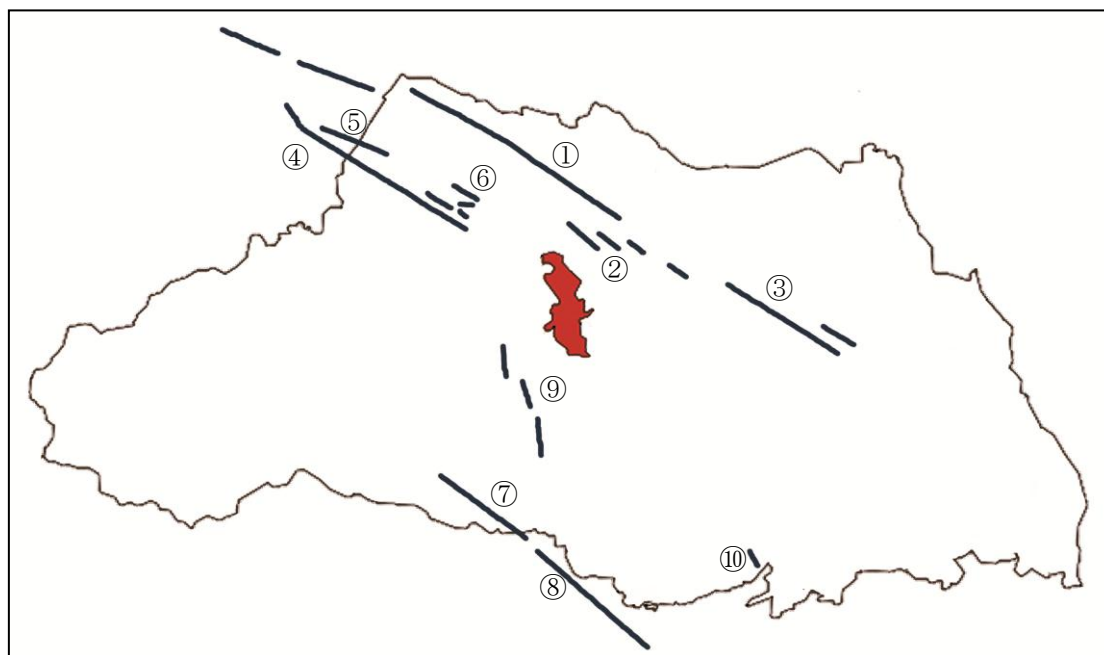
活断層によるいわゆる直下型地震により大きな被害が発生することから最近、活断層に関する研究が盛んに行われている。

埼玉県周辺の活断層図を以下に示す。県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な98の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

○埼玉県内の活断層



①	深谷断層	関東平野	関東平野 北西縁 断層帯
②	江南断層	北西縁	
③	綾瀬川断層	断層帯主部	
④	平井断層	平井—櫛挽 断層帯	
⑤	神川断層		
⑥	櫛挽断層		
⑦	名栗断層	立川断層帯	
⑧	立川断層		
⑨	越生断層		
⑩	所沢聖地霊園断層		

活断層研究会編「新編日本の活断層」
(1991)の確実度Ⅱ以上の活断層をも
とに作成

第2 社会的条件

1 人口

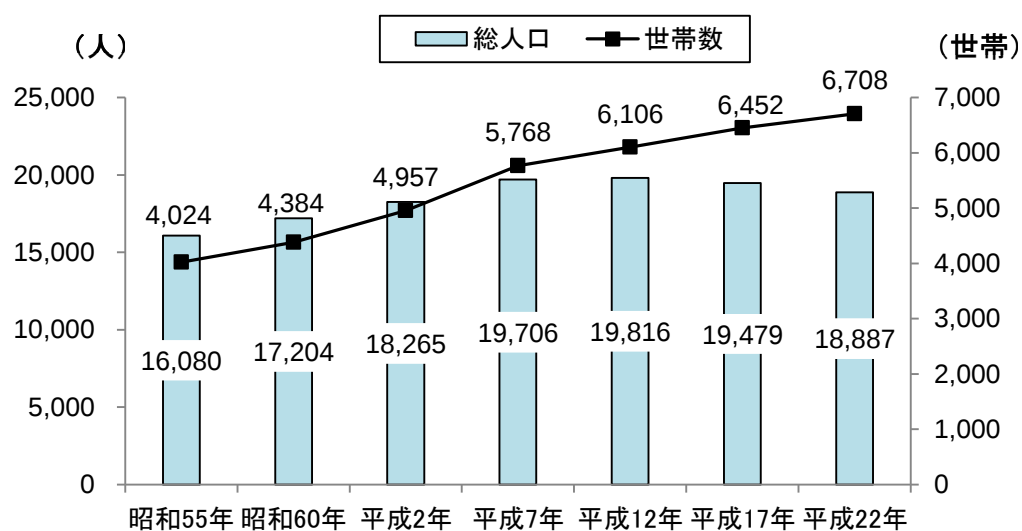
本町の総人口は平成22年10月1日現在の国勢調査では、総人口18,887人、世帯数6,708世帯となっており、世帯数は増加しているものの、総人口が減少となっている。

1世帯あたりの人数は2.82人で、平成17年に比べ、0.2人の減少となった。

また、年齢3区分別でみると平成22年の国勢調査では老年人口の割合が、23.4%を占め、少子高齢化が進行している。

昼間人口比率は、平成22年国勢調査によると104.52%となり、町外への通勤・通学者は6,509人で、このうち東京都が938人である。

○嵐山町の人口と世帯数



2 交通

町の中央に東武東上線の武蔵嵐山駅があり、池袋へは約1時間でいくことができる。

バス交通については、現在小川町駅と熊谷駅を結ぶ路線と武蔵嵐山駅を起点にときがわ町や花見台工業団地などを結ぶ路線が運行されている。

鉄道交通においては、武蔵嵐山駅において平成15年3月に橋上化及び複線化が実現し、運行本数が増え利便性が向上している。平成16年3月に嵐山小川インターチェンジ及びアクセス道路が供用開始し、国道254号バイパスについても4車線化が完了している。

第3 災害の概要

災害の種類は、台風、大雨を要因とする風水害のような気象災害と地震災害とに大別することができる。

1 気象災害

年 月 日	主な災害記録
昭和31年4月30日 (1956)	・晩霜、桑園 330ha
昭和33年7月 (1958)	・干ばつ、水田 160ha
昭和34年9月26日 (1959)	・伊勢湾台風、住家全壊3棟、半壊10棟、物置全壊30棟
昭和41年9月25日 (1966)	・台風26号、死者1名、負傷者2名、住家全壊15棟、半壊10棟、橋梁流出2箇所（災害救助法が適用される。）
昭和54年10月19日 (1979)	・台風20号、住家床下浸水3棟
昭和57年8月2日 (1982)	・台風10号、住家床上浸水12棟、床下浸水23棟、橋梁流出1箇所
昭和57年9月12日 (1982)	・台風18号、住家床上浸水19棟、床下浸水27棟
昭和61年8月4日 (1986)	・台風10号、住家床下浸水1棟、橋梁流出1箇所

年 月 日	主な災害記録
昭和 63 年 9 月 1 日 (1988)	・大雨、住家床下浸水 2 棟
平成元年 8 月 1～2 日 (1989)	・大雨、将軍沢地内 前川堤防崩落
平成 2 年 9 月 30～ 10 月 1 日 (1990)	・台風 20 号、床下浸水 3 棟、道路冠水 1 箇所、道路法面崩壊 8 箇所
平成 2 年 11 月 28 12 月 1 日 (1990)	・台風 28 号、道路冠水 4 箇所
平成 3 年 8 月 20～ 8 月 21 日 (1991)	・台風 12 号、床下浸水 5 棟、水田冠水 15ha、道路法面崩壊 4 箇所、畦畔 3 箇所、道路冠水 4 箇所、山林崖崩れ 1 箇所
平成 5 年 8 月 27 日 (1993)	・台風 11 号、道路法面崩壊 2 箇所
平成 10 年 8 月 27～ 8 月 31 日 (1998)	・豪雨、水路法面崩壊 2 箇所、道路法面崩壊 5 箇所
平成 10 年 9 月 15～ 9 月 16 日 (1998)	・台風 5 号、山林崖崩れ 2 箇所
平成 11 年 8 月 13 日 (1999)	・熱帯低気圧、町道 1－18 号線（八幡橋）、町道鎌形 135 号線（班溪寺橋）橋脚部周辺流失
平成 14 年 10 月 1～ 10 月 2 日 (2002)	・台風 21 号、道路法面崩壊 2 箇所
平成 15 年 8 月 8～ 8 月 9 日 (2003)	・台風 10 号、排水路損壊 1 箇所、山林崖崩れ 1 箇所
平成 19 年 9 月 6 日 (2007)	・台風 9 号、水路土羽面崩壊 1 箇所、道路路肩崩壊 1 箇所、道路照明灯倒壊 1 箇所、倒木 4 箇所
平成 23 年 7 月 19 日 (2012)	・台風 6 号、道路路肩崩壊 1 箇所、道路法面崩落 1 箇所
平成 24 年 6 月 19 日 (2012)	・台風 4 号、倒木 4 箇所

2 地震災害

本町に被害を及ぼした地震としては、次のものがあげられる。

西暦(和暦)	地域(名称)	M	県内の主な被害
1855. 11. 11 (安政 2)	((安政) 江戸地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者 3、負傷者 1,724、家屋全壊 27。幸手付近で家屋 3,243 棟が全壊同様となる被害あり、そのほとんどは液状化によると思われる。
1894. 6. 20	(東京湾北部の地震)	7.0	南部で被害があり、飯能で山崩れがあった。
1923. 9. 1 (大正 12)	(関東大震災)	7.9	死者・行方不明者 411、負傷者 497、家屋全壊 9,268、半壊 7,577。

西暦(和暦)	地域(名称)	M	県内の主な被害
1931. 9. 21 (昭和6)	(西埼玉地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者 11、負傷者 114、住家全壊 63。秩父郡太田村八入峠にかなりの地すべりがあり。
2011. 3. 11 (平成23)	(東日本大震災)	9.0	〈県内〉 死者 1、負傷者 104、住宅全壊 24 半壊 199、一部損壊 16,417、道路損壊 456 〈町内〉 住宅一部損壊 297、ブロック塀損壊 14

※県内の被害を記述。ただし、東日本大震災については、町内の被害も記述。(出典：「日本の地震活動〈追補版〉平成 11 年 3 月」、「新編 日本被害地震総覧〔増補改訂版 416—1995〕(1996 年)」、「埼玉県地質図(山地・丘陵地)解説書(1999 年)」)

3 今後予想される災害

町に発生する災害又は発生が予想される災害は、おおむね次に掲げるとおりである。

- (1) 台風又は集中豪雨による水害(洪水、崖くずれ、山くずれ、地すべり、浸水等の被害)
- (2) 台風、たつまき、突風、季節風による風害
- (3) 雷雨に伴う落雷、雹害
- (4) 大雪による雪害
- (5) 寒冷高気圧による凍霜害
- (6) 地震による災害
- (7) 大規模な火災及び集団的交通災害
- (8) 雨不足による渇水、干害
- (9) 放射線関係事故による放射能汚染
- (10) その他多数の者の生命、身体、財産に危険がある場合

第3節 地震被害想定

県は、平成19年度に「埼玉県地震被害想定調査」を実施している。

県の調査は、今回も含めて4回目となり、前回調査との主な違いは①予測単位となるメッシュの大きさを前回は500mであったのに対し、今回は250mにして詳細に予測を行ったこと、②想定する地震を最近の知見に基づいて見直したこと、③埼玉県内の表層地盤のモデルを最近の知見や新しいボーリングデータに基づいて見直したこと、④1つの地震で想定するケース（季節・時刻・風速）を前回は2ケースだったのに対し、今回6ケースにして様々な状況を予測したこと、⑤最近の地震の被害状況を考慮して、新たな予測項目を設けたこと（エレベーター閉じ込め台数など）である。

第1 想定条件

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変わってくる。そこで、想定地震ごとに以下に示すケースを設定して予測を行った。

1 季節・時刻3ケース

- ・夏12時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬5時－大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・冬18時－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

2 風速2ケース

- ・3m/s－平均的な風速のケース
- ・8m/s－強風のケース

○想定される地震の一覧

今回の県調査の想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震としている。

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震
深谷断層による地震	7.5	
綾瀬川断層による地震	6.9	

○埼玉県地震被害想定調査における想定地震断層位置図



※★印は、アスペリティ（震源域の中で大きくずれ、地震波が出ると考えられる部分）の破壊開始点

第2 埼玉県地震被害想定調査における嵐山町の被害想定結果

埼玉県地震被害想定調査における、5つの想定地震による本町の被害想定は以下の通りである。

想定項目			東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	立川 断層帯	深谷断層	綾瀬川 断層	
最大震度			5.0	4.9	4.8	6.7	5.2	
建物		全壊数(棟)		0	0	0	463	0
		半壊数(棟)		0	0	0	1,349	1
火災焼失数(棟)		冬18時	8m/s	0	0	0	422	0
人的被害	死者数(人)	夏12時	8m/s	0	0	0	16	0
		冬5時	8m/s	0	0	0	33	0
		冬18時	8m/s	0	0	0	28	0
	重傷者数(人)	夏12時	8m/s	0	0	0	20	1
		冬5時	8m/s	0	0	0	30	0
		冬18時	8m/s	0	0	0	37	1
	軽傷者数(人)	夏12時	8m/s	0	0	0	137	1
		冬5時	8m/s	0	0	0	252	0
		冬18時	8m/s	0	0	0	211	2
一日後断水人口(人)			0	10	0	11,693	0	
一日後避難者数(人)		冬18時	8m/s	0	2	0	4,106	0
帰宅困難者数(人)		夏12時	8m/s	2,668	2,444	1,205	2,937	1,513

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

区分	事務又は業務の大綱
災害予防	・ 防災組織の整備に関すること。 ・ 防災教育の実施及び防災知識の普及に関すること。 ・ 防災訓練の実施に関すること。 ・ 防災活動の拠点整備に関すること。 ・ 災害情報の収集、伝達、処理体制の整備に関すること。 ・ 避難計画の策定に関すること。 ・ 防災資機材及び生活物資の備蓄並びに調達体制の整備に関すること。 ・ 災害時医療の確保に関すること。 ・ 災害時要援護者の安全確保に関すること。 ・ 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
災害応急対策	・ 応急活動体制の配備に関すること。 ・ 国、県、防災機関並びに自衛隊への応援要請及び受入に関すること。 ・ 避難勧告又は指示並びに応急措置に関すること。 ・ 災害情報の収集及び災害広報の実施に関すること。 ・ 交通及び輸送力の確保に関すること。 ・ 被災者の救助、医療救護に関すること。 ・ 被災者の生活支援に関すること。 ・ 被災した児童、生徒の応急教育に関すること。 ・ 障害物の除去に関すること。 ・ 応急対策要員の確保に関すること。 ・ 災害廃棄物の処理並びに防疫に関すること。 ・ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
災害復旧	・ 災害復旧計画の作成並びに復旧事業の実施に関すること。 ・ 災害復興計画の策定並びに復興事業の推進に関すること。 ・ 被災者の生活再建の支援に関すること。

第2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。(災対法第4条第1項)

県の機関	事務又は業務の大綱
川越比企地域振興センター	・ 現地災害対策本部に関すること。 ・ 被害情報の収集に関すること。 ・ 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 災害応急対策の把握に関すること。 ・ 災害応急活動の支援に関すること。
東松山保健所	・ 医療品、衛生材料及び各種資材の調達、斡旋に関すること。 ・ 各種消毒に関すること。 ・ 細菌及び飲料水（井戸水）の水質検査に関すること。 ・ 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 ・ 災害救助食品の衛生に関すること。 ・ 被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。
東松山農林振興センター	・ 農業災害融資に関すること。 ・ 農作物、農業用施設、農地の被害状況の調査に関すること。 ・ 被害農作物の管理、病虫害の防除指導に関すること。 ・ 主要農作物の種子、その他農業用資材の調達斡旋に関すること。 ・ 土地改良施設の災害応急対応指導に関すること。
東松山 県土整備事務所	・ 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 ・ 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 ・ 水こう門及び排水機場等に関すること。 ・ 水防管理団体との連絡指導に関すること。 ・ 河川、道路及び橋りょう施設等の災害状況の調査、応急修理及び復旧に関すること。 ・ 障害物の除去に関すること。
西部教育事務所	・ 教育関係の被害状況の調査に関すること。 ・ 公立学校及び施設の災害応急対策並びに指導に関すること。 ・ 教科書及び教材等の配給に関すること。 ・ 文化財の保護に関すること。 ・ 被害地の学校の給食指導に関すること。
寄居林業事務所	・ 林産、治山事業に関する調査に関すること。 ・ 地すべり防止事業に関すること。 ・ 災害対策及び事業の実施に関すること。 ・ 水源林の保全に関すること。

県の機関	事務又は業務の大綱
小川警察署	・ 警告及び避難誘導に関すること。 ・ 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 ・ 交通の秩序の維持に関すること。 ・ 犯罪の予防検挙に関すること。 ・ 行方不明者の搜索と検視（見分）に関すること。 ・ 漂流物等の処理に関すること。 ・ その他治安維持に必要な措置に関すること。

第3 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東農政局	・ 災害予防対策 (1) 堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること。 (2) 農地・農業用施設等を防護するため、ため池・堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること。 ・ 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 災害地における種もみ、その他営農資機材の確保に関すること。 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (4) 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること。 (6) 災害の発生地域に対し、知事からの要請による米穀並びに乾パンの確保供給に関すること。 ・ 復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金融通に関すること。
熊谷地方気象台	・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ・ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る。）及び水象の予報及び警報に関すること。 ・ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東地方整備局	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ・災害予防 (1) 災害対策の推進に関すること。 (2) 危機管理体制の整備に関すること。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 (4) 防災教育等の実施に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 再発防止対策の実施に関すること。 ・応急対策 (1) 災害発生直後の情報収集、連絡及び通信確保に関すること。 (2) 活動体制の確保に関すること。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 二次災害の防止対策に関すること。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。 ・災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施に関すること。 (2) 都市の復興に関すること。 (3) 被災事業者等への支援措置に関すること。

第4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	・災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施。 ・災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。

第5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。
(災対法第6条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社 埼玉支店 携帯電話事業者	・電気通信施設の整備に関すること。 ・災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 ・被災電気通信の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京電力株式会社 熊谷支社	・災害時における電力供給に関すること。 ・被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	・災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。 ・救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 ・主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分に協力すること。
東日本高速道路株式会社 関東支社	〔高速自動車国道に係る〕 ・災害防止に関すること。 ・被災点検応急復旧工事等に関すること。 ・災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること。 ・災害復旧工事の施工に関すること。
日本郵便株式会社 嵐山郵便局 嵐山志賀郵便局	・郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 ・救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

第6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

執行機関	事務又は業務の大綱
東武鉄道株式会社	・鉄道施設の安全保安に関すること。 ・災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第7 防災上重要な機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
比企医師会	・医療及び助産活動の協力に関すること。 ・防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 ・災害時における医療救護活動の実施に関すること。
嵐山消防団	・消防力の整備に努めること。 ・災害の予防、警戒に関すること。 ・災害時の救助、救援に関すること。 ・その他災害対策に関し、比企広域消防本部等と協力すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

執行機関	事務又は業務の大綱
埼玉中央農業協同組合	・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ・農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 ・農作物の需給調整に関すること。
商工会等商工業関係団体	・町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。 ・災害時における物価安定についての協力に関すること。 ・救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
病院等	・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 ・被災時の病人等の収容、保護の実施に関すること。 ・災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
金融機関	・被災事業者等に対する資金の調達に関すること。
嵐山町社会福祉協議会	・災害時要援護者の支援に関すること。 ・災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
社会福祉施設	・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ・災害時における収容者の保護に関すること。
学校法人	・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ・被災時における教育対策に関すること。 ・被災施設の災害復旧に関すること。
行政区・ボランティア団体等	・町が実施する応急対策についての協力に関すること。
自主防災組織	・防災に関する知識の普及に関すること。 ・災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、

執行機関	事務又は業務の大綱
	避難所運営等の応急対策に関すること。 ・防災訓練の実施に関すること。 ・防災用資機材の整備に関すること。
日本赤十字社埼玉県支部・嵐山町分区	・医療救護の実施に関すること。 ・救援物資の配分に関すること。 ・災害時の活動（応急手当・炊き出し・安否確認等）に関すること。
ガス事業者	・ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 ・ガスの供給の確保に関すること。

第5節 地域防災計画の基本的考え方（防災ビジョン）

未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0）」は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

本町においても、空間放射線量の測定や、食材・土壌・水道水等の放射線量の測定を継続し、随時公表している。

国においては、防災基本計画が平成 24 年 9 月に修正されるとともに、災害対策基本法が平成 24 年 6 月に改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

県においては、東日本大震災の課題を踏まえ、平成 23 年 11 月に埼玉県地域防災計画を改訂するとともに、引き続き地震被害想定等の見直しを進めており、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、嵐山町地域防災計画を改訂するものとする。

さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むべきものとなるよう防災ビジョンを設定する。

第1 「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

また、「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化していく。

第2 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」の整備・活用を図る。

また、町地震ハザードマップや防災マップ、避難所マップの活用により危険な箇所を町民に広く周知し、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの生活対策の強化、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

情報の受伝達や広報については、携帯電話事業者による緊急速報「エリアメール」の「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

第3 地震防災対策の推進

公共施設の耐震化・不燃化や関係機関との連携によるライフライン機能の強化などを推進するとともに、市街地での火災延焼防止のため公園・緑地などの整備に努め、災害に強いまちづくりを進める。

また、災害時の避難所・避難場所については、公共施設のほかに町内事業所等の協力を得て場所の確保を検討していく。

第4 耐震化の促進

本町に最も影響を及ぼすと思われる「深谷断層による地震（マグニチュード7.5）」等による被害を最小限に抑えるため、町耐震改修促進計画と連携の上、耐震化の促進を図っていく。

また、建物倒壊等による被害を少なくするため、木造住宅の耐震診断を促すとともに、耐震診断結果に基づく耐震改修工事を促進させる。さらには、橋梁、歩道橋の耐震診断に基づき長寿命化と維持管理を同時に進めていく。

第5 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

本町には、土砂災害警戒区域の指定箇所がある。近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、急傾斜地やため池の安全を確保する必要がある。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、災害時要援護者の避難対策や自主防災活動の強化、防災マップ、避難所マップの活用、避難情報の周知などの連絡体制の充実を図っていく。

第6 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、被害対応を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

第7 事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な災害活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進

める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の創出等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

第8 災害時要援護者対策の推進

一人暮らし高齢者や障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の避難支援を円滑に行うため、災害時要援護者の状況等を登載した災害時要援護者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

第1 防災関係機関

1 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期するものとする。

2 現況

各関係機関において災害対策を実施する組織が編成及び整備されているところであるが、今後、更に充実強化させていく必要がある。また、地震など広域化する傾向にある現在の災害に的確に対応していくため、各関係機関相互の協力体制、補完体制の構築についても、さらに進めていくものとする。

3 防災に関する組織

(1) 嵐山町防災会議

災害対策法第16条第6項に基づき、本町の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、嵐山町防災会議を設置する。防災会議の組織及び運営については、関係法令、町防災会議条例の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

ア 嵐山町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ イに規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

エ 全各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(2) 災害対策本部

町内の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。(災対法第23条の2)

災害対策本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に、検討、見直し、検証を図る。

4 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

5 防災関係機関相互の連携

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにするものとする。

6 応援協力体制

(1) 市町村間の相互応援

町長は、町の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

第2 公共的団体等との協力体制の確立

1 基本方針

町は、町内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

2 協力体制の確立

町は県と協力し、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における被災情報及び避難情報等に協力すること。
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第3 自主防災組織の整備

1 基本方針

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

2 現況

平成25年3月現在、町内には行政区を中心とする12の自主防災組織が結成されている。町内全地区を網羅しており、構成世帯数では100%となっている。

自主防災組織名	構成地区名
菅谷西防災会	菅谷1区～4区、9区
菅谷東防災会	菅谷5区～8区
川島防災会	川島地区
志賀1防災会	志賀1区
志賀2区防災会	志賀2区
むさし台防災会	むさし台地区
平沢防災会	平沢地区
遠山防災会	遠山地区
千手堂防災会	千手堂地区
鎌形防災会	鎌形地区
大根将防災会	大蔵、根岸、将軍沢地区
七郷防災会	古里、吉田、越畑、勝田、広野、杉山、太郎丸地区

※平成25年3月1日現在

3 自主防災組織の整備

(1) 自主防災組織の活動内容

〔平常時〕

- ア 災害時要援護者を含めた地域住民コミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

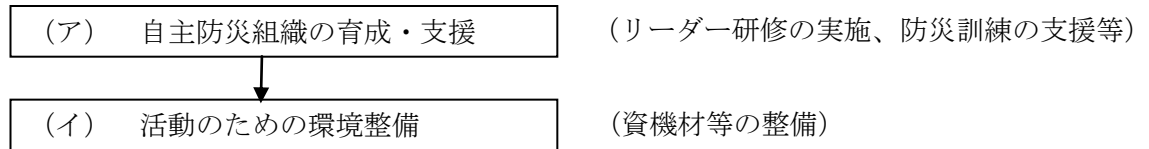
〔災害発生時〕

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- カ 災害時要援護者の安全確立等
- キ 避難所の運営に対する協力

(2) 活動の充実・強化

町は、自主防災組織に対し各種支援による協力体制の確立に努め、防災講演会等の開催及びパンフレットの作成・配布により、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

町は、次に示すような各地区における自主防災組織の指導・育成を図るものとする。



また、自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等の活動を推進する。

第4 事業所等の防災体制の充実

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、町内の事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間町外へ通勤して不在のケースも考えられる。そのため、立地する事業所等の自主的防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

町は、事業所等における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、県をはじめ各関係機関との間で協力体制の確立に努めるとともに、防災パンフレットを配布するなど防災組織の育成に努める。

(1) 施設内の防災組織

町は、学校、及び図書館、ふれあい交流センター等利用者が多く出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図るものとする。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

比企広域消防本部は町と連携し、危険物施設における予防規定及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また高圧ガスは、一般町民の援助を期待することは困難であり、また、消防機関の活動にも限界がある。従って専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を結成し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与えその育成強化を図るものとする。

(3) 事業所内の防災組織

町は、各事業所における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図るものとする。

(4) 関係機関への協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主的防災組織の整備を促進して、民間協力体制の充実を図るとともに、以下に掲げる機関の協力体制の確立に努めるものとする。

ア 民生委員、赤十字奉仕団及び区長会

イ 農林商工関係団体

ウ その他公共的団体及び町民団体

第5 ボランティア等の活動環境の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進し、社会福祉協議会等と協力してボランティア等の活動環境を整備する。

1 支援体制の確保

(1) 活動拠点の設置

町が被災した時は、被害の状況に応じて発災後直ちにボランティアの拠点となる施設の提供を行う。この施設において、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

(2) ボランティア活動の環境整備

町は県と協力し、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

2 登録ボランティア

(1) 災害ボランティア

町は、町民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等ボランティアコーディネート業務

3 災害救援専門ボランティアの派遣要請

災害時には、介護や通訳、建物判定など専門分野の人員の不足が予想される。

そこで、町は、必要に応じて下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアの派遣を県に要請し、災害時の人員不足に備える。

＜専門分野（例）＞

- ・ ボランティアコーディネーター
- ・ 心のケア
- ・ 乳幼児保育
- ・ 介護
- ・ 手話通訳及び外国語通訳
- ・ 外国語通訳
- ・ 情報・通信
- ・ 土木・建築

4 応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣要請

町は、必要に応じて、県に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第2節 防災教育計画

第1 基本方針

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民に対し、自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育を行うものとする。

第2 実施計画

1 町職員に対する防災教育

災害発生時に防災対策の主体となる町職員については、防災に関する知識と適切な判断力が要求されるため、以下に示すような防災教育を行うものとする。

(1) 防災手引きの配布

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び防災の知識等を簡潔に示した防災手引書等を作成・配布し、周知を図るものとする。

防災手引書の作成にあたっては、以下の内容に留意する。

- ア 初動参集
- イ 参集途上の情報収集
- ウ 救助、応急手当
- エ 初期消火
- オ 避難誘導
- カ 避難所の開設、運営
- キ 災害情報の取りまとめ
- ク 広報活動
- ケ その他必要な事項

(2) 現地訓練の実施

町内の地域特性を勘案し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

(3) 研修会及び講習会等

町は、職員の防災意識の向上を図るため、必要に応じて学識経験者や防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講習会等を実施する。

2 消防

消防職員及び嵐山消防団員に対しては、比企広域消防本部を通じ消防の本質と消防責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の習得、体力の練成を図り、もって公正明朗、かつ、能率的に職務を遂行し得るよう教育する。

3 水防

水防業務に従事する団（職）員に対しては、水防法令、水防計画及び実務に対する講習会、研究会等の実施又はその指導を行う。

4 町民等に対する教育

(1) 学校教育

学校の教育活動全体を通じて、地域社会の実情に即し、児童生徒の発達段階や経験

に即応するよう次の事項について防災教育を行う。

- ア 災害発生原因に関する知識の向上
- イ 避難その他の災害対応措置方法の習得
- ウ 自主防災思想のかん養
- エ その他必要な事項

(2) 社会教育

町は、関係機関と連携して、主に社会人を対象として適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

(3) 事業所に対する教育

町は事業所に対し、町の防災対策を周知し、各事業所の位置づけを明確にさせるとともに、災害時に町と事業所従事者が連携して応急復旧にあたるよう、日頃から協力体制を整えておく。そのため、事業所に対しては、自主防災組織の育成や災害時の活動体制等の防災教育を実施し、その啓発に努めるものとする。

第3節 防災知識普及計画

第1 基本方針

1 趣旨

町民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を高めるとともに、防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するものとする。

2 現状

県では、9月1日を中心とする防災週間に、「彩の国だより」やテレビ番組で防災特集を組むほか、啓発用のパンフレットの配布や研修会の開催など様々な方法により、防災知識の普及を図っている。また、防災学習センターでは、体験をとおした防災意識の高揚を図っている。

町では、広報紙、ハザードマップなどにより普及啓発を行っている。

第2 実施計画

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項

1 防災知識の普及内容

- (1) 災害の種別、特性、一般的知識
- (2) 災害対策基本法及び関連法の主旨
- (3) 災害時における心得
- (4) 防災計画の概要
- (5) 被害報告及び避難方法
- (6) 過去の災害の状況
- (7) 災害復旧時の生活確保に関する知識

2 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- (1) 各種行事による防災知識の普及

防災の日、防災ボランティア週間等に講演、映画、講習等の行事を通じて一般町民に広く普及を図る。

- (2) 広報紙による普及

町及び比企広域市町村圏組合の広報紙等に随時防災知識に関する事項を掲載し、普及を図る。

- (3) 講演会・座談会の開催

防災に関する講演会及び座談会を適宜必要と認めるときに開催し、防災知識及び防災思想の普及に努める。

- (4) 防災訓練による広報

防災訓練を通じて町民に対して避難その他防災に関する知識の普及を図る。

- (5) 自主防災組織における知識の普及

各自主防災組織内における講習会及び座談会を通して、それぞれの属する地域における防災知識の普及を図るようにする。

第4節 防災訓練計画

第1 基本方針

1 趣旨

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るため、この計画により防災訓練を実施するものとする。

2 現状

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、県、町、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、町民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

第2 実施計画

1 総合防災訓練

(1) 概要

町は災対法に基づき、防災訓練を実施するものとする。また、定期的な訓練では、応急対策活動に関して習熟するとともに、県、町、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、町民等の組織間の連携体制の確立・強化を図るものとする。

(2) 訓練項目

防災訓練は、必要に応じて以下のような内容を参考に実施する。また、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れるものとする。

ア 町を主とするもの

災害対策本部等の設置運営訓練、災害情報収集伝達訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・救護所運営訓練、自衛隊災害派遣要請訓練、広域応援訓練、道路応急復旧訓練、交通規制訓練等

イ 防災関係機関を主とするもの

消防訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練等

ウ 自主防災組織・町民を主とするもの

応急救護訓練、炊き出し訓練、巡回点検訓練、老人、障害者等の安全確保訓練、避難訓練、避難誘導訓練等

2 水防訓練

出水期前に消防職（団）員訓練計画に基づき水防訓練を実施するものとする。

3 消防訓練

町は、関係機関と連携し消防活動を円滑に行えるよう下記の訓練を実施するものとする。

ア 基礎訓練

イ 火災防御訓練

- ウ 水災防御訓練
- エ 救助救急訓練
- オ 総合防災訓練

4 災害救助訓練

町その他関係機関は、救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等訓練と併せて災害救助訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童、生徒、収容者等の人命を保護するための避難訓練に重点をおくように指導するものとする。

5 災害情報収集伝達訓練

(1) 災害情報の収集伝達機器を最良の状態に保つために実施する。

(2) 訓練の種類

- ア 災害情報収集伝達訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 非常通信訓練

(3) 実施の方法

- ア 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。
- イ 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する。
- ウ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

6 避難訓練

(1) 町が実施するもの

災害時における避難の勧告、避難のための立ち退き等の円滑、迅速かつ確実を期するため、町が中心となり警察その他の関係機関が参加し適当と認める地域の居住者、滞在者及びその他の者の協力を得て実施するものとする。また、職員を対象とした非常召集訓練を行い、その召集状況を把握し対応を検討するものとする。

(2) 小川消防署嵐山分署が実施するもの

ア 非常召集訓練

非常召集訓練は、小川消防署嵐山分署が必要に応じて消防団員を対象に実施し、火災発生（飛火）を想定して通信連絡の要請・水利への誘導・現場指揮要請について訓練を実施するものとする。

(3) 防火管理者が実施するもの

学校、病院、工場、事務所その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

また、防火管理者を置かなくても差支えない施設の管理者においても前記に準じて実施するものとする。

(4) 児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努めるものとする。

(5) 災害時要援護者等の訓練

町民、団体、企業等が行う災害時要援護者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的

訓練に対し資料や情報などの必要な支援を行う。

7 訓練の検証

- (1) 訓練は、実災害を想定して計画を立て災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。
- (2) 評価及び検証の方法
 - ア 訓練後の意見交換会
 - イ アンケートによる回答
 - ウ 訓練の打合わせでの検討
- (2) 検証の効果
 - ア 評価や課題を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。
 - イ 町の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
 - ウ 次期の訓練計画に反映する。

第5節 防災活動拠点計画

第1 基本方針

1 趣旨

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

2 現況

防災活動拠点の種類及び町内における拠点は、次のとおりである。

- (1) 災害対策活動拠点 …………… 町役場庁舎
- (2) 医療活動拠点 …………… 各避難指定場所（救護所）、町内医療機関
- (3) 避難拠点 …………… 各避難指定場所

第2 防災活動拠点の整備

防災活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行う。

- (1) 建築物の耐震化
- (2) 耐震性防火水槽
- (3) 備蓄倉庫

第3 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送道路の指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

（資料編：埼玉県緊急輸送道路）

- ア 町役場庁舎
- イ 町内の関係機関施設
- ウ 防災活動拠点
- エ 避難所・避難場所
- オ 町内の備蓄倉庫、輸送拠点
- カ 臨時ヘリポート

2 緊急輸送道路等の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

第6節 災害情報体制の整備

第1 基本方針

1 趣旨

町が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

町は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築するものとする。

2 留意点

- (1) 最新の情報通信技術の成果を踏まえる。
- (2) 近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術を防災情報システムに適用することが可能となりつつあり、こうした成果を踏まえる。
- (3) 災害ごとの特性、地域特性及び時間特性を踏まえる。

様々な災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくる。夜間に災害が発生した場合や、大規模事故等被害が一部の地域に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保しておく。

第2 情報通信設備の安全対策

1 全体計画

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態を保つために、以下の安全対策を講じる。

(1) 非常用電源の確保

停電に備え、無停電電源装置、バッテリー、断水時にも機能する自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保しておくとともに、これらの定期的なメンテナンスを行うものとする。

(2) 地震への備え

防災情報システムのコンピュータが設置される場所については、地震の揺れで転倒しないよう各種機器に転倒防止措置を施しておくものとする。

(3) システムのバックアップ化

無線ネットワークシステムを多ルート化し、また、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努めるものとする。

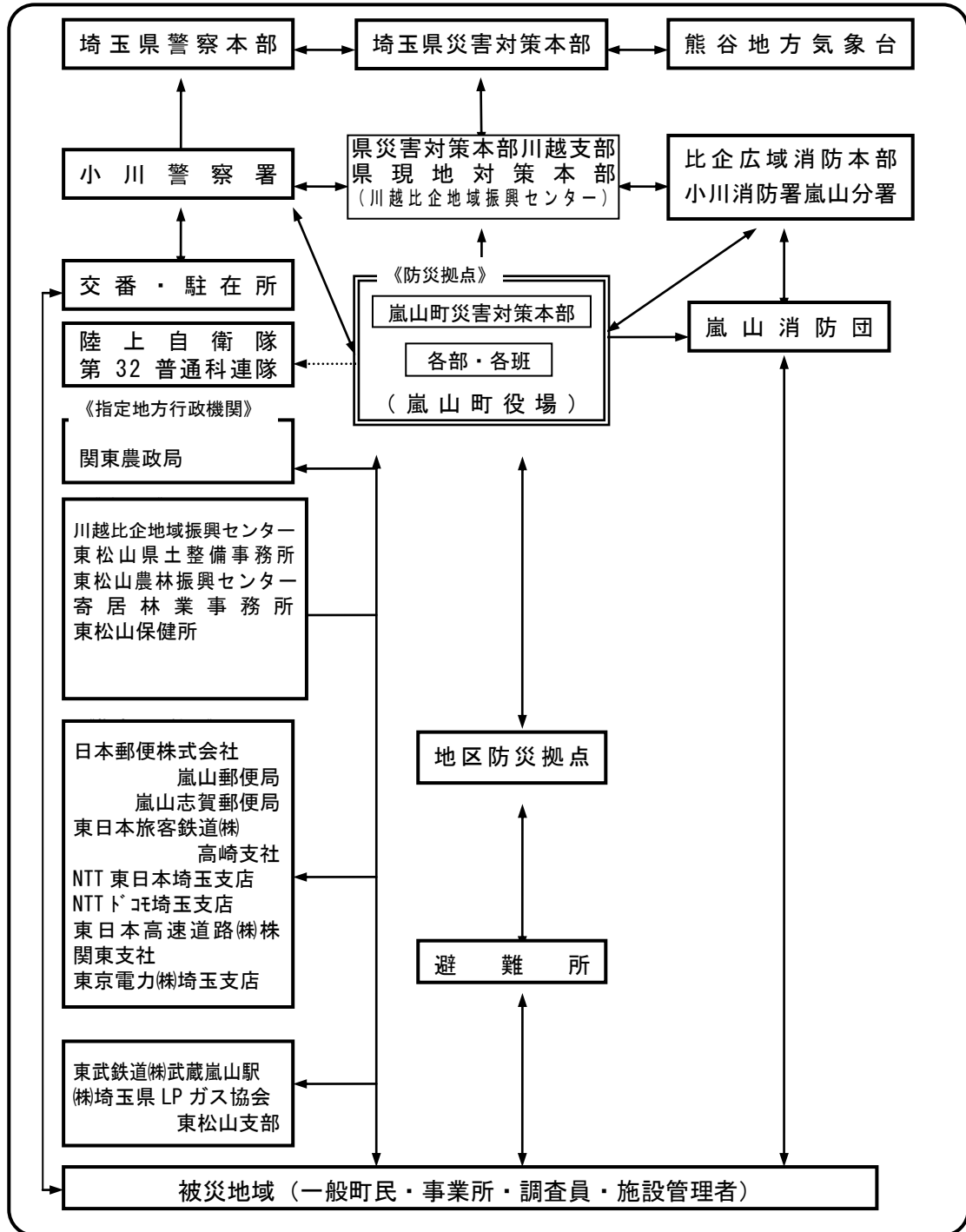
第3 災害情報連絡体制の整備

1 災害情報ネットワークの構築

本町は、災害対策本部及び防災関係機関が、情報を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

災害情報ネットワークは、以下に示す全体構成図のとおりである

災害情報連絡体制の全体構成



2 通信連絡体制の確立

本町及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立するとともに、地区防災拠点や避難所等に対し災害情報等を伝達するための体制を確立する。

そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

3 通信連絡方法

通信連絡は、原則として防災情報システム、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。また、通信網の多ルート化を進めるため、防災無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

第4 情報収集伝達体制の整備

1 全体計画

(1) 情報収集体制の整備

町は、町内の被害状況等を把握するため、以下の様な情報収集システムの整備を図っていくものとする。

ア 自主防災組織等からの通報システム

イ 既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム

ウ 町防災行政無線システム

エ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム

オ 駆けつけ通報等

(2) 情報伝達体制の整備・確立

町は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制の整備を図っていくものとする。その際、防災行政無線、緊急速報エリアメール、アマチュア無線、タクシー無線、ツイッター等のソーシャルメディアを含むパソコン通信システム等を有効的に活用していくものとする。

(3) 災害通信施設の整備

災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、災害通信施設の整備等を図る。

ア 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

イ 災害時優先電話の周知

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、あらかじめ町役場、小中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話としてNTT東日本に登録している。

町は、平素から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるように努める。

周知事項

- ・登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ・災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

(4) 町ホームページの整備

町は、災害時にインターネット回線等を通じた町ホームページで災害情報の提供や町民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。

(5) エリアメールの活用

携帯電話事業者は、気象庁が配信する緊急地震速報や地方公共団体が発信する災

害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者限定して配信している。

気象庁から配信された一般向け緊急地震速報を利用して最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域（全国を約200の地域に区分）の携帯電話に一斉配信する。これまで配信対象としてきた気象庁の緊急地震速報に加えて、地方公共団体による災害情報や避難情報などの緊急情報を配信可能とした。嵐山町においても、災害情報や避難情報の発信体制が整備されている。

2 情報収集伝達体制の現況

防災行政無線の現況及びシステムの系統は次のとおりである。

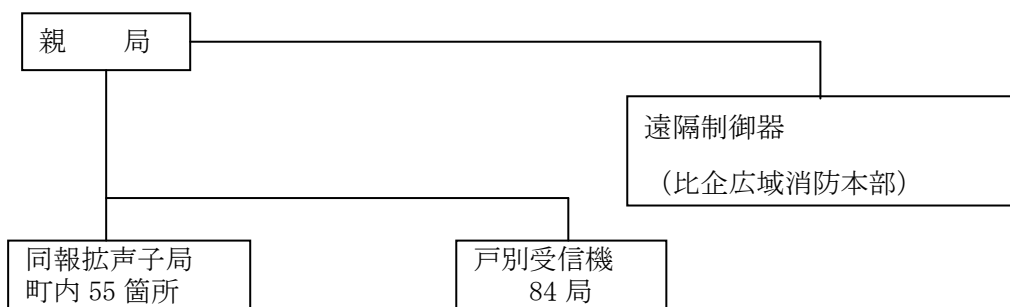
(1) 防災行政無線の現況

	局の種別		設置数	設置場所
固定系	親局		1局	
	遠隔制御器		1局	比企広域消防本部
	同報拡声子局		55局	
	戸別受信機		84局	
移動系	基地局		1局	
	統制付遠隔制御器		1局	地域支援課
	遠隔制御器		4局	総務課、町民課、まちづくり整備課、第二浄水場
	陸上移動局	車載用	10局	
		携帯用	10局	
		集落可搬型	2局	北部交流センター B & G 海洋センター

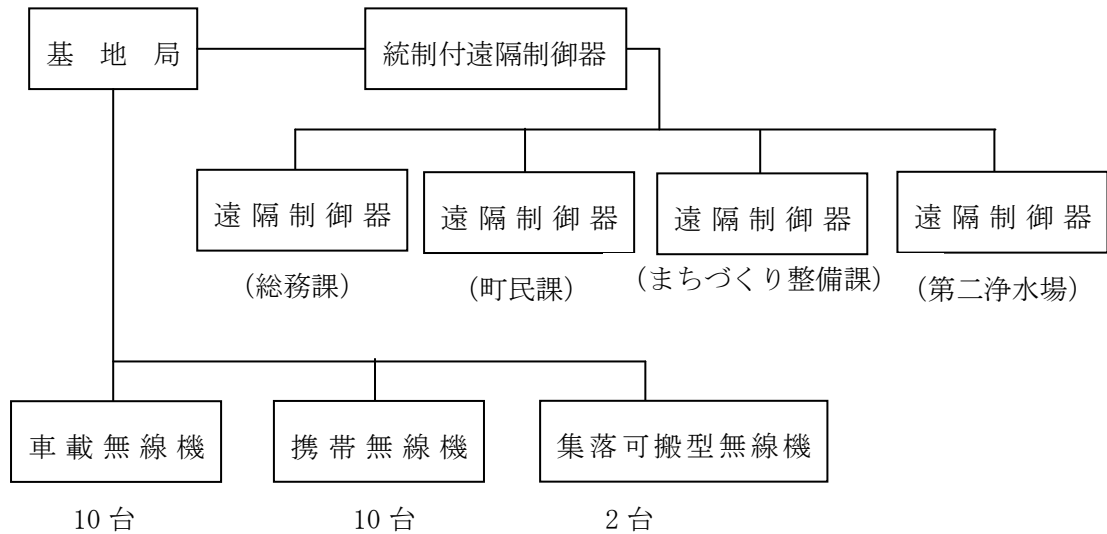
(2) 嵐山町防災行政無線局システム系統図

〔固定系〕

周波数：68.565MH



〔移動系〕
周波数：466.225MH



嵐山町防災行政用無線局構成図

- (3) 管理一覧表
(資料編：防災行政無線局管理一覧表参照)

3 短期計画

- (1) 防災行政無線の整備促進
町防災行政無線（同報系無線）の整備を促進するとともに、移動系無線として地域防災無線の整備を強力に促進する。
- (2) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施
災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第5 情報処理分析体制の整備

1 災害情報の種類

災害時に得られる情報について迅速な処理・分析が行えるよう、処理・分析体制を整備する。

- (1) 災害時に取り交わされる情報
- 観測情報：地震計等からの情報
 - 被害情報：物的被害、人的被害、機能被害、帰宅困難者に関する情報
 - 安否情報：災害時要援護者に関する情報
 - 措置情報：県、町、防災関係機関の行う対策に関する情報
 - 生活情報：ライフラインなど生活に関する情報
- (2) 事前に準備すべき情報
- 地域情報：地形、地質、人口、建物、公共施設などの情報
 - 支援情報：防災組織、対策手順、基準などの情報

2 災害情報データベースの整備

本町は、平時より災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備を検討する。なお、災害情報データベースシステムの整備にあたっては、地理情報システムを活用し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有するよう努める。

3 災害情報シミュレーションシステムの整備

本町は、上述のデータベースを活用した人的、建物延焼等被害の想定、避難、救助、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの整備を検討する。

第6 報道機関との連携

地震災害時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、町民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。この点、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。

このことから、本町は、地震災害時における放送について各報道機関と協定を締結するなど、報道機関との連携に努めるとともに、連絡体制の整備を行う。

第7節 避難予防対策

第1 避難予防計画の概要

1 趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被災者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難予防計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所・避難場所（以下「避難施設」という。）の運営及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を作成する。

2 留意点

(1) 町民、行政及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定にあたって、町民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難所及び避難路は、日頃より標識等によりわかりやすく標示し、町民に周知徹底しておくことが重要である。

(2) 夜間・停電時等の避難への備え

町は、夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられるため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発を行っていく必要がある。

3 現状

(1) 避難計画の策定

町は、地域防災計画の中で避難計画に基づいて避難予防対策を実施している。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

それぞれの施設では、防火管理者を中心として消防計画を策定しており、それらの中で避難計画を定めている。

(3) 学校等の避難計画

それぞれの学校等では防火管理者を中心として消防計画を策定しており、それらの中で避難計画を定めている。

第2 避難計画の策定

1 避難計画の策定

町は、避難計画を作成するとともに、区及び自主防災組織等を通じて、避難体制確立に努める。

また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどを予め整備する。

この場合、災害時要援護者の対応についても、配慮する。

なお、避難施設及び避難路の確保については、次のとおりとする。

（資料編：避難所、避難場所一覧）

(1) 避難施設

災害発生時において、主に近隣の住民が避難する避難施設を選定し確保する。(広域避難場所となるものを除く)

(2) 避難路の選定と確保

町は、市街地の状況に応じて次の基準によりあらかじめ避難路を選定し確保する。

ア 避難路は、幅員6m以上の道路とする。

イ 避難路は、極力相互に交差しないものとする。

ウ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい施設がないよう配慮する。

エ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 避難施設の運営

避難所等を指定した場合において、施設及び場所ごとに運営のためのマニュアルを作成する。

2 避難所機能の整備

(1) 耐震性の確保

昭和56年以前に建築された施設については、耐震診断を計画的に実施し、その結果を踏まえて耐震補強対策を行う。

(2) 物資の備蓄

災害時に避難所開設が適切に実施できるよう、物資の計画的な備蓄を図るとともに、調達に当たっては、高齢者・障害者など災害時要援護者に配慮した物資も確保する。

(3) 通信施設の確保

災害時に避難所との通信が確保できるよう、災害時優先電話の登録、無線通信の整備等を推進する。

(4) 要援護者に配慮した施設の整備

要援護者が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ、エレベーター、手すり等を整備するなど施設のバリアフリー化を推進する。

3 福祉避難所の指定

町は、高齢者、障害者等、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」として予め指定するように努める。

なお、指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、災害時要援護者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

(1) 相談等に当たる介助員等の配置(概ね10人の対象者に1人)

(2) 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の福祉用具の整備

(3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

4 避難計画策定への協力

町は、災害時に町内の国県の施設を避難施設として利用できるよう協議しておくものとする。

5 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期するものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難施設、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備え、学校等においては、避難地の選定、収容施設の確保並びに教育及び給食の実施方法等
- (3) 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、移送の実施方法等
- (4) 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難施設、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保及び給食等の実施方法等
- (5) 駅等の不特定多数の人が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人の行動、心理の特性を考慮した上で、避難施設、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- (6) 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、並びに町、警察署、消防署との連携等

6 公立学校等の避難計画

各学校長等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難計画を作成する。

(1) 防災体制の確立

ア 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成にあたっては、公立小中学校管理規則等に従って計画される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

イ 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

ウ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面からその本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

エ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

(ア) 日常点検の実施

職員室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

(1) 定期点検の実施

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、消防署、警察署、町及び区等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

7 私立学校等の避難計画

町は県と協力し、私立学校等が4に準じて自主的に対策をたてるよう助言するものとする。

8 災害時要援護者の避難支援プラン

町は、災害時要援護者の避難支援体制を整備するため、災害時要援護者避難支援プランを整備・活用するものとする。

第3 避難勧告等発令判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難勧告等ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努め、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

1 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

(1) 町長が不在時の発令代行の順位

(2) 発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備

第8節 物資及び資機材等の備蓄

第1 基本方針

1 趣旨

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

2 留意点

(1) 想定される災害の種類と対応

備蓄品目及び数量の目標値は、被害が甚大となる震災を対象とし、震災対策編で定めたものとする。

(2) 災害発生時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行う。企業等に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していくものとする。

(3) 既存施設の活用

備蓄拠点として既存の町有施設等を積極的に活用する。

(4) 災害時要援護者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、災害時要援護者に配慮した品目を補充していくものとする。

(5) 備蓄品の分散

食料、生活必需品等の備蓄については、様々な災害に対応するため、備蓄倉庫等町内各施設に分散し、備蓄していくものとする。

第2 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 食料の備蓄

(1) 実施主体

町及び町民

(2) 食料給与対象者

災害時の食料の給与の対象者は、避難住民及び災害救助従事者とする。

(3) 目標数量

地震被害想定調査で想定した「深谷断層による地震」による一日後の避難人口の、3日分に相当する量を目標として、町及び町民が備蓄するものとする。

なお、町は、事前に1日分の物資を備蓄及び協定により確保しておき、2日目以降については、民間業者からの調達や町民の備蓄とし、状況により県等に応援を要請する。

○必要な備蓄量

備蓄目標（深谷断層による地震への備え）

一日後の避難者数は約 4,106 人と予想されている。

本町が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

約 4,106 人×1 日 3 食×1 日分＝約 12,318 食

(4) 品目

食料は、原則として保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。例示すると以下のとおりである。

主食品アルファ米、乾パン、おかゆ、クラッカー等

乳児食粉ミルク、離乳食等

その他保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

(5) 備蓄場所

町は、避難所に指定されている施設及び防災倉庫等を備蓄場所として整備するとともに、町内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(6) 食料の備蓄計画の策定

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておくものとする。

(7) 食料の備蓄

町は、(6)の食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。

また、町は、町民に対しても各々 1 日分の居宅での備蓄を促進していく。また、乳児への粉ミルク等の不足分については、1 日分は本町が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応していくものとする。

2 食料の調達

(1) 食料の調達計画の策定

町は、被害想定に基づく被災者の人数に基づく食料の必要数量等を把握の上、食料の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定しておくものとする。

(2) 食料の調達体制の整備

災害時において被災人口が拡大すると、備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、(1)の食料の調達計画に基づき、主食、副食、日用品等の生産者及び関係業界と協議し、物資調達に関する協定の締結に努め、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

生産者及び関係業界等において物資の調達が困難であり、かつ近隣市町村からの調達も難しいときは、知事へ食料の供給を申請し、調達するものとする。

(3) 食料の輸送体制の整備

町は、災害時の食料の輸送に備え、生産者、販売業者及び輸送業者との十分な協議を行うとともに、町が備蓄並びに調達を行う食料の輸送に関して業者との協定の締結

に努める。

(4) 食料集積地の指定

町は、食料の集積地として輸送及び連絡に便利であり、かつ管理が容易な施設として以下の施設を町指定集積地とする。

また、町内の地域性を考慮して、各地区に集積地の候補地を選定し、必要に応じて指定集積地とするものとする。

町指定集積地

施設名 嵐山町役場

3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(2) 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給（貸）与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠かせない生活必需品を喪失又はき損し、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(3) 品目の例示

主として、以下の品目を備蓄し、必要に応じて下記以外の品目も併せて備蓄する。

ア 寝具 イ 外衣 ウ 肌着 エ 身の回り品 オ 炊事用品 カ 食器
キ 日用品 ク 光熱材料 ケ 簡易トイレ コ 情報機器 サ 災害時要援護者向け用品（紙おむつ、衛生用品等）

(4) 生活必需品の備蓄計画の策定等

ア 生活必需品の備蓄計画

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

イ 生活必需品の備蓄

町は、アの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

(5) 生活必需品の調達計画の策定等

ア 生活必需品の調達計画の策定

町は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達方法を把握しておくものとする。

イ 生活必需品の調達体制の整備

生活必需品は、町内の取扱業者を中心に調達するものとするが、町内業者において調達が困難であり、また、近隣市町村からも調達ができないときは、食料の調達と同様に県知事へ物資の供給を申請して調達するものとする。

(6) 生活必需品の輸送体制の整備

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、町が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

(7) 生活必需品集積地の指定

町は、生活必需品の集積地として食料集積地と同じ場所を町指定集積地とする。

4 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(2) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、緊急を要する病院等の医療機関及び上水道の給水が停止した断水世帯とする。

(3) 1日あたりの目標水量

県が地震被害想定調査で想定した「深谷断層による地震」によると次の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3ℓ/人・日	生命維持に必要最小な水量
災害発生から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100ℓ/人・日	通常の生活が不便であるが、生活可能な水量
災害発生から21日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(4) 町の貯水施設の現況

施設名	耐震有無	所在地	最大貯水量
第1浄水場	有	大字千手堂 401-1	300 m ³
第2浄水場	有	大字志賀 647-2	—
配水塔	有	〃	2,200 m ³
配水池	有	大字千手堂 848-2	2,000 m ³
第3配水場	有	大字吉田 1925-2	4,000 m ³

(5) 品目

町は、応急給水資機材として、主に以下の品目を備蓄・調達する。

ア 給水タンク イ ポリ袋 ウ ウォーターバック エ その他

(6) 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄、並びに調達計画を策定しておくものとする。

(7) 給水拠点の整備

町は、緊急備蓄用としての緊急遮断弁付き配水池を築造していくものとする。

(8) 応急給水資器材の備蓄

町は、(6)の応急給水資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを行うものとする。

(9) 応急給水資器材の調達体制の整備

町は、応急給水資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資器材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得るように努める。

(10) 災害時協力井戸制度等の検討

災害により水道施設が被災し、生活に必要な水を得られない場合に備え、町内で井戸を所有している人を対象に、災害時協力井戸を募集し、登録制度等を検討するものとする。

第3 防災用資機材の備蓄体制の整備

1 防災用資機材の備蓄

町は、救助活動について発災直後に行わなければならないため、防災用資機材については日頃から備蓄及び整備に努めるものとする。

(1) 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請する。また、町は自主防災組織が要望する防災資機材の整備について支援していく。

(2) 目標数量

各避難所及び避難場所の収容人員を目安とする。

(3) 品目

ア 仮設トイレ イ 救助用資機材（バール、のこぎり等）

ウ 移送用具（自転車、バイク、リヤカー等）

エ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 オ 発電機

カ 投光機 キ 炊飯器 ク テント 等

(4) 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、災害発生直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や行政区単位で備蓄場所を整備していくものとする。

(5) 防災資機材等の備蓄計画の策定

町は、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織或いは各行政区単位での備蓄体制を整備しておくものとする。

(6) 防災資機材等の備蓄

町は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行うものとする。

第4 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

災害時に医療救護班が使用する医療救護資機材、医薬品の確保に関し必要な対策を推進する。

(1) 医療救護資機材、医薬品の備蓄体制の整備

町は、災害時に医療救護班が使用する医療救護資機材、医薬品等を備蓄する体制を比企医師会等関係機関との協議のうえ整備する。

(2) 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

町は、災害時の医療救護資機材、医薬品等を確保するため、医薬品卸売業者等と協定を締結し調達体制の整備を図る。

第9節 医療体制等の整備

第1 基本方針

1 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制及び被災者の輸送体制について整備を図るものとする。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

2 留意点

災害発生直後は、119 番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る必要がある。

第2 初期医療体制の整備

1 初期医療体制の整備

町は、医師会、薬剤師会等の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 医療救護班の編成
- (3) 医療救護班の出動
- (4) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- (5) 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援するための計画を定めるものとする。

3 医療（助産）活動を行う組織

町は、災害時の医療（助産）活動を実施する組織として、医療救護班を編成し、これに町内医療機関及び医師会等の協力を得て活動していくものとする。

4 救護所の整備計画

災害時、医療機関への搬送が困難な傷病者に対しては、町内の各地区に所在する施設を救護所とするものとする。なお、救護所の設置予定場所は、次のとおりとする。

救護所の設置予定場所

設置予定施設	所在地
菅谷小学校	大字菅谷 577
七郷小学校	大字吉田 1913
志賀小学校	大字志賀 540
菅谷中学校	大字菅谷 649
玉ノ岡中学校	大字杉山 610
健康増進センター	大字杉山 1030-1
嵐山幼稚園	大字鎌形 2230

第3 後方医療体制の整備

県は、災害拠点病院として、県内に「基幹災害医療センター」を1か所、「地域災害医療センター」を1か所指定している。また、保健所管内別に救急医療病院を指定している。

1 後方医療体制の整備

救護所や町内医療機関では対応できない重症者や特殊医療を要する患者については、後方医療施設に搬送して治療を実施する必要があることから、消防本部と連携協力して重症者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を図る。

(1) 後方医療支援体制の確立

町は、救護所や町内医療機関では対応できない重症者等を受け入れる等の後方医療支援の体制について、県、関係医療機関との協議のうえ確立を図る。

(2) 搬送体制の整備

救護所から救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外の後方医療機関への広域搬送（二次搬送）について、町有車両、救急車やヘリコプター等を利用した搬送手段、輸送順位及び輸送経路を事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。

第4 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、県内外の他市町村と災害時における医療協力体制の整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医療品及び医療資機材の調達等すべての医療救護面において、広域的な応援協力要請について情報連絡するための連絡網の整備を図る。

第10節 気象業務整備計画

第1 基本方針

気象に関する自然災害を防止するため、気象観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備・充実を推進するものとする。

第2 観測施設等の整備

気象官署は予報を的確に行い、適切な時間に注意報・警報を発表するよう気象観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努力するものとする。

第3 気象観測及び通報体制

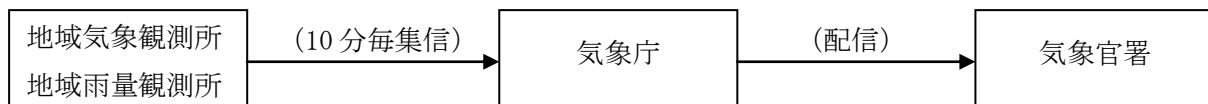
（地域気象観測システム：通称「アメダス」）

集中豪雨などの異常気象を監視し、適切な防災対策を講ずるため、気象官署の観測網だけでは不十分なため、きめ細かな観測網が必要である。

このため、気象庁は、全国約1,300か所、県内14か所に観測所を展開し、観測資料を電話回線により気象庁に集信し、各気象官署に配信するシステムを整備した。

地域気象観測システムの観測所の種別

観測所の種別	観測通報データ	集信時刻
地域気象観測所 (気象官署及び特別地域気象観測所含む)	降水量、気温、風向、日照	10分毎集信
地域雨量観測所	降水量	10分毎集信



第11節 水害予防計画

第1 基本方針

水害の予防と早期発見は被害の軽減を図るために極めて重要である。このため、町内の河川水路等の現況を把握し、県等に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努め適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

第2 現状

水害の予防としては、多量の降雨による河川の氾濫、低地の浸水などの災害予防が考えられる。

本町では、市街地の開発により住宅等が建設されこれまで遊水機能を有していた水田等が減少しつつあり、降雨による浸水の被害が予想される。

河川は、都幾川、槻川、市野川、粕川、滑川が貫流しており、これらの河川改修は計画的に進められてきているが、用水を兼用している箇所もあり河床勾配が緩流であるため、豪雨により河川流量が増加し排水路等の機能が困難になり、氾濫したり低地に浸水するおそれがある。

第3 対策

台風又は集中豪雨により、家屋、田畑又は道路等に浸水のおそれのある地域については、平常時から町は事前に調査を行い排水計画を確立するとともに整備を促進する。

1 河川施設の整備

降水による浸水や滞水から守るため計画規模に応じた河川改修を進め、国、県等関係機関に対しては、河川改修整備の促進を要望していく。なお、整備にあたっては、特に浸水被害の発生頻度の高い地域を優先的に整備するものとする。

2 遊水機能の保全

遊水及び保水機能の低下による河川治水機能への負荷の増大を軽減するため公共施設を中心に貯留浸透施設の整備促進を図るなど、浸水被害の防止策を推進する。

3 施設等の維持、補修

風水害等に際し、応急対策に必要な施設や資機材等を整備し、有効、適切に使用できるよう、点検及び補修など施設の維持管理に努めるとともに、現況を把握しておく。

4 浸水危険地域への対応

水害の危険性が高い地域を重点に浸水予想地域の周知を図り、洪水に関する知識の普及、あるいは水防活動の啓発などを行うとともに、自主防災組織の育成を図っていく。

第12節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、町民の生命、身体、生活、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、県と協力して土砂災害警戒区域等を指定するなど災害を予防するための計画を定めるものとする。

第2 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

1 現況

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して 30° 以上の角度をなしその高さが5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの及び人家は無いものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

急傾斜地崩壊 危険箇所Ⅰ	人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む)ある箇所	自然斜面	3箇所
		人工斜面	0箇所
急傾斜地崩壊 危険箇所Ⅱ	人家が1～4戸ある箇所	自然斜面	10箇所
		人工斜面	0箇所
急傾斜地崩壊 危険箇所Ⅲ	人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性がある箇所	自然斜面	28箇所
		人工斜面	0箇所
合 計			41箇所

(資料編：急傾斜地崩壊危険箇所の現況)

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

- (1) 知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上である土地をいう。)で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする場合は関係市町村長の意見をきいて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として、指定することができる。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

ア 急傾斜地の高さが5m以上

イ 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

- (2) 指定の効果

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、公示するとともに、その旨を関係市町村に通知しなければならない。

主なる指定の効果は次のとおりである。

ア 行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、知事の許可を受けなければならない。

イ 土地所有者等の土地保全の努力義務

ウ 改善措置の命令

エ 急傾斜地崩壊防止工事の施工

オ 災害危険区域の指定

3 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 対策事業の推進

町内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所があり、土地所有者等が被害を受けるおそれがあるため、県に対し崩壊防止等の対策工事の早期着手を要望する。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町は、地域住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

4 土地開発等に対する指導

近年の宅地造成などの人為的な切土等により地滑り等が発生するおそれもあるため、町は土地開発等の土木工事における適正な施行について指導を適宜行うものとする。

5 避難体制の確立

連続降雨や集中豪雨等により土砂災害の発生のおそれがあると思われる場合に、速やかに避難ができるよう、あらかじめ連絡手段、連絡方法など避難体制の確立を図るものとする。

第3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立

1 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害危険箇所について、下記の警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 土砂災害危険箇所の周知、情報の提供
- (2) 避難準備情報の伝達方法
- (3) 避難勧告及び避難指示の伝達方法
- (4) その他警戒避難体制のために必要な事項

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努めている。また、町は以下の警戒避難体制を整備する。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、町は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

町は指定される土砂災害警戒区域等における町民の安全確保対策のため、県及び熊谷地方気象台から発表される土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象等に基づき必要と認める地域の住民に対し避難準備情報、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに安全な避難所を明示し、以下の項目を留意して土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

ア 土砂災害警戒区域を含む行政区や町民に対して土砂災害ハザードマップを配布・公表し、町民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。なお、土砂災害ハザードマップには土砂災害警戒区域図等をもとに、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、災害時要援護者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

イ 土砂災害警戒区域内の住民を対象に土砂災害を想定した防災訓練を開催する。

ウ 土砂災害警戒区域内における災害時要援護者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、災害時要援護者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設毎に具体的な避難支援計画を整備する。また、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、FAX等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

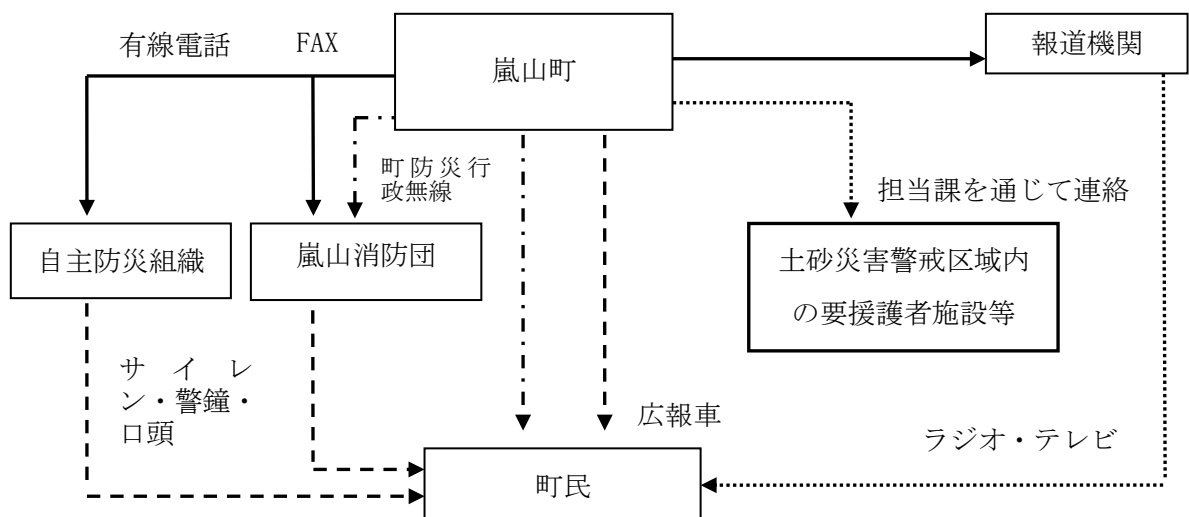
知事は町長の意見を聞いて土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。

ア 住宅宅地分譲地、災害時要援護者関連施設の建設のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告

3 土砂災害警戒情報伝達方法系統図



4 土砂災害ハザードマップの整備

急傾斜地崩壊危険箇所の分布、県が指定する土砂災害警戒区域等をもとに嵐山町土砂災害ハザードマップを整備・活用し、土砂災害に対する危険性の周知と避難対策を推進していく。

第13節 防災まちづくり計画

第1 基本方針

1 趣旨

災害による市街地の被災を最小限にとどめるため、市街地の避難施設、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを行うものとする。

2 留意点

災害に強いまちづくりは、町民との協働で行うものである。このため、町民参加による取り組みが必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で町民の参加と協力を求め協働の実現を図っていく必要がある。

第2 実施計画

1 防災まちづくりの基本的な考え方

- (1) 市街地の実情に応じた、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。
主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れた計画策定を行う。
- (2) 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- (3) 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政界を越えた市町村連携型の対応を図る。
- (4) 高齢者・障害者等の災害時要援護者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- (5) 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、町民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間整備を図る。

2 防災まちづくりの基本的施策

- (1) 自然空間の計画的保全
市街地周辺の自然空間の計画的保全や行政区にまたがるオープンスペースの保全・整備を進める。また、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林や農地等の自然空間の計画的保全を図る。
- (2) 避難地、避難路の確保・安全化
自然空間や都市公園等を利用し広域避難地の確保・整備を図るとともに、広域避難地までの避難路として、道路拡幅や、歩道の整備、沿道建物の耐震・不燃化等により安全化を図るものとする。
- (3) 防火・準防火地域の指定促進
市街地大火の危険性のある地域を中心に地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を促進する。

第14節 災害時要援護者の安全対策

第1 基本方針

1 趣旨

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者及び障害者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者などが災害の発生時において被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、災害時要援護者等の避難支援プラン等の安全確保対策を推進していくものとする。

2 留意点

(1) 地域との協力体制の整備

災害時要援護者の安全確保は、行政とともに地域の住民が協力し一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が災害時要援護者である場合を想定して施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 対象による配慮

災害時要援護者の対象ごとに必要な援護を行えるようにする。なお、おおむねの区分は次のとおりである。

ア 高齢者及び乳幼児

日常から介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者

イ 傷病者及び障害者

傷病や障害により介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者

ウ 旅行者

地理が不案内で、災害時の援護が必要な者

エ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者

3 現況

(1) 町においては、民生委員や近隣住民により、平常時から高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている。

(2) 町は、高齢者及び障害者に対して、緊急通報システムへの設置事業を実施している。

第2 社会福祉施設等入所者の対策

1 消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町はこれを指導していくものとする。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

3 災害情報の伝達体制の整備

町は、社会福祉施設等への積極的な災害情報の提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、社会福祉施設等の受信確認を含めた伝達体制を整備する。

4 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し入所者を所定の避難場所への誘導、移送のための体制を整備していくものとする。

5 災害時要援護者の避難計画

町は、災害時における災害時要援護者の避難所として、民間の社会福祉施設に協力を仰ぎ福祉避難所を確保する。

6 施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させ、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

7 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

8 食料、防災資機材等の備蓄

町は施設管理者に対し、災害に備えて以下に示す食料物資等を備蓄するよう指導していくものとする。

- (1) 非常用食料（特別食を含む。）（3日分）
- (2) 飲料水（3日分）
- (3) 常備薬（3日分）
- (4) 介護用品（3日分）
- (5) 照明器具
- (6) 熱源
- (7) 移送用具（担架等）

9 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町はこれを促進する。

10 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から近隣の区や自主防災組織、ボランティア団体及び町内各学校との連携を図っていくものとする。

第3 在宅の災害時要援護者の対策

1 災害時要援護者避難支援プランの作成

支援プランの作成にあたっては、あらかじめ要援護者に日頃接している社会福祉協議会、民生委員、区長、介護保険制度関係者、障害者団体等の保健福祉関係者及び医療機関に周知し、協力体制を整備しておくものとする。

災害時要援護者支援プランには、次の項目を含める。

- ・対象とする災害の種類と程度
- ・どのような時に要援護者を支援するのか
- ・誰がどのような手順で、どのような支援をするのか（安否確認、救出活動、避難支援、生活支援、こころのケア等）など、具体的な支援の内容
- ・平日の昼間、休日・夜間などの対応について
- ・使用する資機材及びその所在場所

2 在宅の災害時要援護者の把握

町は、在宅の災害時要援護者の「名簿」或いは「要援護者マップ」等を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握しておくものとする。

3 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

4 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町、その他の公共機関は、災害時要援護者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとする。また、集客施設の管理者に対しても施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう、促進していくものとする。

5 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営体制を整備する。

6 救急医療情報カードの普及

町及び比企広域消防本部は、災害時要援護者への効果的な救援・援護を行うため、災害時要援護者が援助を必要とする内容がわかる救急医療情報カードを普及させる。

7 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット等の配布を行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

8 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておくものとする。

(2) 社会福祉施設との連携

災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図るとともに、福祉避難所として施設の一部を提供する協定の締結に努める。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていくものとする。

(3) 避難支援プラン（要援護者個別計画）の活用

避難支援プラン（要援護者個別計画）を活用し、地域を主体とする災害時のきめ細かな支援体制を確立しておくものとする。

9 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておくものとする。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等との連携体制を整備しておくものとする。

第4 外国人への対策

1 外国人の所在地の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

3 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を行なうよう努める。

4 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施するよう努める。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図るよう努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、必要な職員を動員配備してその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

第1 活動体制

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動にあたってとるべき体制の種別及び配備区分

(1) 地震発生時

配備区分	配備基準	活動内容	配備体制の決定
レベル1 (初動体制)	・震度3の揺れが発生した場合	施設の被害確認及び報告	震度3で自動的に入る。
レベル2 (緊急体制)	・震度4の揺れが発生した場合	被害状況の調査及び情報の収集報告	震度4で自動的に入る。
レベル3 (本部体制)	・震度5弱以上の揺れが発生した場合	本部を設置し、役場の組織及び機能のすべてを挙げて災害対応にあたる。(嵐山町業務継続計画地震編により、非常時優先業務を行う。)	町長が発令する。

備考 レベル1（初動体制）レベル2（緊急体制）については、災対本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対応にあたる。

○勤務時間外の職員参集

レベル1（初動体制） あらかじめ決められた職員が役場庁舎に参集する。

レベル2（緊急体制） あらかじめ決められた職員が役場庁舎に参集する。

レベル3（本部体制） 全職員が所定の場所に自主参集する。

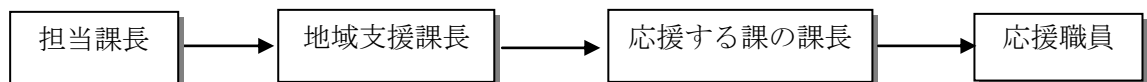
(2) その他災害（風水害等）時

配備区分	配備基準	活動内容	配備体制の決定
レベル1 (初動体制)	① 各種警報発表時 ② 台風が接近し被害の発生が予測される場合 ③ 大規模火災発生時 ④ 大規模事故発生時 ⑤ 地域支援課長が必要と判断した場合	担当課が役場庁舎において待機し、情報収集及び報告することを任務とするが、状況に応じて諸活動にあたる。	関係する課長と協議し、地域支援課長が行う。

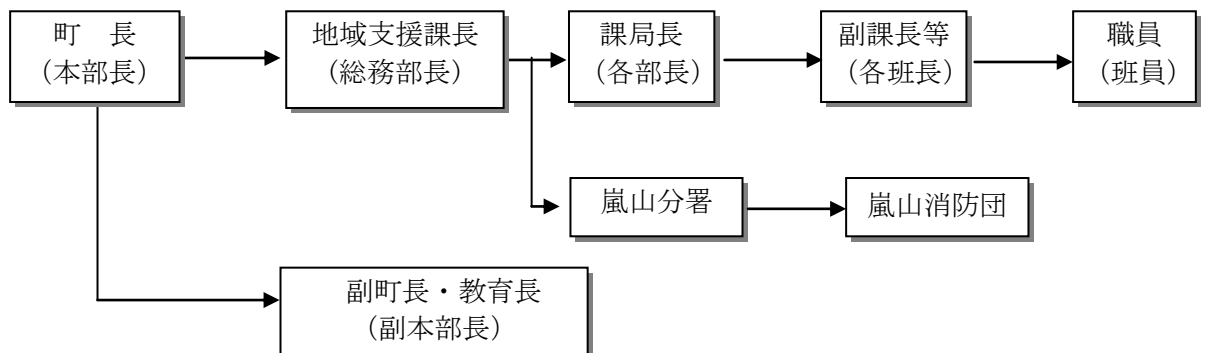
レベル2 (緊急体制)	被害が発生し、復旧作業が必要な場合	担当課だけでは人員が不足し復旧作業が進まないため、他の課から応援の人員を補充する。	復旧作業にあたる担当課長の要請により、地域支援課長が行う。
レベル3 (本部体制)	相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合（町に救助法が適用又は適用が予想される場合）	本部を設置し、役場の組織及び機能のすべてを挙げて災害対応にあたる。（嵐山町業務継続計画地震編を参考に非常時優先業務を行う）	町長が発令する。全職員が所定の場所に参集する。

備考 レベル1（初動体制）レベル2（緊急体制）については、災対本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対応にあたる。

○レベル2（緊急体制）の応援要請



○レベル3（本部体制）の伝達系統図



2 職員の動員計画及び動員基準

災害応急対策に必要な人員の確保をするため、地震・その他（風水害等）それぞれ次の基準により動員を行なうものとする。

○動員基準（地震）

通常の組織	震度3 レベル1 (初動体制)	震度4 レベル2 (緊急体制)	震度5弱以上 レベル3 (本部体制)
地域支援課		5人	全員
総務課		2人	全員
税務課			全員

通常の組織	震度3 レベル1 (初動体制)	震度4 レベル2 (緊急体制)	震度5弱以上 レベル3 (本部体制)
町民課		2人	全員
健康いきいき課		3人	全員
長寿いきがい課		4人	全員
文化スポーツ課		9人	全員
環境農政課		6人	全員
企業支援課		2人	全員
まちづくり整備課	2人	全員	全員
上下水道課	4人	4人	全員
会計課			全員
議会事務局			全員
こども課		6人	全員

各課は、あらかじめ動員する職員を決めておき、地域支援課にも報告する。

○動員基準（その他・風水害）

通常の組織	レベル1 (初動体制)	レベル2 (応援体制)	レベル3 (本部体制)
地域支援課	3人	5人	全員
総務課		5人	全員
税務課		3人	全員
町民課		1人	全員
健康いきいき課		2人	全員
長寿いきがい課		1人	全員
文化スポーツ課		2人	全員
環境農政課	4人	全員	全員
企業支援課		1人	全員
まちづくり整備課	4人	全員	全員
上下水道課	4人	全員	全員

通常の組織	レベル1 (初動体制)	レベル2 (応援体制)	レベル3 (本部体制)
会計課			全員
議会事務局			全員
こども課		2人	全員

各課は、あらかじめ動員する職員を決めておき、地域支援課にも報告する。

3 職員の動員体制

(1) 自主参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し電話等による情報伝達が困難な場合には、職員自らの判断により所属の課に参集し、災害対策本部の各部長及び各班長の指示を受けるものとする。

ア 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努めるものとする。

イ 職員は、災害発生を覚知した場合、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況进行判断し自主的に登庁するものとする。

(2) 参集時の留意事項

ア 職員は、参集に際し安全かつ活動しやすい服装で参集する。

イ 職員は、参集途中において人命に危険のある事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとらなければならない。

ウ 職員は、参集途上に知り得た被害状況、又は災害情報を参集後に速やかに所属部長及び班長に報告しなければならない。

エ 交通途絶時における職員の参集は、自転車、バイク、徒歩のいずれかによるものとする。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の活動要領

ア 災害対策本部設置前の措置

(ア) 庁内活動

- ・ 気象状況の把握及び分析
- ・ 気象情報の迅速な伝達及び庁内広報
- ・ 熊谷地方気象台、川越比企地域振興センターその他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の強化指示
- ・ 命令の伝達及び徹底

(イ) 災害用備蓄機材の点検整備

- ・ 災害対策用物資及び器材の点検整備
- ・ 医薬品及び医療資機材の点検整備
- ・ 防疫薬品及び防疫資機材の点検整備

- (ウ) 水防活動
 - ・水防指令の徹底
 - ・水防警報等の伝達及び通報
 - ・水防資機材の点検整備及び輸送
 - ・雨量及び水位の観測、取りまとめ及び通報
 - ・水防機関との連絡強化
 - ・避難、立退き及び警戒区域の設定
 - ・水防管理団体相互の協力
- (エ) 防犯対策
 - ・避難の勧告指示及びその誘導
 - ・被災者の救出援助
- (オ) 本部の設置準備
 - ・本部員となるべき課長による対策会議
 - ・各防災関係機関に対し、町の災害対策動向の連絡
 - ・活動開始に必要な通信設備資機材の点検整備及び要員の動員確保
 - ・嵐山町業務継続計画（地震編）により、非常時優先業務の把握
- (カ) 本部設置時の措置
 - ・本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底
 - ・県及び防災関係機関に対し本部設置の連絡
 - ・応急対策用車両の確保
 - ・本部の配備状況の把握
 - ・県に対する町内の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家の被害速報の優先）

イ 災害対策本部の設置

町長は、以下の基準により防災の推進を図るため、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置するものとする。

- (ア) 設置基準
 - ・町内に震度5弱以上の地震、又は相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき。
 - ・町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用が予想される災害が発生したとき。

(イ) 設置場所

本町の災害対策本部は、役場庁舎内204・205会議室に設置する。

(ウ) 設置の通知等

本部の設置及び配備体制が決定されたときは、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、次に掲げる機関に通知する。

- ・県知事
- ・川越比企地域振興センター所長
- ・小川消防署嵐山分署長
- ・小川警察署長
- ・報道機関
- ・その他必要と認める機関の長

(エ) 本部の閉鎖

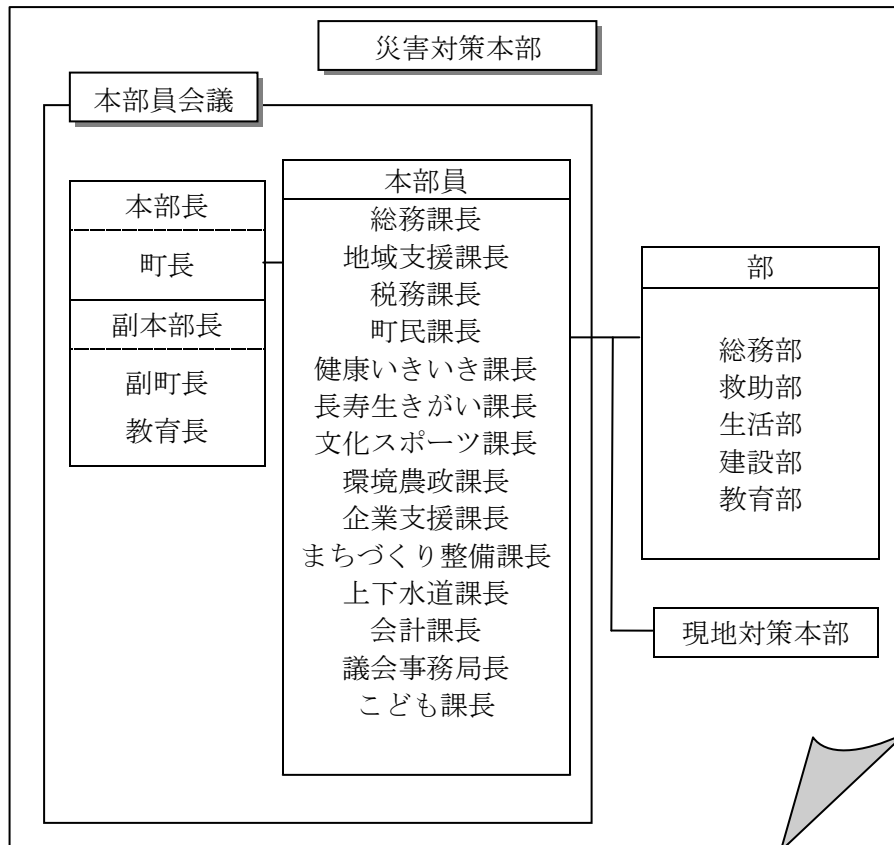
本部長は、町の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは本部を閉鎖する。

本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

(2) 災害対策本部の組織及び事務分掌

町災害対策本部は、本部長（町長）副本部長（副町長・教育長）及びその下に設置される各部によって組織される。

○本部組織図



○町災害対策本部の部と担当課局の構成

部名	班名	担当課局
総務部	総括班	地域支援課
	庶務班	総務課(庶務・人事担当) 議会事務局
	財務班	総務課(財政契約担当) 会計課
救助部	町民班	町民課、税務課
	救助班	健康いきいき課 長寿生きがい課
生活部	給水班	上下水道課
	衛生班	環境農政課(みどり環境担当)
	食料班	環境農政課(農業振興担当・農委事務局)
建設部	住宅班	企業支援課
	土木班	まちづくり整備課
教育部	社会教育班	文化スポーツ課
	学校教育班	こども課

○本部事務分掌

本部長	嵐山町長	・本部の事務を統括し、災害対策に従事する全ての職員を指揮監督する。
副本部長	副町長 教育長	・本部長を補佐し、本部長に事故が生じた場合は職務を代行する。 (執行順位は、副町長→教育長とする。)

部 名 ●部長 ○副部長	班名及び担当課 (班長)	事務分掌
総務部 ●地域支援課長 ○総務課長 ○会計課長 ○議会事務局長	総括班 地域支援課 (地域支援課：副課長)	・災害対策本部の設置、運営に関すること。 ・各部間の調整、応援に関すること。 ・国、県への要請及び連絡調整に関すること。 ・消防本部及び防災関係機関との連携に関すること。 ・自衛隊の派遣に関すること。 ・被害及び応急対策状況の取りまとめに関すること。 ・災害全般の記録整理に関すること。 ・区長及び防災会長との連携に関すること。 ・災害に関する広報、報道に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
	庶務班 総務課 議会事務局 (総務課：副課長)	・職員及び災害従事者への食事の手配に関すること。 ・職員の動員、派遣に関すること。 ・職員及び町議会議員の安否確認に関すること。 ・帰宅困難者に関すること。 ・その他職員に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。

部 名 ●部長 ○副部長	班名及び担当課 (班長)	事務分掌
	財務班 総務課 会計課 (総務課：副課長)	・災害対策予算に関すること。 ・義援金の受入に関すること。 ・燃料の確保に関すること。 ・公有財産の保全に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
救助部 ●健康いきいき課長 ○長寿生きがい課長 ○町民課長 ○税務課長	町民班 町民課 税務課 (町民課：副課長)	・住居の罹災証明及び各種証明の発行に関すること。 ・被災台帳の作成に関すること。 ・税の徴収猶予、減免措置に関すること。 ・安否情報の収集、提供に関すること。 ・義援物資の受入に関すること。 ・衣料、寝具、生活必需品等の確保、配分に関すること。 ・町外からの避難者の受入に関すること。 ・遺体の埋火葬に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
	救助班 健康いきいき課 長寿生きがい課 (健康いきいき課：副課長)	・被災者の救助、避難誘導に関すること。 ・避難所の開設・運営及び被災者の収容に関すること。 ・応急救護所の設置に関すること。 ・医療及び助産に関すること。 ・医薬品及び衛生資材の確保に関すること。 ・医療機関との連携に関すること。 ・被災者に対する炊出し等の救援に関すること。 ・災害時要援護者に関すること。 ・日本赤十字社及び社会福祉協議会との連携に関すること。 ・その他救助及び保健衛生に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
生活部 ●上下水道課長 ○環境農政課長	給水班 上下水道課 (上下水道課：副課長)	・飲料水の確保に関すること。 ・応急給水に関すること。 ・上下水道施設の復旧に関すること。 ・その他上下水道に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
	衛生班 環境農政課 (環境農政課：副課長)	・防疫活動に関すること。 ・災害廃棄物の処理に関すること。 ・小川地区衛生組合との連携に関すること。 ・水質汚濁及び大気汚染対策に関すること。 ・動物愛護に関すること。 ・その他環境保全に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。

部 名 ●部長 ○副部長	班名及び担当課 (班長)	事務分掌
	食料班 環境農政課 (環境農政課：副課長)	・農林関係の罹災証明に関すること。 ・食料の確保、配分に関すること。 ・その他農林及び食料に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
建設部 ●まちづくり整備課長 ○企業支援課長	住宅班 企業支援課 (企業支援課：副課長)	・商工関係の罹災証明に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 ・その他商工及び住宅対策に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
	土木班 まちづくり整備課 (まちづくり整備課：副課長)	・道路及び橋梁等の応急対策に関すること。 ・障害物等の撤去に関すること。 ・食料及び物資の輸送に関すること。 ・輸送事業者との連携に関すること。 ・その他土木施設の応急対策に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
教育部 ●こども課長 ○文化スポーツ課長	学校教育班 こども課 (こども課：副課長)	・児童及び生徒の安全確保に関すること。 ・教育施設の応急対策に関すること。 ・学用品及び教材の確保に関すること。 ・教育活動の再開に関すること。 ・その他教育に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
	社会教育班 文化スポーツ課 (文化スポーツ課：副課長)	・文化財の保護に関すること。 ・社会教育施設の応急対策に関すること。 ・災害ボランティアに関して社会福祉協議会との連携に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。

注) 各部及び部内各班は、情勢に応じて相互協力する

(3) 本部の運営

ア 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

- ・本部の配備体制に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・県等に対する応援要請に関すること。
- ・県等との連絡調整に関すること。
- ・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- ・現地対策本部長に対する事務の委任に関すること。
- ・その他重要な災害対策に関すること。

イ 部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を実施する。

ウ 現地対策本部

現地対策本部は、その区域における被災状況を把握し本部に連絡するとともに災害応急対策の実施をおこなう。

エ 職員の勤務管理、健康管理等

本部長は、災害対策本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置を講じるものとする。また、災害時の職員の安全、衛生管理等に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

第2節 事前措置及び応急措置等

第1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置をとるものとする。

1 出動命令等

- (1) 対策本部員等に対して出動準備させ、若しくは出動を命ずること。
- (2) 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（災対法第58条）

2 事前措置

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。（災対法第59条）

3 避難の指示

第2章第11節第1避難計画に定める。

4 その他の応急措置等

- (1) 町長の応急措置に対しての責任（災対法第62条第1項）
- (2) 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）
- (3) 工作物の使用、収用等（災対法第64条第1項）
- (4) 工作物の除去、保管等（災対法第64条、同法施行令第25条～第27条）
- (5) 従事命令（災対法第65条、第63条第2項、消防法第29条第5項、水防法第24条、警察官職務執行法第4条、水害予防組合法第49条・第50条）
- (6) 災対法第63条第2項に定める町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めておき関係機関に連絡する。
- (7) 損害補償

ア 町は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。（災対法第82条第1項）

イ 従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡、又は負傷し、若しくは疾病、廃疾となったときは、埼玉県市町村総合事務組合条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災対法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

第2 災害救助法の適用基準

1 実施機関

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、町長が行うものとする。

また委任により町長が行う事務を除くほか、町長は知事が行う救助を補助するものとする。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法適用の判定及び手続き

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い災害救助法の適用基準に該当するかどうかの判断をし、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請するものとする。

(2) 災害救助法適用の基準

町は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い該当する又はする見込みがあると認めた場合は、上記(1)に示す手続きを行うものとする。

ア 本町の人口に応じた住家滅失の世帯数は以下のとおりである。

人口	世帯数	適用基準世帯数
18,627	7,434	50 世帯

平成 25 年 3 月 1 日現在

イ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

(3) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼もしくは流出した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

○滅失世帯の算定方法

	住家被害状況	換算数
滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流失）	1 世帯
	半壊（半焼）	2 世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3 世帯

(4) 住家の減失等の認定

○被害の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊全焼 (全流出)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの。
住家の半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分がその床面積の住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊出しその他による 食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服寝具その他生活必需品 の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分 べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支 部
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工20日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任した ときは町）
災害にかかった 住宅の応急修理	完成1ヶ月以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

（注）期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

第3節 相互応援協力計画

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急援助を実施するものとする。

第1 県からの応援指示

町は、町内において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう特に必要があると認めるときは、知事の指示により他の市町村から応援を受けることができる。

この場合において、知事に対し以下の事項を示さなければならない。

- (1) 応援の範囲又は区域
- (2) 担当業務
- (3) 応援の方法

第2 他市町村への応援要請

町長は、町内の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に関しあらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

※知事の指示による応援協力

知事から他市町村への応援の指示を受けた場合は、速やかに担当業務に応じる応援隊を組織し被災市町村へ派遣する。

第3 県への応援又は応援のあっせんの要請

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県に対し次の表に掲げる事項を明記した文章をもって要請する。

ただし、緊急を要し文章をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し事後速やかに文章を送付するものとする。

また、自衛隊への派遣要請について、事態が急進し知事に要請するいとまがない場合は、直接第32普通科連隊又は最寄り部隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	「第3章第3節 自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は他都県の職員の派遣のあつせんを求める場合	1 派遣のあつせんを求める理由 2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法 第252条の17
日本放送協会さいたま放送局(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあつせんを求める場合	県の「災害時における放送要請に関する協定」 県の「災害時における放送要綱に関する協定実施要領」による	災対法第57条

第4 国からの応援

国は、大規模な災害に対して、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療等の活動資源、また、災害活動の斡旋を行う権限を有している。町は、国の応援受入に際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう次の受入体制の整備を図る。

国が行う応援活動	(1) 自衛隊の災害派遣 (2) 警察の広域緊急援助隊 (3) 消防の緊急消防援助隊 (4) 医療の広域医療応援 (5) その他災害応急対策(政府との防災訓練で検証がなされている業務等)
受入体制の整備	(1) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。 (2) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
応援受入の対応	(1) 受入窓口 (2) 応援の範囲又は区域 (3) 担当業務 (4) 応援の内容

第4節 注意報・警報

第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

- (1) 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりとする。

ア 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、二次区分とし南部を3地域、北部を2地域に細分して行う。

嵐山町の予・警報細分区域 …… 【北部】[北西部]

イ 注意報、警報の種類及び発表基準

(平成22年5月27日現在) 発表官署 熊谷地方気象台

嵐山町	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		北西部	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)		雨量基準	1 時間雨量 60mm
			土壌雨量指数基準	147
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 60mm	
		流域雨量指数基準	市野川地域＝15，都幾川流域＝29	
		複合基準	－	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40mm	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 40mm	
		流域雨量指数基準	市野川地域＝12，都幾川流域＝16	
		複合基準	－	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25％ 実効湿度 55％		
	なだれ			
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下＊1		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

＊1 冬の気温は熊谷地方気象台の値。

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を記録的短時間大雨情報名の（ ）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
 - (2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
 - (3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_h.html) を参照。
 - (4) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
 - (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
 - (6) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
 - (7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中

に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

（参考）流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

2 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

- (1) 最小湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が 11m/s（秩父地方は 10m/s）以上、ただし、降雨・降雪中は除く
- (3) 最小湿度が 30%以下で実効湿度が 60%以下となり、平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合

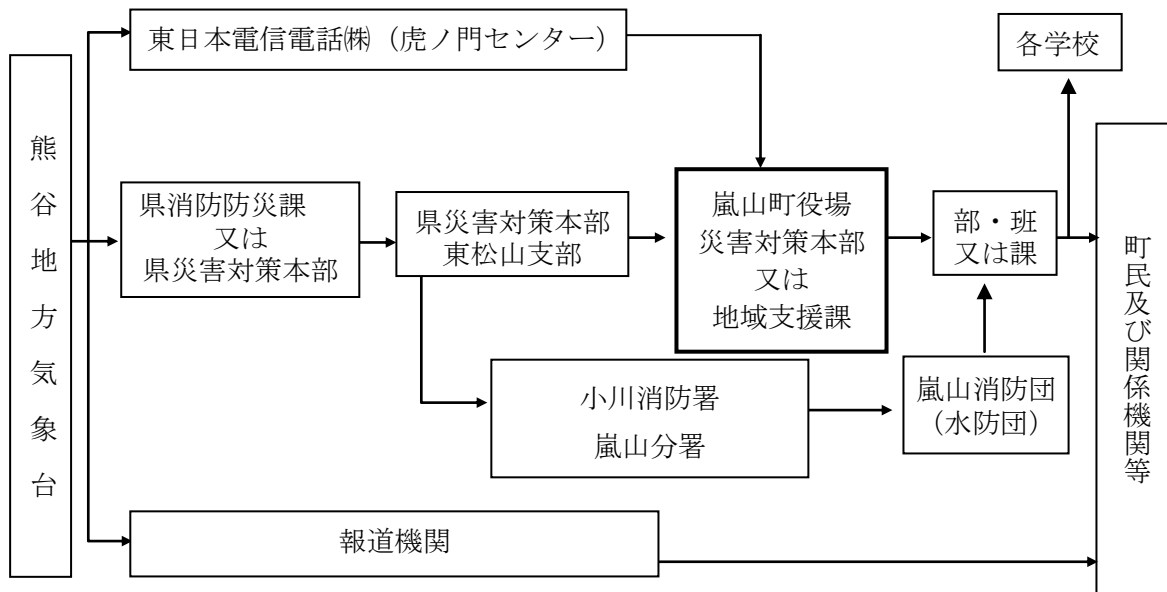
3 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や町民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、町民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

第2 気象注意報・警報等の伝達

1 伝達系統図



2 伝達方法

災害の発生するおそれがある場合において、熊谷地方気象台の通報を受けたとき、又は町長の発する警報等の伝達及び周知方法は(2)に掲げる方法によるものとする。

(1) 受理責任者

嵐山町地域支援課長

(2) 周知の方法

ア 消防法第22条に基づくサイレンの吹鳴・警鐘

イ 防災行政無線による伝達

ウ 広報車による伝達

エ 水防法第13条に基づくサイレンの吹鳴・警鐘

3 勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。以下、町における連絡体制を示す。

(1) 日直等の配置

日直及び夜間警備員は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により地域支援課長へ連絡するものとする。

(2) 関係各課の担当者への連絡等

地域支援課長は、当直員から連絡を受けた場合、町長又は副町長等に報告をし配備体制の指示を受け、各課長等へ緊急連絡網により伝達する。

(3) 勤務時間外の伝達方法は、電話等で行う。また、外出中の職員に対しては、携帯電話等による伝達も行うものとする。

第3 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

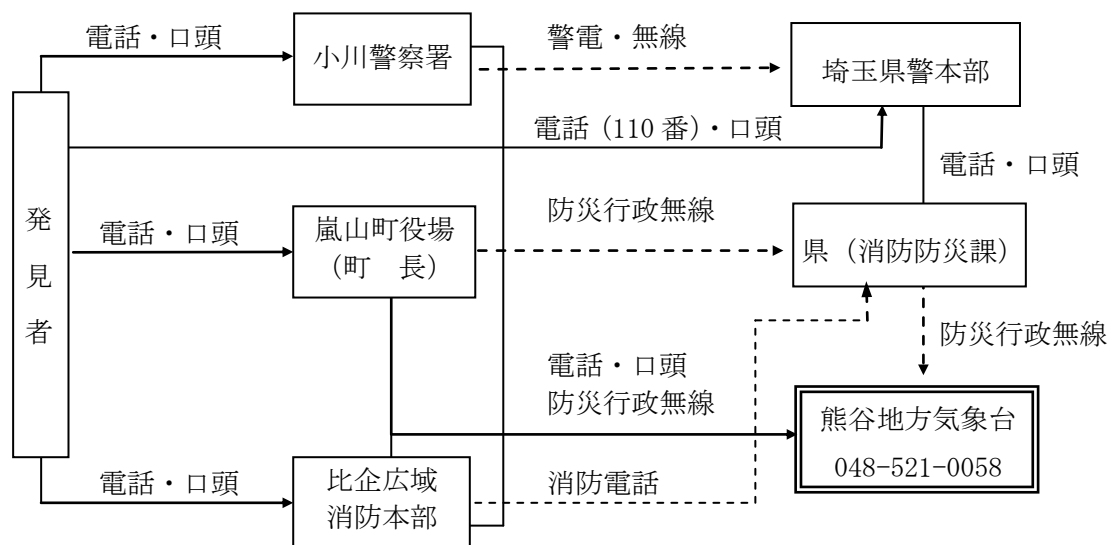
通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。（同条第3項）

2 通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

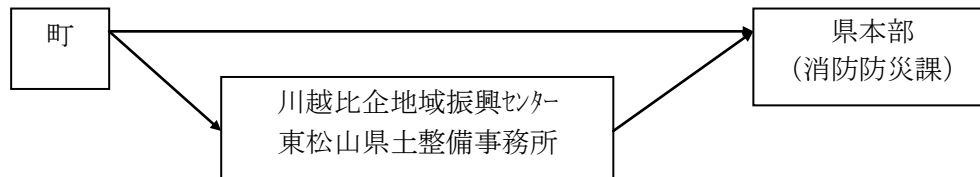
3 通報を要する異常現象

- (1) 大雪、強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等の著しく異常な気象現象
- (2) 急傾斜地等での湧水、地割れ等の地形変化
- (3) 湧泉の新生あるいは枯渇、量、臭、色、温度の異常等顕著な変化
- (4) 頻発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）
- (5) 異常現象の通報系統



2 部門別系統図

(1) 防災情報システムによる報告



災害時の状況により支部経由とする。

3 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
①予警報	予警報の内容 予想される降雨及び 災害の程度	発表後即時	・熊谷地方気象台	・専用回線電話 ・加入電話、テレビ ・ラジオ
②雨量等の 気象情報 の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス、雨量・降水短時間予想図 ・県河川砂防課・東松山県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・町、消防署独自の雨量観測所	・防災情報システム ・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話
	・河川の水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・東松山県土整備事務所（県水防情報システム等） ・町職員、消防機関の警戒員 ・自主防災組織	・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
③災害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び災害危険箇所における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期、箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・町職員、消防署員、消防団員の警戒員 ・自主防災組織・町民	・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
④町民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難実施状況	避難所収容後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防署員、消防団員 ・小川警察署 ・自主防災組織	・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

(2) 災害発生段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
①発災情報	・河川の氾濫状況(洪水、決壊箇所、時期等)浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・がけ崩れ、地すべり土砂災害の発生状況(発生箇所、時期、種類、規模等) ・発災による物的、人的被害に関する情報	発災状況の 覚知後即時	・町職員、消防署員、消防団員の警戒員 ・各公共施設の管理者 ・自主防災組織・町民 ・町職員、消防署員、消防団員 被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎	・防災情報システム ・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線(TZ41等) ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況応急対策の生涯となる各道路・橋梁・電気・水道・電話通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
②町民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数避難所名等)	避難所収容の後	・避難所管理者、勤務職員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

第3 災害情報計画

1 町の役割

町は、町内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより速やかにその被害状況を取りまとめ、防災情報システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(1) 基本事項

ア 情報収集体制の整備

被害報告の迅速正確を期するため、地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- (ア) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (イ) 報告用紙の配布
- (ウ) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せ
- (エ) 情報収集機器の整備
- (オ) 情報機器操作員の配置等

イ 情報総括責任者の選任

町は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたるものとする。

(2) 初期被害情報収集体制の確立

速やかに、別に定める調査区域及び担当者の要員及び被害の種別ごとに各部の職員を動員し、浸水、土砂災害等発生するおそれのある地区等を重点にパトロールを実施し情報の収集に努めるものとする。また、災害地区における的確な被害状況を把握するため、当該地区の状況に詳しい区長等に依頼し、被害状況の把握に努める。

収集した災害情報については、正確かつ迅速に災害対策本部（地域支援課）及び関係する部並びに関係機関へ連絡する。

(3) 情報の収集

ア 町は、災害情報の収集にあたって、小川警察署と緊密に連絡するものとする。

イ 被害の程度の調査にあたっては、町内の連絡を密にして調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については報告前において調整しなければならない。被害が発生した場合は、別表の被害報告判定基準に従い調査、集計するものとする。

ウ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。

エ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

オ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

(4) 情報の報告

町は、町内の被害状況等について次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

ア 報告すべき災害

(ア) 町内において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水)被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの。

(イ) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(ウ) 県又は町が災害対策本部を設置したもの

(エ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

(オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(オ)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの。

(キ) 地震が発生し県内で震度4以上を記録したもの。

(ク) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

イ 報告の種別（県への報告区分）

区 分		内 容	時 期	方 法
被害速報	発生速報	被害の発生直後に把握した状況 ○被害の種類と規模 ○職員動員の状況 ○災害対策本部の活動の見込み 等	発生直後	県情報防災システム ※県情報防災システムが使用不能の場合は様式第1号「発生速報」によりFAX等で報告
	経過速報	被害状況の進展に伴い収集した被害状況 ○人的・物的被害の被害数量 ○措置状況 ○対策上の問題点 等	特に指示する場合のほか2時間毎	県情報防災システム ※県情報防災システムが使用不能の場合は様式第2号「経過速報」によりFAX等で報告
確定報告		被害状況判断基準に基づいた被害状況調により、最終的な被害数量	応急対策終了後から7日以内	様式第3号「確定報告」により、文書で報告

ウ 報告先

(ア) 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は県消防防災課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部担当へ報告する。

連絡先

- 県災害対策本部設置前（県現地災害対策本部又は支部設置前）
 - ・ 勤務時間内

県消防防災課
電 話 048-830-8181
FAX 048-830-8159
 - ・ 勤務時間外

県危機管理防災部当直
電 話 048-830-8111
FAX 048-830-8119
- 県災害対策本部設置後（県現地災害対策本部又は支部設置後）
- 県現地災害対策本部（川越比企地域振興センター）

電 話 049-244-1110
FAX 049-243-1707
防災行政無線 72-999 (F960)
- 県災害対策本部東松山支部

電 話 0493-24-1110 （川越比企地域振興センター東松山事務所）
FAX 0493-23-8510
防災行政無線 78-999 (F960)

(イ) 消防庁への報告先

県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告を行うものとし、事後、速やかに県に報告を行う。また、同時多発火災、あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到する場合は、被災地の映像情報等被害規模を推定するための概括的な情報を優先して消防庁又は県に報告する。

区 分 回線別		平日（9:30～18:30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	9049013	9049102
	F A X	9049033	9049036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049102
	F A X	TN-048-500-9049033	TN-048-500-9049036

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第4章 災害通信計画

1 災害情報のための電話の指定

町及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

2 災害情報通信に使用する通信施設

町は、防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等の報告又は通報先、また使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。

(1) 報告又は通報先

県（本庁・出先機関）、防災関係機関

(2) 災害通信の種類

- ア 防災行政無線
- イ 指定電話
- ウ 防災情報システム
- エ 非常無線
- オ ファクシミリ

3 町防災行政無線の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは次のとおり統制を実施する。

無線・電源の点検	災害発生後、直ちに町及び県防災行政無線の通信機能及び独立電源を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。
本部の回線統制	無線の回線利用は本部が優先し、統制設定権は本部が有する。
通信形態の原則	移動無線局からの通信はすべて本部に対して個別に行うものとし、原則として移動局相互間の通信は禁止する。
一斉指令	本部は、原則としてすべての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

4 非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第 57 条、電気通信事業法第 8 条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、第 56 条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

5 災害時優先電話の利用

災害時に電話が混み合いかかりにくい場合には、災害時優先電話を発信専用として利用するものとする。

6 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- ア 警察機関
- イ 消防機関
- ウ 鉄道事業者
- エ 電気事業者

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたとき。
- イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。

7 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか、又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 遭難者救援に関すること。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- (サ) 中央防災会議、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常無線通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) かたかな又は通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (カ) 余白に「非常」と記入すること。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課内
 関東地方非常通信協議会事務局
 電 話 03-6238-1771 (直通)
 F A X 03-6238-1789

8 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使用者を派遣して行うものとする。

第6節 災害広報計画

第1 目標

町は、災害発生時に被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般町民の要望に適切に対応する。

第2 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成し、又関係機関等の協力を得て収集する。

- 1 総括班の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- 2 町及び関係機関、報道機関、町民等が取材した写真及びビデオ
- 3 報道機関等による災害現地の航空写真
- 4 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他

第3 町民への広報

1 広報の窓口

町民に対する広報及び発表等は、総務部総括班が担当するものとする。

なお、災害対策本部設置前における勤務時間外の町民に対する広報は地域支援課が行なう。

2 町民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等、町民に通知すべき広報は、広報内容に応じて次の方法により行うものとする。

町は、保有する次の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとする。

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) ハンドマイク
- (4) インターネット
- (5) 携帯電話（エリアメール）

3 現場広報の要領

災害時における応急救助に必要な現場広報は、おおむね次の事項について行うものとする。

- (1) 気象状況及び予警報の伝達
- (2) 避難の場所及び方法並びに携行品
- (3) 家屋の補強方法等に関する事項
- (4) 防疫、清掃の心得

- (5) 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の取扱いに関する事項
- (6) 盗難の予防
- (7) 交通の状況
- (8) 火気の始末
- (9) その他の災害時の心得

広報活動の実施	広報内容
町は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。 ① 防災行政無線 ② 広報車 ③ ハンドマイク ④ インターネット ⑤ 携帯電話（エリアメール）	① 地域の被害状況に関する情報 ② 町における避難に関する情報 ・避難の勧告に関すること。 ・避難施設に関すること。 ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること。 ・交通機関及び道路の復旧に関すること。 ・電気、水道等の復旧に関すること。 ④ その他町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。） ・給水及び給食に関すること。 ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。 ・防疫に関すること。 ・臨時災害相談所の開設に関すること等

第4 報道機関への発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、災害、復旧に関する情報を報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても協力するものとする。報道機関との調整は、総括班が行う。

被害の状況等により本部長が災害警報等の放送が必要と認める場合は、災対法第57条に基づき災害警報等の放送要請を県を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は、町から直接要請する。

(1) 避難勧告等の報道要請

町及び各防災関係機関が通信設備等の被災により町民に対する緊急情報を伝達できない場合は、県の「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対しテレビ・ラジオ等による放送要請をする。

※ 県との通信途絶等特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

第5 広聴活動の実施

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。必要があれば県に広聴活動の協力を要請するものとする。

第7節 水防計画・土砂災害防止計画

第1 計画方針

豪雨又は洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減して町民の生命、身体及び財産の保護を図る。

第2 水防計画

1 災害対策本部の設置

町長は、洪水予報や水防警報が発せられたとき、又は河川の増水等により道路、橋梁の施設及び流域の家屋等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置する。

2 水防活動

- (1) 台風又は豪雨等により河川の増水又は住居が浸水のおそれがあると認めるときは、要箇所に監視員を派遣して増水又は浸水の状況把握に努め、必要がある場合は関係者に通報する。
- (2) 町長は、水防活動を行う必要があると認めるときは、災害対策本部建設部建設班に出動を命じ、又は出動の準備をさせるほか比企広域消防本部に出動を要請し、洪水の警戒及び防御にあたらせる。
- (3) 比企広域消防本部に出動要請する基準は次のとおりとする。
 - ア 出水等により破堤のおそれがあるとき。
 - イ 知事から出動の指示があったとき。
 - ウ 気象予報、洪水予報により、洪水又は浸水等の危険が予想されるとき。
 - エ その他、町長が必要と認めるとき。
- (4) 水防作業上の措置
 - ア 警戒区域の設定
水防作業のため必要がある場合は、町長及び比企広域消防本部消防長は警戒区域を設定し、一般町民の立入を禁止、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
 - イ 身分証明書の所持
調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

5 情報収集と報告

- (1) 町は、関係機関と連絡を密にし、各種水防情報の収集に努める。
- (2) 情報の収集伝達は、第2章第5節 「災害情報通信計画」による。
- (3) 水防活動が終結したときは、埼玉県水防計画の定める様式により、東松山県土整備事務所を経由して知事に報告する。

6 その他の水害予防

台風又は集中豪雨等により通路・堤防及び橋梁等の施設に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、町長は当該施設を災害から保護するため、必要な作業班を出動させ災害による被害の軽減を図る。その他詳細については、埼玉県水防計画により行う。

第3 土砂災害防止計画

1 情報の収集・伝達

- (1) 町は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。この場合、町民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- (2) 町は、土砂災害の発生が予想される場合は、町民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の町民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

2 避難誘導

町は、第2編第1章第11節「土砂災害予防計画」で指摘されている土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう具体的な指導を行っていくものとする。

土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

また、乳幼児、高齢者、障害者等の自力での避難が困難な災害時要援護者に対しては、関係施設の管理者ほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

3 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- (2) 安全が確認されるまで急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民等に対し避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施
- (3) 降雨継続時における急傾斜地崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の積極的な設置・整備、安全に留意した再崩壊防止措置の実施

第8節 交通対策及び災害警備

第1 目標

1 目的

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

2 留意点

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することは極めて重要である。町は、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしている確に対処する。

第2 交通応急対策計画

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 町は、町が管理する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査する。
- (2) 道路管理者は、支障箇所を発見したとき、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を小川警察署、小川消防署嵐山分署等関係機関の長に対して報告するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設して道路交通の確保を図るものとする。

- (3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、町は付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。

- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

- (5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
- (6) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

第3 交通対策計画

1 被災地内の交通対策

(1) 交通対策

町長は、道路法第46条第1項の規定に基づく所要の交通対策を行うものとする。

(2) 交通対策の方法

ア 町長は、その管理する道路について道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 町長は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を小川警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認する。

あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

ウ 町長は、降雪等による交通対策の状況を利用者に周知するものとする。

2 被災地内における一般交通の確保

町長は、被災地における交通対策及び緊急通行車両以外の交通対策を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

(1) 関係道路の主要交差点への標示

(2) 関係機関への連絡

(3) 一般町民に対する広報

第4 緊急輸送道路の確保

町は、緊急輸送道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を速やかに調査し、県道については県に報告するとともに復旧作業を要請する。また、町道については、町が避難、救出、物資の輸送等緊急性を優先し、迅速な障害物の除去や応急復旧が図れるよう警察、自衛隊、消防、占用工作物管理者、建設業協会等の協力を得て復旧作業を実施する。

第5 緊急通行車両等の確認

大規模災害発生時に、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等を優先して通行させる。

1 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、次の事項に該当するものとする。

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

(2) 消防、水防その他の応急措置に関するもの

(3) 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

(5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの

(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

(8) 緊急輸送の確保に関するもの

- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 緊急通行車両等の確認の手続き

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両等の確認手続きは、小川警察署において行う。

町は、緊急通行車両等確認申請を行い、交付された標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示して証明書は運行中携行する。

第6 災害警備

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序維持に必要な諸対策を実施して治安の万全を期する必要がある。そのため町は、小川警察署へ災害時の警備を依頼するものとする。

また町は、国、県、消防機関その他の関係機関と緊密に連携して次の各号に掲げる災害警備を行うものとする。

- (1) 情報収集、伝達及び広報
- (2) 警告及び避難誘導
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護
- (4) 交通秩序の維持
- (5) 犯罪の予防検挙
- (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）
- (7) 漂流物等の処理
- (8) その他の治安維持に必要な措置

第9節 避難計画

第1 避難勧告又は指示

本計画は緊急時に際し危険地域にある町民を安全地域に避難させ人命被害の軽減を図るため、避難所の名称、所在地及び収容人員の詳細について定めたものである。

1 避難の準備情報勧告及び指示

(1) 避難の準備情報勧告及び指示の実施主体

避難のための立ち退きの勧告、指示の実施主体は、次のとおりである。

	実施責任者	根拠法令	適用災害
準備 情報	町長	—	災害全般
勧告	町長	災対法第 60 条	災害全般
指示	知事、その命を受けた職員	水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	町長	災対法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	警察官	災対法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第 94 条	災害全般

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

第2 避難の勧告又は指示の実施

1 実施責任者

(1) 町長及び水防責任者

町長及び水防責任者は、火災、崖崩れ、洪水等の自体が発生し、又は発生するおそれがあり町民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し速やかに立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

(2) 警察官

警察官は、災害の発生により町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは町民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示することとされている。

(3) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることとされている。

(4) 知事又はその命を受けた職員

ア 知事は、災害の発生によりその町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。

イ 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを支持する事ができる。

2 避難の勧告又は指示の内容

上記アによる避難の勧告又は指示の実施責任者は、以下の内容を明示して行うものとする。

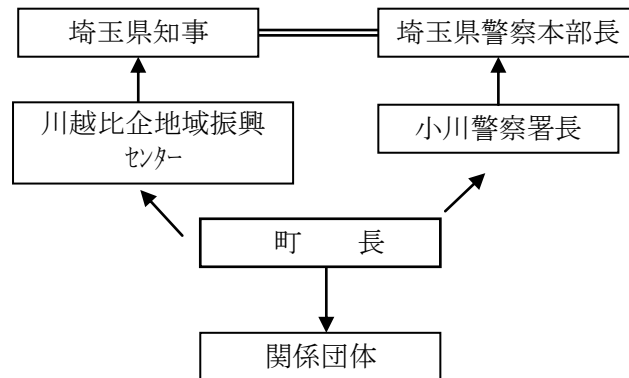
- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難理由
- (4) 避難時の留意事項

3 関係機関相互の通知及び連絡

避難の勧告又は指示の実施責任者は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示をしたときは、以下の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。

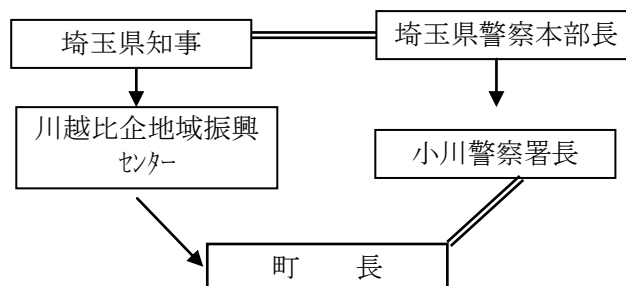
(注「→」は通知「＝」は相互連絡をさす)

(1) 町の連絡系統



(2) 知事又はその命を受けた職員

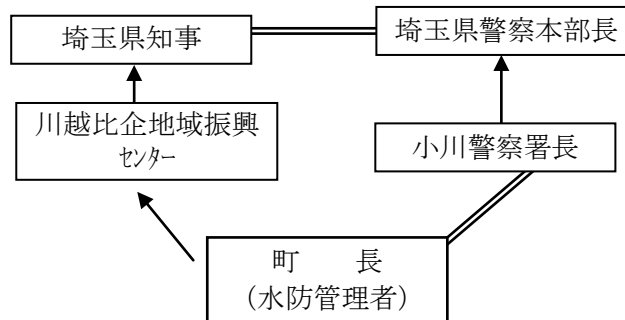
(洪水の場合)



(地すべりの場合)

洪水の場合に準じる。

(3) 水防管理者



4 発令基準及び伝達方法

避難の勧告等発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとする。

種別	発 令 基 準	伝 達 方 法
避難準備 情報（要 援護者避 難情報）	1. 河川水位が出動水位に達し、かつ以降 60 分の予想降雨量が 30 mmを超える場合。 2. 60 分降雨量が 50 mmを超え、かつ以降 120 分の予想降雨量が 100 mmを超える場合。 3. 土砂災害危険箇所の巡視により前兆現象が発見されたとき。 4. 上記発表基準の他、流域周辺の道路冠水状況や支川の水位状況（職員や町民からの情報）	防災行政無線、広報車、口頭伝達又は拡声器等を使用して行う。
避難の 準備勧告	1 洪水常襲地帯において大雨注意報が発令されたとき。 2 洪水注意報その他避難に関する注意報が発表されたとき。 3 その他避難の準備勧告を必要とする時	防災行政無線、広報車、口頭伝達又は拡声器等を使用して行う。
避難勧告 避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されたとき。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。 5 がけ崩れ、地すべり等により著しい危険が切迫しているとき。 6 火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) 防災行政無線、エリアメール、サイレン、警鐘によるほか広報車、比企広域消防本部、嵐山消防団による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ町民を恐怖状態に陥らせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

5 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、以下に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び町民に周知徹底する。

状 況	措 置	指示者	対象者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合 (災害対策基本法第63条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所 (水防法第14条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 消防職員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害 (消防法第36条において準用する同法第28条)	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防職員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める以外の者
エ 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法第4条)	(ア) 退去命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(注1) 町長若しくはその委任を受けて危険区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の決定の職権を行うことができる。

(注2) (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)及び(イ)がその場にいない場合に限り警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注4) 知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に変わって実施しなければならない。

第3 避難誘導

1 町の責務

(1) 避難所、避難経路の指定

町長は災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区別及び災害種別の具体的な避難所、避難経路等を定めておき、あらかじめ町民に周知徹底させておくものとする。

避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障害者、乳幼児等自力避難が困難な者に配慮するものとする。

(2) 避難の勧告・指示の伝達

町民に対し避難の勧告・指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし避難の必要性が伝わるよう配慮するものとする。

ア 災害の発生に関する状況

- (ア) 河川が氾濫する等の災害が発生したこと。(発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。)
- (イ) かけ崩れ、地すべり等の災害が発生したこと。(発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。)
- (ウ) 災害の拡大についての今後の見通し

イ 災害への対応を指示する情報

- (ア) 危険地区住民への避難指示
- (イ) 避難誘導や救助・救援への町民の協力要請
- (ウ) 周辺河川や斜面状況への注意・監視
- (エ) 誤った情報に惑わされないこと。
- (オ) 冷静に行動すること。

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数のものが集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努めるものとする。

(3) 避難誘導

避難にあたっては、高齢者・障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、又は地理に不案内な者、日本語を解さない外国人等の災害時要援護者の確実な避難のため、町職員等に対しそれぞれの地区の地理に詳しい避難誘導員を事前に指名しておくものとする。その際、自主防災組織と連携し地区単位で安全で迅速な避難を図るものとする。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

(4) 遠距離避難時等の措置

避難準備情報の段階で入所系福祉施設、医療機関等について集団避難のいとまがあると判断される場合、当該施設による遠距離避難のほか、町は交通事業者等の協力を得てバス等による移送を実施する。また、入所施設内での垂直避難の支援要請がある場合、近隣住民等の協力も呼び掛け支援を実施する。

2 避難順位及び携帯品等の制限

- (1) 避難立退きの誘導は、危険地区の状況に応じ負傷者、傷病者、災害時要援護者を優先して行い、車両の移動・避難は人員の避難がおおむね終了した後に行うものとする。
- (2) 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障を起さない最小限度のものとする。
- (3) なお、これらの内容をあらかじめ町民に周知しておくことが必要である。

第4 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 実施責任者

ア 災害全般について、町長が行うものとする。

イ 避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて行うものとする。

(2) 避難所運営計画の策定

町では避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするように以下の点に留意する。

- ア 避難所の開放手順(夜間、休日等を中心に)
- イ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ウ 避難所の管理・運営体制
- エ 災害対策本部との情報連絡体制
- オ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- カ 生活再建の支援体制
- キ 災害時要援護者に対する配慮
- ク 避難所における動物の適正な飼養

(3) 避難所開設の広報

避難所の開設後は、町民に対して避難所開設を広報する。また、指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で臨時の避難所として開設する。

2 避難所開設の基準

避難所の開設は、次の基準により実施するものとする。

(1) 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、災害発生の不安により当該地域の住民からの要請があった場合は、避難所を開設する。

(2) 開設の方法

ア 避難所は、前記で定めた施設を整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。

イ 避難所を開設した時は町にその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

ウ 町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

- (ア) 避難所の開設及び収容人員
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み

3 避難所の管理運営

(1) 町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣しあらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、町民等の協力が得られるように努め、必要があれば県、近隣市町村に応援要請する。

イ 女性や災害時要援護者をはじめとした避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を開設当初から設置するように努める。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努めるとともに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

ウ 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し必要に応じて救護所を設ける。また、高齢者や障害者等の災害時要援護者の健康状態については特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

(2) 避難所運営体制の確保

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。避難所担当職員は、自主防災組織のリーダー及び避難者からなる避難所運営委員会の運営を補佐する。

○避難所運営担当者の役割

☐ 避難所運営委員会 ☐ 運営方法等の決定 ☐ 生活ルールの作成 ☐ 避難者カード・名簿の作成 ☐ 町からの連絡事項の伝達 ☐ 食糧・物資の配給 ☐ 避難者の要望等のとりまとめ	☐ 避難所担当職員 ☐ 災害対策本部との連絡 ☐ 広報 ☐ 施設管理者、ボランティア等との調整 ☐ 避難所運営記録
---	--

(3) 避難所が長期化する場合の運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合は、以下の点に留意する。

① 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営	① グループ分けの実施 ② 情報提供体制の整備 ③ 避難所運営ルールの徹底 ④ 避難所のパトロール等
② 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営	① 自主運営体制の整備 ② 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、生活環境等の改善対策 ③ 学校授業再開に向けた対策 ④ 避難所の閉鎖を考慮した運営

③ 保健・衛生対策	① 救護所の設置 ② 巡回健康相談、栄養相談の実施 ③ 入浴、洗濯対策 ④ 食品衛生対策
④ 避難所の統廃合	施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。 ① 管理責任者は、本部長(町長)から統廃合の指示があった場合、その旨を避難者等に伝える。 ② 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を総括班に報告するとともに、施設管理者(学校長等)にも報告する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用等は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第10節 救急救助・医療救護計画

第1 救急救助

災害発生時には、広域あるいは局地的に救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を施す必要がある。

また、より迅速かつ円滑に活動するために、災害時の関係医療機関との対応を整備しておくものとする。

1 救急・救助における出動

(1) 救急・救助の必要な現場への出動は、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

その際町は、救急隊等の要請に応じ協力をするものとする。

(2) 町長は、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請を知事に依頼する。

2 救急・救助における活動

(1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ救急・救助活動を実施する。

(2) 延焼火災が多発し同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

(3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効果的な救急・救助活動を行う。

(4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 救急・救助体制の整備

町は、救急・救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び町民等に対する救急・救助訓練を行って消防団等を中心とした各地域における救急・救出救助体制の整備を図る。

4 他機関への応援要請

災害の状況に応じて必要があると認めるときは、時期を逸することなく関係機関への救助応援要請を行うとともに、各機関の動員数、場所、提供可能な資機材等について調整を図る。

同時に多数の救急救助が必要となり対応困難な場合は、知事に緊急消防援助隊、埼玉県県特別機動援助隊（埼玉SMART）等の出動を要請する。なお、要請は避難指示の段階で措置する。

(1) 県、他市町村、指定行政機関等行政機関に対する応援要請

(2) 医師会、建設業協会等防災関係団体に対する応援要請

5 災害救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

第2 医療救護班の編成

1 医療機関の体制

原則として、診療可能な医療機関は、負傷者の受け入れ態勢を整え診療を継続する。

2 救護所の設置

町は、必要に応じ医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により医師会等に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

初動期には、災害現場又は負傷者が殺到する医療機関等の救護活動を中心とするが、医療機関が被災しその機能が停止した場合や傷病者が多数で医療機関だけでは対応できない場合等には救護所を開設する。

○救護所での活動

- ①傷病者に対する応急処置
- ②負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージの実施）
- ③後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ④搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ⑤軽症者に対する医療
- ⑥カルテの作成
- ⑦医薬品等の補給、派遣要請
- ⑧助産救護
- ⑨死亡の確認
- ⑩遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

第3 傷病者の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

ア 後方医療機関への傷病者の搬送は、医師の判断（トリアージ区分）により決定するものとする。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班は、比企広域消防本部その他関係機関に搬送用車両の手配・配車の要請を行うものとする。

イ 重傷者の搬送に際し必要を要する場合、町長は、県防災ヘリコプターを要請する。
また、重傷者の搬送に際し、緊急を要する場合は知事に自衛隊の派遣を依頼するものとする。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班に割り当てられている自動車を使用可能な場合は、割り当てられた自動車により該当する傷病者を搬送するものとする。

イ 傷病者搬送の要請を受けた医療救護班は、被災地から収容先医療機関へ最短距離を早急に選定し収容先医療機関の受入体制を充分確認のうえ、搬送するものとする。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災

状況や傷病者の収容可能数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう災害時の医療情報体制を確立しておくものとする。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に関係医療機関の規模、位置及び診療科目等を基におおよその搬送順位を決定しておく。さらに、災害時は医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定しておくものとする。

3 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておくものとする。

第4 医療・助産

1 医療救護活動

町長は、災害対策本部の救助班に対し出動を命じるとともに、災害の種類及び程度により比企地区医師会に出動を要請し災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

2 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じて、環境の急変等から病状が悪化し緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

3 透析患者等への対応

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、配慮を行うものとする。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

1 遺体の搜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されるものの搜索は、町が県、小川警察署、比企広域消防本部等の協力のもとに実施するものとする。

2 行方不明者に関する相談窓口の設置

町は、相談窓口を設置し小川警察署と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせ等に対応していくものとする。

3 遺体の処理

① 検視（見分）	警察官は、検視（見分）を行う。
② 検案	医療救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
③ 輸送	警察官による検視（見分）及び医療救護班（医師）による検案を終えた遺体は、町が県に報告のうえ、警察機関、比企広域消防本部等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
④ 遺体収容所（安置所）の開設	災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで医療機関の霊安室において遺体を収容するものとするが、不足する場合には葬祭業者に協力を依頼し、業者の施設を利用するものとする。 遺体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
⑤ 遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥ 一時保管	町は、検視（見分）、検案前の遺体や火葬前の遺体の一時保管を行う。

4 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により町が実施するものとする。

① 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として比企広域市町村圏組合東松山斎場で実施する。
② 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ 被災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺（付属品を含む） (2) 埋葬又は火葬 (3) 骨つぼ又は骨箱

※埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
 - ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。
- (2) 埋・火葬の調整及びあっせん
- 身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。
- 町で災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合には、県に関係業者等に関する状況提供を依頼する。
- (3) 死亡者に関する公報
- 遺体の引渡し等を円滑に実施するため、死亡者に関する公報に関して県及び小川警察署と連携を保ち、庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設や地域住民等への情報提供を行う。

第6 災害時要援護者等の安全確保対策**1 社会福祉施設等入所者の安全確保**

- (1) 施設職員の確保
- 施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
- (2) 避難誘導の実施
- 施設管理者は、避難誘導計画に基づき入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
- 町は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
- (3) 受入先の確保及び移送
- 施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し移送を行う。
- 町は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。
- なお、被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し公共建築物のほか、協力の得られる民間施設の利用、施設そのものの疎開を支援する。
- (4) 生活救援物資の供給
- 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し入所者等に配布する。町は、備蓄物資の放出及び調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。
- (5) ライフライン優先復旧
- 町は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。
- (6) 巡回サービスの実施
- 町は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災

した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し援助を行う。

(7) 災害情報の伝達

町は、社会福祉施設等への積極的な災害情報の提供を行う。

2 在宅災害時要援護者の安全確保

(1) 安否確認の実施

避難支援プラン（要援護者個別計画）により、地域が主体になって各居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認及び避難支援を実施する。

(2) 救助活動の実施

町は、町民等の協力を得ながら在宅の災害時要援護者の救助を行う。

(3) 受入先の確保及び移送

町は、災害時要援護者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所を確保する。また、自動車等適切な輸送手段を確保し、町民組織等の協力を得て避難所等への移送を行う。

(4) 生活救援物資の供給

町は、災害時要援護者の被災状況を把握し、災害時要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等を備蓄物資の放出及び調達を行う。配布を行う際には、地域の自主防災組織が個別に配布するなど配慮する。

(5) 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる災害時要援護者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

(6) 相談窓口の開設

町は、ふれあい交流センターや健康増進センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(7) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師、地域包括支援センターなどにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、事業者と協力し介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(8) 在宅福祉サービスの早期実施

デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

3 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

県は、町が行った安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

(2) 避難誘導の実施

町は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

県は、県保有の広報車の提供など町が行う外国人の避難誘導活動に協力する。

(3) 情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながらチラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第6 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者対策

大規模災害等が発生した場合には、多くの人々が帰宅困難になることが予想され、通勤、通学者等に対し適切な情報の提供、保護、支援、代替交通手段の確保等の対策を実施する。

2 情報提供等

帰宅困難者対策は、安否情報の確保等町単独では対応が困難なものが少なくないため、県及び防災関係機関と協力して対策を図っていく。

情報提供	① 町、県、鉄道機関、放送機関及び防災関係機関等において、有線途絶に備え鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。 ② 町は県及び関係機関と共に幹線道路沿いを中心にして、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保を図る。
安否確認手段の広報	安否確認手段としてNTT災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板等の利用を広報する。
救護体制の確保	帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策として、関係機関、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等と連携しつつ、幹線道路沿いの公共施設等（避難所等）を一時開放し水・食料の配布、情報提供、簡易地図等の配布を行う。

3 駅周辺の混乱防止対策

交通事業者と協力し乗降客への情報提供を実施するとともに、誘導、一時収容を行う。

駅等での混乱防止	駅構内の乗降客、駅前の滞留者等が殺到する場合は、安全な場所を確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。
避難所等への収容	発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、帰宅可能になるまでの間、最寄りの避難所に一時収容する。また、被災を免れた宿泊施設の情報を提供する。

第11節 生活支援計画

第1 食料供給計画

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

1 災害時における食品給付

災害時における被災者等に対する食品の給付は、原則として次により実施するものとする。

(1) 給付は、町長が実施する。

(2) 給付の内容は、以下のとおりとする。

ア 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

イ 米穀の供給機構が混乱し通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない町民に対して行う米穀等の応急供給

(3) 給付する食品の品目は、米穀（米飯を含む。）乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給付するよう配慮する。なお、乳幼児に対する給付は、原則として調製粉乳とする。

また、道路障害除去が本格化し輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊出しを行うとともに、食物アレルギー等多様な食料需要に対応するため、事業者の協力を得て弁当、おにぎり等を調達する。

2 食品給与計画の策定

町長は、災害時の食品給与の円滑を期するため食品の調達（備蓄を含む。）、輸送、集積地、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定するものとする。

3 食品の調達

(1) 事前協議

町長は、食品の調達に関する計画の策定にあたっては必要数量等について調達先、調達数等の必要項目について、生産者、販売業者及び輸送業者等と協議しその協力を得て食品の確保に努めるものとする。

(2) 米穀の調達

ア 大規模な災害のため、町内米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請するものとする。

イ 町長は交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局企画調整室及び生産部業務管理課の協力のもと、農林水産省生産局農産部貿易業務課又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀等の緊急引渡しを要請し供給するものとする。

(3) その他の食品の調達

町長は、米穀以外の食品の給付を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うが、不足を生ずる場合は知事に食品の調達を要請することが

できる。

4 供給基準

一人あたりの配給量

品目	基準		
米穀	被災者	一食あたり	精米 200 グラム以内
	応急供給受配者	一人一日あたり	精米 400 グラム以内
	災害救助従事者	一食あたり	精米 300 グラム以内
乾パン	一食あたり	1 包(115 グラム入り)以内	
食パン	一食あたり	185 グラム以内	
調整粉乳	乳児一日あたり	200 グラム以内	
アルファ米	一食あたり	100 グラム以内	
おかゆ缶	一食あたり	1 缶(280 グラム入り)以内	

※応急供給受給者 商店等が休業や品不足のため食料を通常とおりに供給することができないため、応急供給せざるを得ない場合

5 食品輸送

(1) 輸送方法

ア 輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとし、荷姿は次のとおりとして積載量を計算するものとする。

- ・玄米 紙袋入り 1 袋 30 キログラム入り（精米換算 27.3 キログラム）
麻袋入り 1 袋 60 キログラム入り（精米換算 54.6 キログラム）
- ・精米 紙袋又はビニール袋入り 1 袋
10 キログラム入り
- 乾パン 段ボール箱入り 1 箱 128 食入り
- アルファ米 段ボール箱入り 1 箱 100 食入り（10 キログラム）
- 乾燥がゆ 段ボール箱入り 1 箱 50 食入り
- クラッカー 段ボール箱入り 1 箱 70 食入り

イ 町長は、貨物自動車等による輸送が困難な地域に食品の緊急輸送の必要性が生じたときは、知事に対しヘリコプター等の輸送を行うよう依頼する。

(2) 輸送の分担

ア 町が調達した食品の町集積地までの輸送及び町内における食品の移動は町長の指示により災害対策本部建設班が中心となっていく。

イ 県が調達した食品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する食品について町長に引取りを指示することができる。

6 災害時における集積地

(1) 町集積地の選定

町長は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物等)の中から町集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておくものとする。

(2) 町集積地の指定

災害発生時、町長が必要と定めた時は、原則として以下の施設を町集積地として指定し、調達した食品の集配中継地とするものとする。

町集積地 嵐山町役場

(3) 集積物の管理

集積物の管理については救助班内の職員が行うものとし、班内職員では充分でない場合は、救助部内及び他部より応援を求めるほか警備員等を雇い入れて管理するものとする。

7 炊出しの実施及び食品の配分

(1) 炊出し等の場所

町は、炊出し及び食品の配分に関する計画においては、炊出し等の実施場所として避難所のほか適当な場所を定めておくものとする。

○町の炊出し場所及び炊出し可能人数

名 称	所 在 地	電 話	炊出能力
嵐山町給食センター	大字杉山 1030-1	62-6127	1,900 食
嵐山町ふれあい交流センター	大字菅谷 445-1	62-2144	150 食
嵐山町北部交流センター	大字吉田 1951-1	62-8730	150 食
活き活きふれあいプラザなごみ	大字菅谷 487-1	62-1788	100 食
嵐山町健康増進センター	大字杉山 1030-1	62-2150	200 食

また、食料が必要な在宅の被災者は、最寄りの避難所等に数量を連絡し、配布時には当該施設で受領するものとする。この場合、在宅の災害時要援護者については、行政区、自主防災組織等の協力を得て配布を行う。

(2) 県への協力要請

町長は、多大な被害を受けたことにより町において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、知事に炊出し等について協力を要請することができる。

(3) 実施状況報告

町長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

第2 衣料、生活必需品等供給計画

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期するものである。

1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、救助法の基準に準じて町長が行うものとする。

2 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与

被災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施するものとする。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるもの。

(2) 生活必需品の供給計画

ア 生活必需品の供給計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。

(ア) 目標数量

被害想定調査に基づく最大被害人口に相当する量を目標とする。

(イ) 品目

(a)寝具、(b)外衣、(c)肌着、(d)身の回り品、(e)炊事用品、(f)食器、
(g)日用品、(h)光熱材料、(i)簡易トイレ、(j)情報機器、(k)災害時要援護者向け用品

イ 生活必需品の備蓄

町は、生活必需品等の備蓄計画に基づき被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

ウ 生活必需品の調達

町は、生活必需品が必要になった時は町内の生活必需品取扱業者から必要物資を調達するものとする。また、町内調達が困難な状況及び品目については、町長から知事に対し生活必需品の要求を行い県の備蓄物資より調達するものとする。

(3) 給付又は貸与の方法

ア 救助物資の調達、給付等は、町が行うものとする。ただし、町において調達することが困難なときは、県からの備蓄物資を調達するものとする。

イ 救助物資の購入計画は、町長が災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して行う。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給付、又は貸与に要した費用等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第3 飲料水の供給

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最少限度必要な量の飲料水の供給を行い同時に給水施設の応急復旧を実施する。

1 飲料水の供給

(1) 町の行う業務

町内の地域においてそれぞれ独自に給水計画を樹立し、町民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要(供給を要する人口×30)の水を確保できないときは、隣接市町村又は県に速やかに応援を要請する。

(2) 飲料水の供給基準

被災者に対する飲料水の供給は次の基準で実施するものとする。

ア 対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊されあるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し現に飲料に適する水を得ることができない者。

イ 供給量

災害発生時から3日目までは1人1日30、4日目以降は約20を目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

ウ 供給方法

飲料水の供給は、被災地の必要な地点に給水所を設け臨時給水栓及び給水車等による浄水の供給を行う。

給水所では、町民自らが持参したポリタンク、ウォータージャッキ、バケツ等に給水する。なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。また、自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者等を支援するため、自主防災組織、ボランティア等との連携を図る。

なお、自主防災組織、嵐山消防団等の協力によりプール、井戸、ため池、用水路、河川からの取水も含め生活用水を確保する

(3) 町の応急給水資機材調達計画

非常災害時における応急給水資機材については、第2編第1章第8節「物資及び資機材等の備蓄計画」に定めるとおりとする。

2 給水施設の緊急対応と応急復旧

(1) 緊急対応

風水害発生後、速やかに水道施設を点検するとともに、テレメーター記録等から異常箇所の情報を把握する。また、消防水利の確保を基本として二次災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ浄水施設の稼働の停止、導水施設の減水制限等を行う。

(2) 被害箇所の調査と復旧

上水道、及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事は町長が6日以内に完了するよう実施するものとする。

(3) 資材の調達

復旧資材は、町長の要請に基づいて知事があつせんするものとする。

(4) 技術者のあつせん

応急、復旧工事を実施するために必要に応じて技術者等のあつせんを町長から知事

に要請するものとする。

(5) 応急復旧工事

嵐山町指定給水装置工事事業者に要請するものとする。

3 救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第4 応急住宅対策

災害のため住宅に被害を受けたもので、自己の資力で住宅を得ることができない者を收容するための応急仮設住宅の建設及び自己の資力で住宅の応急修理ができない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 用地の確保

(1) 全体計画

ア 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を以下のように設定し適切な用地選定を行うものとする。

イ 応急仮設住宅の用地選定

町は、町独自の応急仮設住宅適地の基準に従い町公有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

なお、私有地の選定にあたっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じるものとする。

ウ 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、町ごとに想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに算定する。

ただし、被害が大規模な場合は、基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、町はできる限り多くの用地の確保に努めるものとする。

(2) 短期計画

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い建設可能戸数を把握する。

2 設置計画の策定

町は、以下のことを明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

(1) 入居基準及び災害時要援護者に対する配慮

町は、町独自の入居基準に従い入居者を選定するものとする。入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況及びペットの飼養状況等を考慮するとともに、災害時要援護者に対する配慮をするものとする。

(2) 応急仮設住宅の入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の管理

町長は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて行うものとする。

3 応急仮設住宅の設置

町は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(1) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅設置戸数の設定	町は、県営住宅等公営住宅の利用戸数（空き家数）や被災状況等の情報をもとに原則として、全焼、全壊世帯数の3割以内として応急仮設住宅の設置戸数を設定する。 ただし、被災の程度、深刻さ、町民の経済的能力、住宅事情等により設置戸数の引き上げが必要な場合は、埼玉県知事と協議する。
建設用地の確保	町は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し以下の基準に適合した建設予定地を定めておく。 ①飲料水が得やすい場所 ②保健衛生上適当な場所 ③交通の便を考慮した場所 ④住居地域と隔離していない場所 ⑤土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
維持管理	県が町に委任し、町長が公営住宅に準じて維持管理する。

(2) 応急仮設住宅の供給

入居者の募集	町は、応急仮設住宅募集窓口を設置し応急仮設住宅への入居募集を行う。
入居者の選定	町は、応急仮設住宅募集窓口を設置し応急仮設住宅への入居者選定を行う。 ①住居が全焼（壊）又は流出した被災者 ②居住する住宅がない被災者 ③自らの資力をもって住宅を確保することができない被災者 ※ 選定にあたっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や災害時要援護者に対する配慮を行いコミュニティの形成にも考慮する。
災害時要援護者への配慮	県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の災害時要援護者に配慮するよう努める。また、入居に際しても災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を町に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

なお、救助法によらない応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、災害救助法の適用に準じて行うものとし、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理のために要した費用（救助法が適用された場合を除く。）は、町が負担するものとする。

5 建設業者及び労務の供給

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の建設業者等との請負契約により実施する。

6 既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用

公営住宅の空室を一時的に供給する。

ア 公的住宅の確保

町は災害時に、他の自治体及び公団、公社等に空室の確保を依頼し被災者に供給する。

イ 入居者の選定

町は、確保した空室の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、応急仮設住宅の基準に準じその他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

ただし、使用申込みは一世帯一か所とする。

(2) 民間賃貸住宅の利用

町は、関係団体等に対し震災時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあつせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

また、県が民間団体と締結した「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」等に基づき、県と協力し住宅使用者の募集等を行う。

7 応急措置及び応急復旧の指導・相談

町は建築物の応急危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための町民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

8 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の設置にあたっては県と調整し、速やかに町内建築業者の協力を得て建設を行う。

(2) 大規模な災害により町で対応することが困難な場合は、被害戸数、設置が必要な戸数、調達を必要とする建築業者数等を明らかにし県に要請する。

(3) 応急仮設住宅として供与する期間は、工事を完了した日から2ヶ年以内とする。

第5 被災住宅の応急修理計画

災害により半焼又は半壊した住宅を応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。実施にあたっては、関係機関の綿密な連携のもと資材の調達や施工業者の決定を迅速

に行う必要がある。

1 活動体制

(1) 実施責任者

町長が実施する。

(2) 実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

ア 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

イ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、町が県に請求できるものとする。

(4) 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

(5) 災害復旧用材の供給

町の実施する住宅応急修理について、資材不足が発生した場合は県に資材調達を要請する。

第6 文教対策計画

災害を受けた学校、その他文教関係施設、設備の応急復旧及び応急教育の予定場所、方法、教材、学用品、給食等応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 留意点

校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保など、早期に授業の再開、継続が出来るよう配慮する必要がある。

2 発災時の措置

(1) 児童生徒、園児等の安全確保

学校及び幼稚園、学童保育室は台風の接近等、気象状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じる。

災害の危険が迫る場合、気象関連情報を収集するとともに、必要に応じ緊急避難等の措置をとり安全確認ができるまでの間、適切な場所に保護する。その後、保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して引渡しを図り帰宅させる。

(2) 帰宅措置

学校長は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童、生徒を下校させることが危険な場合、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがない場合は学校にて保護する。

3 応急教育の方法等

(1) 文教施設、設備の応急復旧対策

災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握

する。し応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立てこの具体化を図る。

(2) 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

(3) 応急教育の方法

ア 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

イ 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので、授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

(4) 給食等の措置

ア 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行ない給食実施に努める。

イ 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

ウ 学校給食施設・設備は、被災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。

エ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

(5) 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので、当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。

4 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童、生徒に対する学用品の給与は災害救助法の基準に準じて行うものとする。調達及び配給の方法については、町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画をたてておくものとする。

(1) 実施機関

学用品の調達、配分等は、町が行うものとする。ただし、町において調達することが困難と認めたときは、県が調達し町に供給するものとする。

(2) 給与基準

ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童、中学部生徒を含む）に対して行う。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(ア) 教科書（教材を含む）

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

(3) 給付の時期

災害発生の日から教科書(教材を含む)については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

4 その他の措置

(1) 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

なお、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休業の措置を含め、児童・生徒等の登下校の安全確保に努める。

(2) 学校以外の教育機関においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

なお、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所(館)を含む適切な措置を講ずる。

(3) 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行なうなどその万全を期する。

(4) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

5 文化財の応急措置

(1) 社会教育班は、災害発生後直ちに町内の文化財及びその周辺の被害状況について調査し、被害状況を総括班へ連絡する。

(2) 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

(資料編：町内の文化財一覧)

第12節 障害物の除去

災害に際して、土砂・立木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所及び道路の機能上支障をきたす場合には、速やかにこれを除去し被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

第1 住宅関係障害物の除去

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長が行うものとする。
- (2) 一次的には町保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合には、町内建設業者からの資機材労力等の提供を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会比企支部からの資機材労力等の提供を求める。
- (5) 労力又は機械力が不足する場合には、県あるいは隣接市町村からの派遣を求めるものとする。

2 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施するものとする。

(1) 対象

障害物の除去の対象となるものは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができないものとする。

(2) 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。

- (3) 障害物除去対象者の選定基準は、災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

第2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去について道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、廃棄物処理担当と調整の上、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行うものとする。

(2) 応急復旧による交通の確保

道路管理者は道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うものとする。除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

第3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、次の基準により被災発生場所の近くに設けるものとする。

- 1 交通に支障のない公有地を選ぶものとする。
- 2 公有地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結するものとする。

第4 必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

第13節 輸送計画

第1 目標

この計画は、災害応急対策実施にあたり、人員及び物資等を輸送するため各輸送事業者と連携し車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

第2 輸送力の確保

町が行う災害輸送のための自動車等の輸送力の確保は、おおむね以下の方法によるものとする。

1 自動車等による輸送

- (1) 町有自動車
- (2) 公共団体等の所有自動車
- (3) 嵐山町商工会員(建設業)保有トラック
- (4) その他自家用自動車、及び輸送事業者の自動車
- (5) 町及び自主防災組織所有の折りたたみ式リヤカー

2 県防災ヘリコプター等による輸送

必要に応じてヘリコプター等による輸送を行う場合は、第2編 第2章 第15節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

第3 物資の集積場所及び要員の確保

1 災害時における集積地

(1) 町集積地の選定

町長は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物等)の中から町集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておくものとする。

(2) 町集積地の指定

災害発生時、町長が必要と定めた時は、原則として以下の施設を町集積地として指定し、調達した食品の集配中継地とするものとする。

○町集積地

集積地	住所	電話	受領責任者
嵐山町役場	嵐山町大字杉山 1030-1	0493-62-2150	災害対策本部 町民班

(3) 集積物の管理

集積物の管理については、町民班内の職員が行うものとし、班内職員では充分でない場合は救助部内及び他部より応援を求めるほか、警備員等を雇い入れて管理するものとする。

2 労務供給計画

町は、災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については各地区を通して労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送道路の応急復旧順位の決定

町長及び小川警察署長は、緊急時に使用する道路の被害状況と現場の緊急性を考慮して応急復旧順位を決定するものとする。

2 道路の応急復旧作業

町は、災害対策本部建設班により、行政区域内の道路被害及び道路上の状況を調査し、速やかに被害状況を県へ報告する。また、所管する道路の破損、損壊等については、警察、自衛隊、各消防機関及び土木建設業者の協力を得て復旧作業を実施して交通確保に努めるものとする。

特に、避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。

第5 応急救助のための輸送

応急救助のための輸送は、次のとおりとする。

1 輸送の範囲

- (1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
- (4) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要となる人員及び物資
- (6) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (7) 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- (8) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (9) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (10) 生活必需品

2 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の範囲内において町が県に請求できるものとする。

第14節 要員確保計画

第1 労務供給計画

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所等を通じて被災の少なかった労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

1 町による要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

2 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人件費として要する費用については「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

第2 民間団体活用計画

災害時の応急対策実施に際し、赤十字奉仕団、各種ボランティア団体、行政区、自主防災組織等の民間組織の活用を図り、もってその万全を期する。

1 基本方針

民間団体の活用に関する計画の作成に努める。

2 活動の内容

町長は、災害のため民間諸団体の奉仕を必要とするときは、各種団体の責任者に対して奉仕のための出動を要請し、おおむね次に掲げる事項について依頼するものとする。

- (1) 避難者の誘導
- (2) 被災者の救出及び救護
- (3) 被災者に対する炊出し
- (4) 避難者の保護
- (5) 避難者に対する諸物資の配給の補助
- (6) その他災害時における奉仕

第3 防災ボランティアに関する計画

町は、社会福祉協議会等と連携をし防災ボランティアの育成に努めるとともに平常時から連絡、協力体制を密にし、災害発生時にボランティアが活動しやすい環境整備を行うも

のとする。

1 ボランティアの受入窓口

- (1) 町に災害が発生した場合のボランティア受入は町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し受入れにあたる。

災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会によって運営するものとし、災害対策本部（社会教育班）との協議、調整により活動計画を定める。

○ボランティアセンターにおける活動

- ①被災者ニーズの把握
- ②ボランティアの振り分け
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④一般参加ボランティアの受付
- ⑤ボランティア団体への要請
- ⑥災害対策本部との調整
- ⑦県ボランティアセンターへの要請

- (2) 受入窓口では、ボランティアの受入日、氏名、住所、電話番号、活動予定期間等を記した「防災ボランティア受入名簿」を作成し、受入状況を把握する。
- (3) 町のみではボランティアが不足する場合は、県にボランティアの派遣を要請する。

2 ボランティア活動拠点の提供

災害が発生した場合は、直ちにボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

3 連絡調整

本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整は社会教育班があたる。

4 活動内容

町長は、災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアに対して、おおむね次に掲げる事項について協力依頼するものとする。

- (1) 被災者の介護と安全確保・衛生管理
- (2) 避難所のすべての作業と保安
- (3) 救援物資（食料・日用品）の集積と発送
- (4) 被災者の要望事項や相談の行政との仲介
- (5) 避難所以外の被災者の支援活動
- (6) 被災者の毎日の状況調査
- (7) 町行政業務の円滑化の支援
- (8) 仮設住宅運営に対する支援
- (9) 被災者の活動全般に係る活動全般
- (10) その他必要な作業

第4 連携体制の確保

1 民間団体、企業との連携

町は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

2 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地・建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

第15節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 派遣を要する災害

災害における人命又は財産保護及び生活支援のため、下記に掲げる事項等の応急対策活動等が町等において不可能又は困難な災害状況で、自衛隊の部隊による活動が必要な場合もしくは効果的である場合の災害とする。

1 派遣を要する事項

要請依頼の範囲	活 動 内 容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
②避難の援助	避難者の誘導、輸送等
③遭難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
④水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積込み及び運搬
⑤消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響すると考えられる場合）
⑦診察、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、緊急を要する場合に限る。）
⑨炊飯及び給水の支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
⑩救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
⑪危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去

⑫予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
⑬その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

第2 災害派遣の要請

知事に対する自衛隊の派遣要請依頼は、原則として町長が行うものとする。

1 派遣要請依頼の手続き

町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

(1) 提出（連絡先）

県危機管理防災部危機管理課

(2) 記載事項

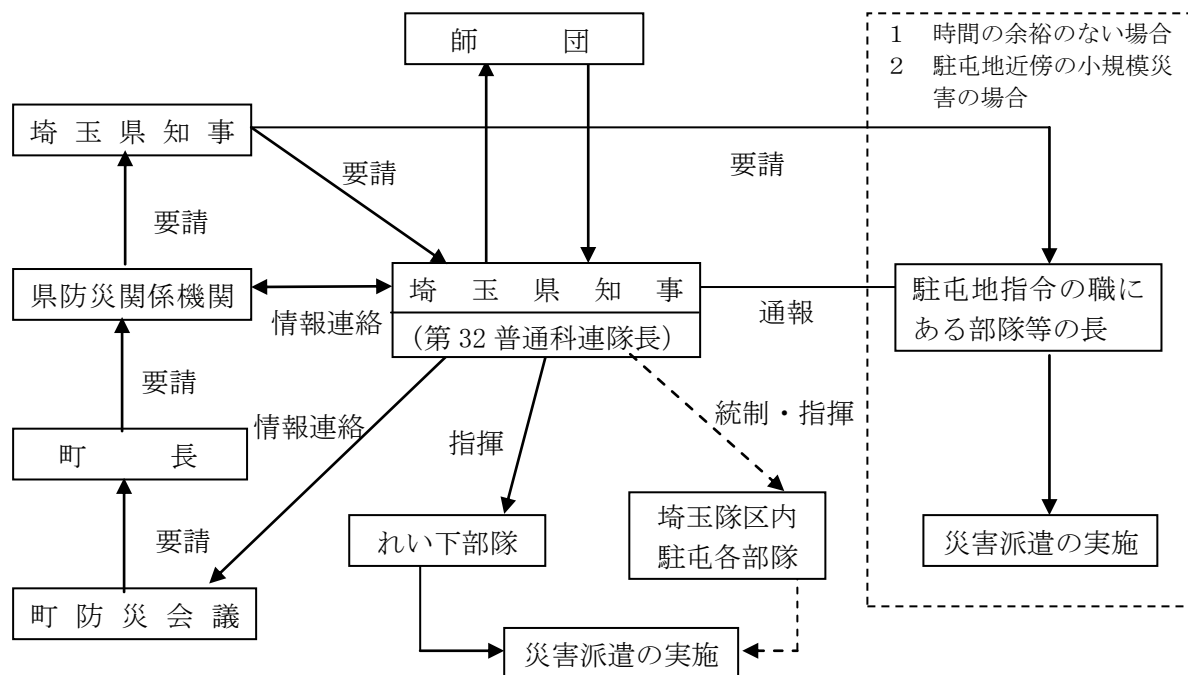
ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他、参考となるべき事項

(3) 派遣要請の手続き系統



(4) 自衛隊に対する要請文書の宛先

区 分	宛 先	所 在 地
陸上自衛隊	第1師団長 (第32普通科連隊長気付)	さいたま市日進町1丁目40番地7自衛隊
	大宮駐とん地司令	さいたま市日進町1丁目40番地7自衛隊
	朝霞駐とん地司令	東京都練馬区大泉学園町
海上自衛隊	横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見1丁目無番地
	第4航空群司令	神奈川県綾瀬市無番地
	第21航空群司令	千葉県飯山市宮城無番地
航空自衛隊	中部航空方面隊司令官	埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地
	第4術科学学校長	埼玉県熊谷市大字十六間839

(5) 緊急の場合の自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊	第3科長	部隊当直司令	さいたま (048) 663-4241～5 内線 202・205 時間外 302・218
陸上自衛隊第1師団司令部 (東京都練馬区)	第3部長又は 防衛班長	第1師団司令部 当直長	東京 03 (3933) 1161～9 内線 238・239 時間外内線 207・228
航空自衛隊中部航空方面 隊司令部（埼玉県入間市）	運用第2班長	司令部当直幕僚	狭山 (0429) 53-6131 内線 2233・2330 時間外 2204・2209
海上自衛隊横須賀地方総監 部（神奈川県横須賀市）	防衛部 防災主任	オペレーション 室当直幕僚	横須賀 (046) 822-3500 内線 2222・2223 時間外 (046) 822-3508 (直)
海上自衛隊第4航空群 (神奈川県厚木市)	司令部 運用幕僚	群当直士官	厚木 (0467) 77-2327 内線 2243 時間外 2222・2223
海上自衛隊第21航空群 (千葉県館山市)	司令部 運用幕僚	群当直士官	館山 (0470) 22-3191 内線 213 時間外 (0470) 22-1294 (直)

第3 災害派遣部隊の受入れ体制の確保

1 部隊との協力関係

町長及び警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材の使用協定等に関して厳密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を以下の基準により策定するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

5 派遣部隊の受入れ

町長は、派遣された部隊に対し以下の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置き場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- (5) ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

なお、本町における派遣部隊の拠点施設については、以下のとおりである。

○拠点施設

名 称	予定施設
本部事務室	嵐山町役場
宿舎	嵐山町役場駐車場及び周辺施設
材料置き場、炊事場	
駐車場	

○ヘリポート予定地

施設名	所在地	管理者	表面	散水の 必要性	車両 進入	入口 施錠
嵐山町役場駐車場	大字杉山 1030-1	嵐山町長	アスファルト舗装	無	可	なし
嵐山町営鎌形野球場	大字鎌形 3072-1	嵐山町長	芝地	要	可	施錠
嵐山町総合運動公園	大字鎌形 855	嵐山町長	転圧地	要	可	なし
嵐山町立七郷小学校	大字吉田 1913	嵐山町長	転圧地	要	可	施錠

※七郷小学校グラウンドは、町避難場所に指定されているため、ヘリポートとして使用する場

合は、避難者を校舎、体育館へ移動するものとする。

6 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣部隊との協議によって民生の安定及び復興に支障がないと判断した場合は、知事に対して災害派遣撤収様式により被災派遣部隊の撤収要請を行う。

第4 経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が応援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係る物を除く。）等の購入費、借上費及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建築物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係る物を除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に関する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議するものとする。

第16節 環境衛生整備計画

第1 廃棄物処理計画

1 実施責任者

町は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うものとする。

2 し尿処理

(1) 下水道機能の利用

下水道施設に被害がない場合は、生活水の確保により下水道機能を確保する。また、下水道施設の復旧が数日以上かかる場合は、速やかに仮設トイレ等を使用する。なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設（下水処理場の他に、幹線管きょを加えていく。）への投入により処理する。

避難所	被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。なお、水洗トイレが不足する場合は、公共下水マンホール活用のトイレ、仮設トイレ等を用意する。
事業所・家庭等	ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域においては、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

(2) 生活部は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。

断水地区の避難所、公園等に仮設トイレを設置する。また、設置にあたっては、高齢者や障害者専用トイレ、女性専用トイレなど、使用方法や防犯などに配慮する。また、設置場所の避難者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃管理等を要請する。

(3) 生活部は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能となった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め避難所の衛生向上を図るものとする。

3 生活ごみの処理

生活部は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも数日後には収集を開始し大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

なお、防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等の腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し処理施設等へ運搬する。

4 がれきの処理

(1) 生活部は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。また、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図るものとする。

(2) 応急活動後、町は、がれきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破碎・分別等を徹底し木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

○廃棄物の処理

- ①公有地に仮置き場を設置し、一時的に搬入する。
- ②分別収集を実施する。
- ③処理方針によって適正処理、リサイクルを図る。
- ④アスベスト等有害な廃棄物は、適正な処理を行うよう注意する。

臨時集積地への仮置き	多量のがれきが発生した場合は、公有地等の臨時集積地に仮置きするとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。また、臨時集積地への搬入協力を廃棄物処理業者及び土木建築業者等に要請する。対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。
がれき処理対象範囲	がれきの撤去は個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・県等の倒壊建物の解体処理等特例措置も含め、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
県への報告	県へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれき発生量の報告をする。

第2 防疫活動

災害時における被災地の防疫は、本計画に定めるところによる。

1 防疫の種別と方法

防疫の活動は、次の方法により行うものとする。

(1) 疫学調査

町は、主として保健師を中心とした聞き込みにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は感染源等を調査する。

ア 調査にあたっては、機動力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮の上、緊急度の高いものから実施し、感染症患者の早期発見に努める。

イ 感染症予防教育等広報活動の推進を図る。

(2) 清掃

町は、感染症の発生又はおそれのある家屋内外、便所、給水及び給食施設の清掃を実施する。

(3) 消毒

町は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施し、そのために必要な防疫用薬剤等の備蓄、調達を行う。

ア 飲料水の消毒

イ 家屋の消毒

ウ 便所の消毒

エ 溝渠の消毒

オ 患者輸送用機器等の消毒

(4) 鼠族、昆虫等の駆除

町は、汚染地域の蚊、蠅発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去並びに必要なに応じたねずみの駆除を実施する。

2 防疫薬剤の調達方法

予防接種資機材及び消毒資材などの防疫資材については、現有のものを使用するとともに、医師会及び薬剤師会等の協力を得て不足資材を調達する。また、必要に応じ知事に供給要請する、

3 避難所等の衛生指導

町は、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

第3 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、獣医師会等関係団体をはじめ動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

町は、避難所を設置する地域と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他県市町村への連絡調整及び要請

○避難所での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難所で詳細を定める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 ② 飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 ③ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。 ④ 危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。 ⑤ 飼育場所は避難者の居住スペースとは別とする。 ⑥ 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。 |
|--|

第17節 広域応援受入計画

第1 国からの応援受入

大規模又は緊急で専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及びあつせんを円滑に受け入れる。

1 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際して緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあつせんを行う権限を有している。町は、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 受入体制の整備

- ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集、連絡体制の明確化に努める。
- イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(2) 応援受入の対応

- ア 受入窓口
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容

第2 地方公共団体からの応援受入

大規模な災害により救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、並びに広範囲又は長期に及ぶ場合には、多くの地域からの応援を円滑に受入れる。

1 受入体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、県及び町が連携し体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

- ア 九都県市からの応援
- イ 関東知事会からの応援
- ウ 他の都道府県又は市町村からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

- ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- イ 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉）

2 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、原則的には町で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受入れる。

(2) 受入への対応

- ア 受入窓口
- イ 応援の範囲、区域及び制約条件
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容
- オ 交通手段及び交通路の確保

3 ボランティア受入体制の確立

地域以外からボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア活動に関する情報提供や活動拠点となるボランティアセンターを設置する。

(1) 構成機関と連携

ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となっており、県は、ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、行政機関、関係機関等との連絡調整等を図る。

(2) 災害支援ボランティア活動の例示

- ア 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
- イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- ウ ボランティアコーディネート業務
- エ 砂防ボランティア
 - (ア) 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
 - (イ) 土砂災害に関する知識の普及活動
 - (ウ) 土砂災害時の被災者の援助活動
- オ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

4 町が行う対策

(1) ボランティア受入体制の整備

ア ボランティアの拠点となる施設の選定など受入体制の整備を行う。

(2) ボランティアの受入と活動の支援

- ア 町は、発災後直ちにボランティアの拠点となる施設の提供を行う。
- イ この施設の運営は、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となっており、次の業務を行う。
 - (ア) ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。
 - (イ) 町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

第3 公共的団体からの応援受入

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

国内の公共的団体からの所掌事務に関連する組織的応援を他機関との連携により円滑に

受け入れる。

1 受入体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導を行い、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 町が行う対策

その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体には、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動の例示

- ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに関係機関に連絡すること
- イ 震災時における広報等に協力すること
- ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- エ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- オ 被災者の救助業務に協力すること
- カ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に協力すること

第3章 災害復旧計画

第1節 迅速な災害復旧

第1 趣旨

災害発生後、被災状況を的確に把握し再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し迅速にその実施を図る。

第2 災害復旧事業計画の作成

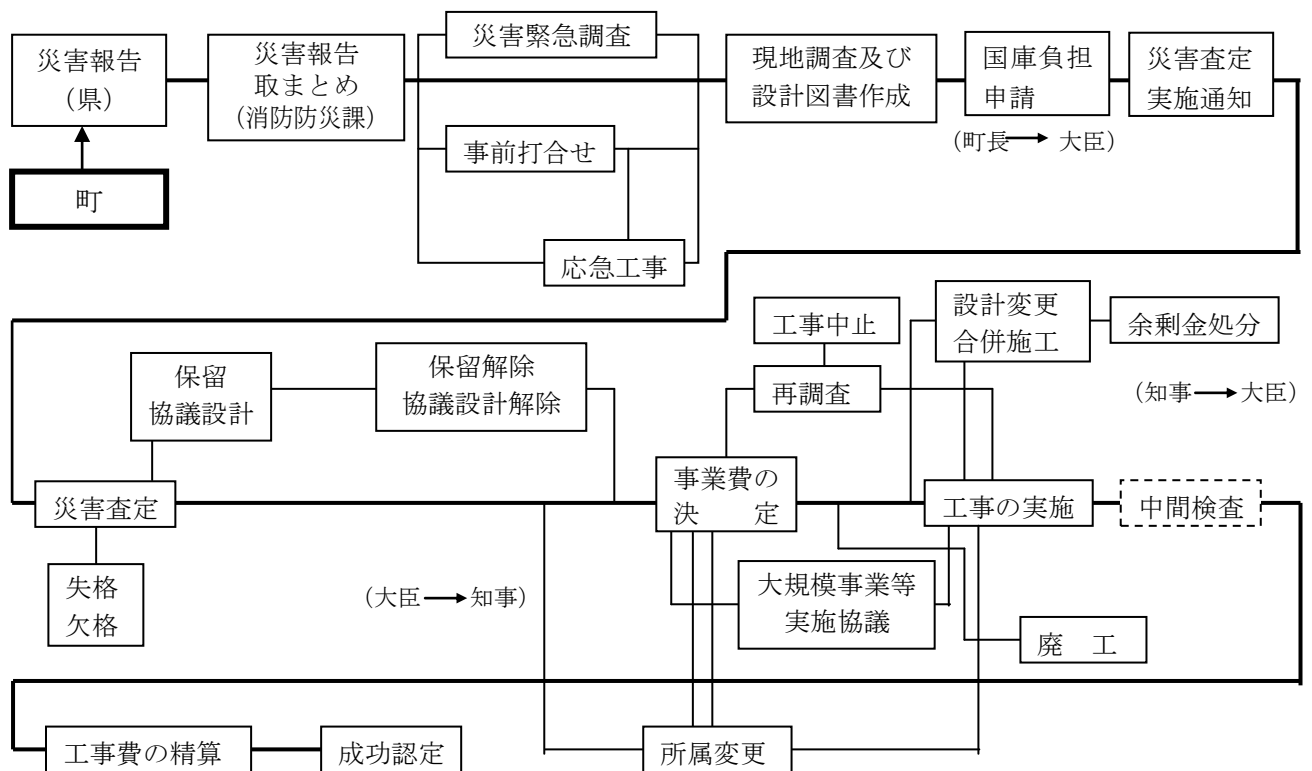
県（各部局）及び町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

○公共土木施設災害復旧取扱い手続き



第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

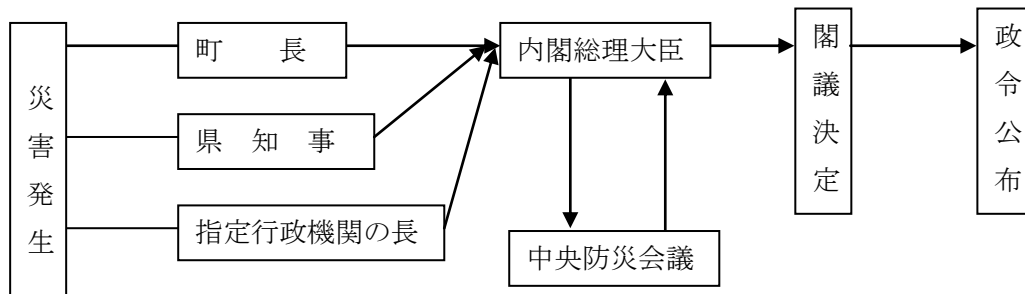
- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定

が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更正援助施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (コ) 女性保護施設災害復旧事業
- (ク) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 中小企業に対する資金の融通に関する特例

エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
 - (エ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
 - (オ) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (カ) 水防資材費の補助の特例
 - (キ) 罹災公営住宅建設資金の特例
 - (ク) 産業労働者住宅建設資金の特例
 - (ケ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (コ) 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給
 - (ク) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助
- (2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 生活再建等の支援

大規模災害時には多くの人々が罹災し、町民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧、復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建などの措置を行い、民生安定を講じる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行う実施計画等について検討する。

第1 被災者の生活の確保

1 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被災により他に転職するものに対して公共職業安定所は、本人の希望適正等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行うものとする。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、職業訓練学校において職業訓練を実施するよう努める。

2 町税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、災害により被災者の納付すべき町税について嵐山町税条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、町税の徴収猶予及び減免の措置を被災の状況に応じて実施するものとする。

3 生活保護

町は、被災者の恒久的生活確保のため県と協議し、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上困窮の程度に応じ最低生活を保護する措置を取るものとする。

4 その他

災害により心に障害を生じ、通常の生活に復帰できない被災者に対し、町は相談窓口を開設し、災害後のアフターケアに努めるものとする。

第2 被災者への融資等

1 被災者への融資

町は、災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、埼玉県生活福祉資金貸付制度の活用等のあっせんを行うものとする。

2 災害弔慰金等の支給

町は、災害救助法が適用されるなど一定規模以上の自然災害により町民が死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体又は精神に著しい障害を受けた場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付け

町は、災害により世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯主に対して、生活の建て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。（災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年条例第18号）

4 生活福祉資金の貸付け

県（町）社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対し、速やかに自力更正させるため生活福祉資金貸付制度による災害援護資金、住宅資金の貸付けを行う。（生活福祉資金の貸付について（厚生省事務次官通知））

第3 中小企業等の支援

被害を受けた中小企業の復旧に資するため、県は、協力金融機関等に特別配慮を要請し、中小企業者に対する融資を行い事業の安定を図る。

1 中小企業関係融資

町は、県の被災中小企業者に対する復興資金の貸付特別制度の活用について、中小企業者に周知、徹底を図る。

2 農林業関係融資等

被災農林業者等は、次のような資金融資制度等が利用できるもので、その周知を図る。

- (1) 天災融資法に基づく資金融資
経営資金、事業資金
- (2) (株)日本政策金融公庫の復旧資金融資
農地復旧資金、農林業施設資金、農業経営維持安定資金
- (3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
経営安定資金、施設復旧資金
- (4) 農業災害保障法に基づく農業災害補償
保険加入被災農家に対する共済金の支払い

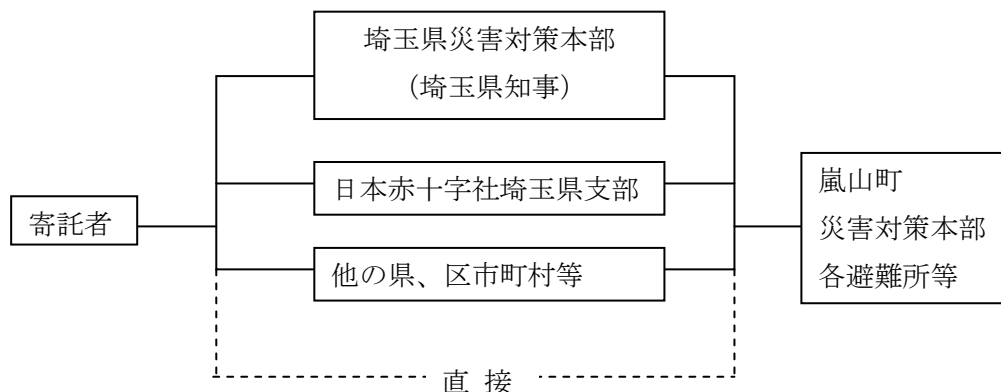
3 その他の融資

- (1) 中小企業金融公庫
災害復旧貸付
- (2) 国民金融公庫
災害貸付
- (3) 商工組合中央金庫
通常の貸付

第4 義援（見舞）金品の受入・配分

1 義援金の受入れ

一般から拠出された義援金は、次の経路により町に寄託される。



町に寄託された義援金は、財務班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受付け後、財務班に引き継ぐ。

また、義援金の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

2 義援金の保管

義援金の保管は、財務班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。管理に際しては、受払簿を作成しなければならない。

3 義援金の配分

義援金については、被害状況が確定後、被災地区や被災者の状況等を考慮し、災害対策本部長の決定による配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。

配分計画の立案は、財務班において行う。

4 義援品の受入、配分

義援品については、町役場内の町民ホールを一時保管場所とし、町民班が受付及び管理を行う。また、応急対策上、現に不足している物資で義援品のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長と協議のうえ町民班において有効に活用する。

第5 被災者生活再建支援制度の概要

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設された。

また、平成19年度に住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

1 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 目的

被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(2) 対象災害

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）

(3) 対象災害の規模

政令で定める自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害、又は、対象となる市町村に隣接する市町村（人口10万人未満のものに限る）において、当該自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

ウ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全焼する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

- (4) 支援対象世帯住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの
- ア 住宅が全壊した世帯
 - イ 住宅が半壊し、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯
 - ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
 - エ 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められた世帯
- (5) 支援金の内容（生活再建）
- 被災世帯が自立生活を開始するために必要な経費として政令で定めるもの
- ア 通常分
 - ・被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費・住居の移転費
 - イ 特別分
 - ・被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により、生活に必要な物品の購入費又は修理費
 - ・住居の移転のための交通費
 - ・住宅を貸借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価（いわゆる礼金など）
 - ・自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合に必要となる医療費
- (6) 支援金の内容
- 対象経費（居住安定支援制度）
- ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費（実際に要する経費の70%を超えない範囲）
 - ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費（ローン利子〔借入金の利子で1%を超え3.5%の部分の利率に相当する利子・ローン保証金〕
 - ・被災者世帯が住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし、発災2年以内に限る）
 - ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費
 - ・建築確認・完了検査等申請料
 - ・表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る経費
 - ・仲介手数料
 - ・水道加入分担金
- (7) 支給対象世帯
- ア 住宅が全壊した世帯
 - イ 住宅が半壊し倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
 - ウ 災害が継続し長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
 - エ 住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

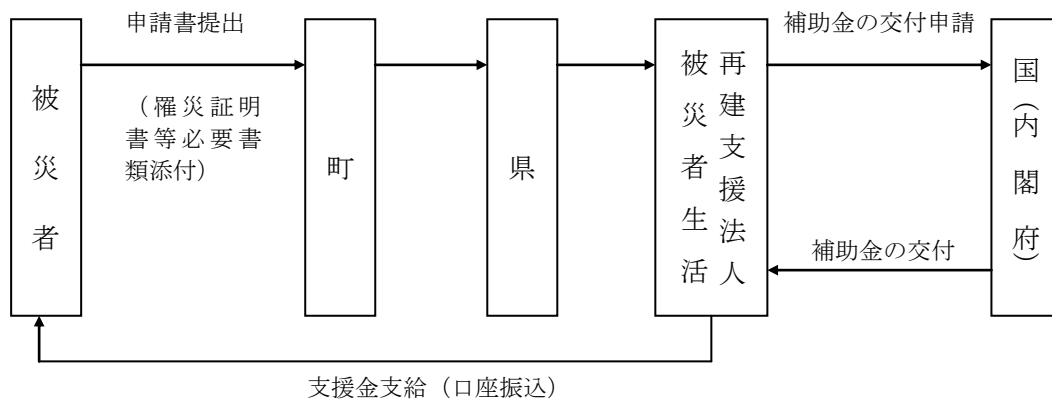
(8) 支援金の支給限度

	世帯の年収・年齢等	世帯 区分	内 訳				合 計
			生活関係経費		居住関係経費		
			通常分	特別分		うち家賃等	
全 壊 世 帯	(年収) ≤500 万円	複数	70	30	200	50	300
		単数	55	20	150	37.5	225
	世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯で 500 万円< (年収) ≤700 万円	複数	35	15	100	25	150
		単数	27.5	10	75	18.75	112.5
	世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯で 700 万円< (年収) ≤800 万円	複数	35	15	100	25	150
		単数	27.5	10	75	18.75	112.5
大 規 模 半 壊 世 帯	(年収) ≤500 万円	複数	—	—	100	50	100
		単数	—	—	75	37.5	75
	世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯で 500 万円< (年収) ≤700 万円	複数	—	—	150	25	50
		単数	—	—	37.5	18.75	37.5
	世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯で 700 万円< (年収) ≤800 万円	複数	—	—	50	25	50
		単数	—	—	37.5	18.75	37.5

- ・全壊世帯で、被災者の自己所有でない世帯については、家賃等を除き、支給限度額は 1 / 2 となる。
- ・要援護者世帯とは、重度身障者世帯及び生活保護受給者世帯等をいう。

市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 ⑤使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付
県	①被害状況のとりまとめ ②災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付 ④特定の医療用具等を対象とする場合の申請等
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④使途実績報告書の受領及び審査 ⑤申請期間の延長・報告
国	(内閣府) 被災者生活再建支援法人への補助金交付等

○支援金の支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

第6 罹災証明書の発行

上記の各種被災者救護対策を受けるため、あるいは被災者の保険請求時に必要な罹災証明書について、その基礎となる家屋被害調査及び罹災証明書発行事務については、次のとおりとする。

1 家屋等被害調査

町民班は、町域全体を対象として棟単位で被害状況調査を実施し、その個別調査結果をもとに罹災台帳（罹災者調査原票）を作成する。

調査に際して、火災による被災については、比企広域消防本部と連携して行う。

2 応援要請

被災の程度により、町民班のみでは人員が不足すると予想されるときは、総括班に対して応援要請を依頼する。

3 罹災証明書の発行

罹災証明は、被災者の申請に基づき罹災台帳で確認することによって発行する。罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに必要な場合は再調査の上客観的に判断する。

4 証明の範囲

罹災証明で証明する範囲は、災対法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

(1) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(2) 物的被害

- ア 全壊又は全焼
- イ 流出
- ウ 半壊又は半焼
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水
- カ 一部破損
- キ その他の物的被害

(3) 証明手数料

罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

第3編 事故災害対策編

第1節 火災対策計画

第1 火災予防

町は比企広域消防本部と協力をして消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を援助して消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ火災から町民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

1 大規模火災予防対策

(1) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、必要に応じ以下の対策を推進するものとする。

ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
イ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(2) 火災発生原因の制御

ア 防火管理者制度の効果的な運用

(ア) 学校、工場等収容人員50人（病院、スーパー等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について周知徹底を図っていくものとする。

(イ) 比企広域消防本部は、防火管理者を育成するため、防火講習会等の開催し、防火管理能力の向上を図っていくものとする。

イ 予防査察指導の強化

比企広域消防本部は、消防法の規定に基づいて防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努めその安全の確保に万全を期するよう指導していくものとする。

ウ 表示、公表制度の推進

比企広域消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する一定規模以上の防火対象物について、表示要項に基づき計画的に立入検査を行い、防火管理、消防用設備の不備等の法令違反の対象物については早急に是正を図り、防火安全体制を確立できるよう指導していくものとする。

エ 福祉施設の火災予防対策

社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図っていくものとする。

オ 火災予防運動の実施

町民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、火災予防運動を毎年定

(3) 消防資機材の整備

比企広域消防本部は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、震災対策に有効な資機材の整備も進める。

嵐山消防団は、必要な消防資機材を整備していく。特に消防車は計画的に更新・整備していく。

(4) 消防通新体制の整備

消防救急通信設備は消防の命令情報連絡、及び国、県又は緊急消防援助隊への情報連絡に不可欠な設備である。消防救急無線のデジタル化については、比企広域消防本部と連携し計画的に更新整備していく。

(5) 消防水利等の整備

町は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

(6) 防火環境の整備

ア 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、社会環境の変化に伴ってますます団員確保に困難を来している状況である。これらの打開策として以下のことが挙げられる。

- (ア) 消防団装備の機械化、軽量化
- (イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (ウ) 中核となる団員一人ひとりの育成、資質の向上
- (エ) 団員の処遇改善
- (オ) 女性消防団員の加入促進

イ 自衛防災組織の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、以下により自衛消防力の強化に努めるものとする。

- (ア) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図っていくものとする。
- (イ) 防火対象物の関係者は、比企広域消防本部の活動開始前における消防活動に必要な資機材を整備し、比企広域消防本部の活動を円滑にするための諸施策を講じていくものとする。

第2 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 町

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものと

する。

イ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、第2編第2章第9節「避難計画」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用するなどして、所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的、効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

第3 消防活動

1 目標

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

2 比企広域消防本部による消防活動

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受け入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じてそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に則る。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ 火災現場活動の原則

- (ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握のうえ人命の安全確保を最優先とする。
転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断して行動を決定する。
- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、第2編第2章第10節「救急救助・医療救護計画」による。

3 消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を単独もしくは比企広域消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

比企広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、比企広域消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を比企広域消防本部と協力して行う。

4 他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は埼玉県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が困難と認めた時は、消防組織法第24条の3により、緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。
この場合、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画による。

(4) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市町村への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受け入れ体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は受け入れ体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受け入れ体制を整える。

- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第4 林野火災予防

本町は、総面積の約3割が山林であり一旦火災が発生した場合、地形の制約や可燃物の堆積等により燃焼時間が長時間に及ぶ可能性が高くなるため、予防活動とともに消火活動についてもその徹底を図っていくものとする。

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 危険地域の把握

町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努めるものとする。

(2) 防災計画の策定

県の指導のもと迅速かつ効果的な消防活動が実施できるよう、総合的な防災計画の作成を指導するものとする。

(3) 火災巡視等

町は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

2 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集、連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析整理

町は、県が実施する林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に協力する。

ウ 通信手段の確保

町は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

(2) 消火活動体制の整備

町は、平常時から比企広域消防本部、嵐山消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消防体制の整備に努めるものとする。

(3) 避難収容活動への備え

町は、林野火災発生時に高齢者、障害者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するものとする。

(4) 施設・設備の応急復旧活動

町は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材をあらかじめ整備しておくものとする。

3 防災対策の充実

林野火災の原因は、たばこ、たき火など火気の取扱いの不始末によるものが大部分を占めているので、火災予防対策の普及啓発によりその防止に努める。

第5 林野火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡

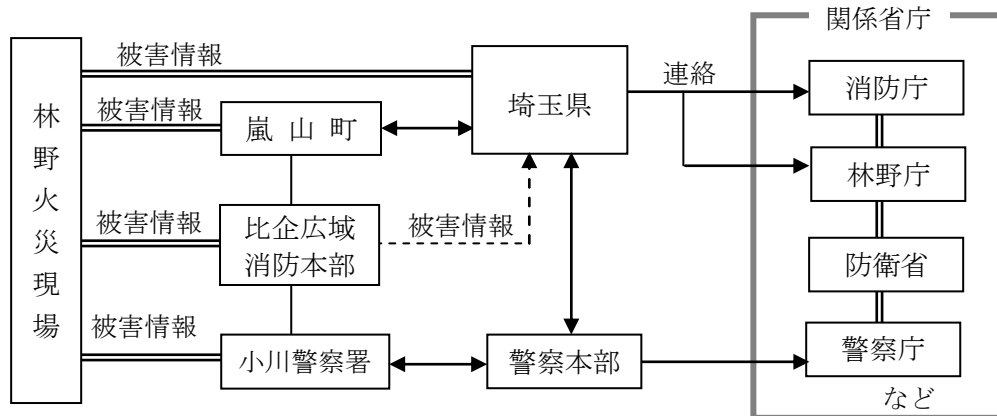
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

3 消火活動

比企広域消防本部は、林野火災を覚知した場合、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送活動

車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、第2編第2章第9節「避難計画」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握しライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第2節 危険物等災害対策

第1 高圧ガス災害応急対策計画

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事務所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こす可能性があることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、町民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに関係機関に通報させるものとする。

2 応急措置

施設等の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに以下の措置を講ずるものとする。

- ア 製造作業を中止のうえ必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出しこの作業に必要な作業員以外は退避させるものとする。
- イ 貯蔵庫又は充てん容器が危険な状態になった時は、直ちに充てん容器を安全な場所に移すものとする。
- ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告するものとする。
- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めるものとする。

第2 火薬類災害応急対策計画

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬倉庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、責任者が応急の措置を講ずるとともに、速やかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りのものに届け出ることとし、届出を受けたものは直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずるものとする。

2 応急措置

施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し見張り人をつけて関係者以外のものが近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕が無い場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。
- (3) 搬出の余裕が無い場合は、火薬庫にあつては入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により被災を受けるおそれのある地域はすべて立ち入り禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずるものとする。

第3 サリン等による人身被害対策計画

1 動員及び連絡通信体制

(1) 動員体制

町内に生命が危険にさらされる被害が発生した場合、町は第2編第2章第1節「応急活動体制」に従い職員を参集して災害対策本部を設置する。設置された災害対策本部は、比企広域消防本部へ連絡を行い、災害対策本部長及び救助班の指導のもと、比企広域消防本部の協力により被害者の救助にあたるものとする。

(2) 連絡通信体制

町内にサリン等の毒物により生命が危険にさらされる被害が発生した場合は、第2編第2章第5節「災害情報通信計画」に定める被害報告系統に従い、県をはじめ各関係機関へ報告するものとする。

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害が発生した直後は、人命の救助を優先的に行うものとするが、被害の拡大を防ぐため災害の原因を解明しなければならない。原因解明作業は、警察署員及び消防職員等の毒物担当が行うものとする。町災害対策本部においては、警察署員及び消防職員等の毒物担当の指示に従い、総括班が一括して情報の収集にあたることとする。

(2) 立入禁止等の措置

比企広域消防本部は、相互に連携して人身被害にかかわる建築物、車両その他一定の場所への立入を禁止又は退去させることができる。この時、町は立ち入り禁止の場所について、執行機関より連絡を受けて場所を把握しておくものとする。

(3) 避難誘導

町長及び警察官等は、被害の拡大のおそれがあると認めた場合、第2編第2章第9節「避難計画」に準じ必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。

(4) 医療救護

町は、必要に応じ医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

ア 医療品の確保

初期医療救護にあたり、PAM、硫酸アトロピン等の各種解毒剤は、医療機関が保管している医薬品を使用し、必要に応じて県の協力を得るものとする。

イ 医療品の緊急輸送

医療品の緊急輸送については、第2編第2章第13節「輸送計画」に定める町及び民間車両さらに必要に応じて警察、消防の車両についても使用して所定の場所に輸送するものとする。町内医療機関及び武蔵嵐山病院で入手できない医薬品については、入手先が遠方の場合は県防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターによる空輸により入手するものとする。

(5) 応援要請

町長は、町内で毒性ガスの発生が推測された場合、前記「1 動員及び連絡通信体制」による報告系統によって県に対し報告を行い緊密な連絡を図るものとする。また、町は小川警察署及び比企広域消防本部等の関係機関に対し応援要請を行うとともに必要に応じ、第2編第2章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」の連絡系統により自衛隊の応援要請を知事に対し依頼して応援を得るものとする。

第3節 農林水産災害対策

第1 農林水産災害対策

農林水産関係災害（暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災によるものを言う。）に関し、その災害予防、災害発生時の的確、円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置について他の法令等によるもののほか、以下に定めるところによる。

1 災害の応急対策及び復旧

(1) 農作物・農業生産施設

災害対策本部の食料班は、県農林振興センター等の関係機関の協力を得て農家に対し、農作物の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等について必要な技術指導を行う。なお、災害対策本部が解散した際には、農業委員会及び町の環境農政課がそれを引き継ぎ、指導を進めていくものとする。

また、災害の規模や損失程度により農業生産力が低下し、安定した農業経営の継続が困難であると認められる農家に対しては、「埼玉県農業対策特別措置条例」に基づく助成措置を講ずることができる。

(2) 農地及び農業用施設

災害によって農地及び農業用施設に被害を受けた場合は、災害の規模や損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助交付要綱」に基づく助成措置を講ずるものとする。

第4節 道路災害対策

第1 道路災害予防

地震や水害その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

町は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合に道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

町は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報するものとする。

イ 予防対策の実施

町は、以下の各予防対策に努めるものとする。

(ア) 道路施設等の点検を通じ現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(エ) バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、町は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

ウ 資機材の整備

町は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応でき

る体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集連絡体制の一層の強化を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、第2編 第1章 第6節「災害情報体制の整備」に準ずるものとする。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材、装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

4 緊急輸送活動体制の整備

町は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

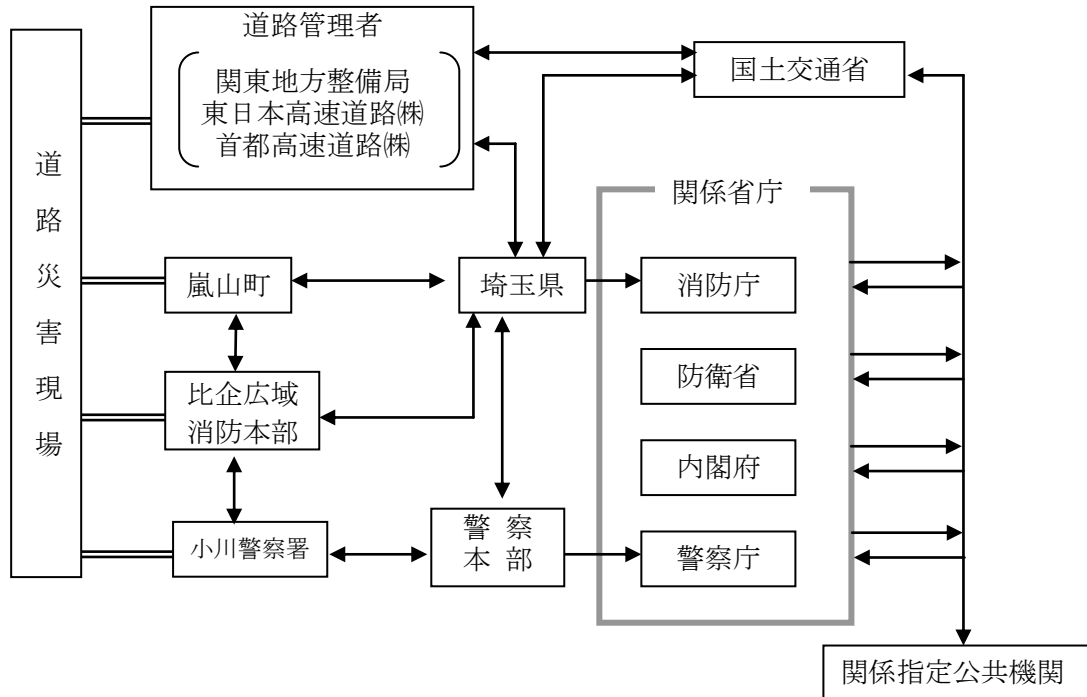
道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し速やかに県に対して設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

3 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し被害の状況、緊急度、重要度を考慮して的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、相互に連携を図り道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対して道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じて発災後速やかに町民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

5 道路災害からの復旧

町は、関係機関と協力してあらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

第5節 鉄道事故災害対策【東武鉄道株】

第1 鉄道事故対策計画

1 事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 町の活動体制

町は、当該市町村の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

(1) 情報収集

町は、町内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、第2編第2章第5節「災害情報通信計画」に準ずる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、第2編第2章第9節「避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(3) 救出、救助

第2編第2章第10節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(4) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が行うものとする。

(5) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は第2編第2章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」に、又他機関への応援要請は同第3節「相互応援協力計画」に準ずるものとする。

(6) 医療救護

県、その他の関係機関と緊密に連携協力し、第2編第2章第10節「救急救助、医療救護計画」に準じて迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。

第6節 航空機事故対策計画

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに町の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備してその活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第1 活動体制

町は、町域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2 応急措置

1 情報収集

町は、町域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、第2編第2章第5節「災害情報通信計画」に準ずる。

2 避難誘導

航空機事故が発生し災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合は、町長、警察官等は、第2編第2章第9節「避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

3 救出、救助

第2編第2章第10節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので消防機関を主体とする町は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は第2編第2章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」に、又他機関への応援要請は同第3節「相互応援協力計画」に準ずるものとする。

6 医療救護

県、その他の関係機関と緊密に連携協力し、第2編第2章第10節「救急救助・医療救護計画」に準じて迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。

第7節 電気通信設備災害対策計画【東日本電信電話(株)埼玉支店】

災害等により電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉支店が実施する応急対策は次のとおりである。

第1 災害予防計画

災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話株式会社埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報連絡員の確保
- 2 復旧要員の服務計画
- 3 可搬無線機等の出動準備
- 4 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- 5 移動電源車等の出動準備態勢の把握
- 6 建物の防災設備の一覧
- 7 非常持出しの準備
- 8 復旧活動の準備
 - (1) 工事用車両の確保
 - (2) 工事用工具、計測器類の点検整備
 - (3) 復旧資材の緊急確保
 - (4) 設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
 - (5) 非常食料の確保及び炊出しの準備
 - (6) 救護活動の準備

第2 災害発生時の対策

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合の応急対策は次のとおりとする。

- 1 災害時における、電気通信サービス確保のための各種の措置
- 2 被害状況の把握
- 3 応急復旧班の編成
- 4 社員の動員計画
- 5 社外関係機関との情報連絡
- 6 資材の輸送計画
- 7 電源設備の確保
- 8 建物の防災
- 9 広報活動

第8節 電力施設応急対策計画【東京電力㈱埼玉支店】

災害のため、電力施設に被害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を定め被災地に対する電力供給の確保を図る。

第1 非常態勢の組織

埼玉県内の非常災害に際し、事前対策、被害状況の把握、災害復旧等を迅速、的確に推進するため、あらかじめ非常態勢の組織（以下単に「組織」という。）を編成して、埼玉県防災会議及び他の諸官公庁等と日常より連絡の疎通を図り万全の準備を樹立しておくものとする。

第2 平常時の対策

1 設備強化対策

- (1) 各設置所管箇所は、法令、基準等との規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。
- (2) 各設備所管箇所は、平常時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努めるものとする。

2 要員の確保対策

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、いつでも要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておかなければならない。

3 資材等の確保対策

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品、車両等の確保又は整備に努めるものとする。

4 宿泊施設、食料の確保対策等

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めるものとする。

5 広報活動

支店並びに現業機関等は、平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し事故防止に努めるものとする。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- (7) 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- (8) その他事故防止のため留意すべき事項。

6 社外機関、他企業との協調

- (1) 支店及び現業機関等は、非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧をはかるため、地方自治体等の防災会議と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力をする。

また、官公署、請負先とも平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化・充実に努めることとする。

- (2) 支店及び現業機関等は、国、地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

第3 非常災害対策活動

1 設備の予防強化

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行なうとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずるものとする。

2 要員の確保

非常災害対策要員は気象、地象情報、その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

3 資材等の調達、輸送

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、資材等を調達、確保し、災害地への輸送に努める。

4 宿泊施設、食料の確保等

- (1) 非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、宿泊施設、食料の確保に努める。
- (2) 上記により確保した宿泊施設、食料が不足する場合は、社外施設の借用並びに食料の緊急調達を行う。

5 情報活動

- (1) 台風の動き、風速降雨量、その他の情報については、熊谷地方気象台、(県)市町村防災会議、県災害対策本(支)部並びに、報道機関の情報等に留意し、これらを各組織相互に緊密に連絡する。
- (2) 情報交換は有線もしくは搬送通信によるほか無線の高度利用をはかるが、通常の通信設備が通信不要となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT、鉄道、警察電話などの利用をはかる方法を事前に確立しておく。
- (3) 上記に示すいっさいの通信連絡が不要となった場合に各機関ごとの連絡方法として相互連絡員派遣等についてもあらかじめ考慮しておく。なお行動を起こすにあたっては、河川、橋梁、道路状況等について、県全般の状況を関係機関にできるかぎりの確認をとり、危険を回避する。

6 広報活動

社外・公衆の事故防止対策として、ラジオ・テレビ・PR車・ビラその他により、第2の5に定める広報活動を行い、事故防止に努める。

第4 復旧活動

1 被害状況の収集・周知

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努める。

(1) 被害状況の収集

ア 支店本部は電話連絡可能の場合は、各対策支部より被害状況の報告を受け、速やかに被害の全般を掌握する。

イ 支店本部は電話連絡不能の場合は、あらかじめ定められた方法等により県災害対策本（支）部、自衛隊、警察、報道機関などによる情報収集等あらゆる方法により、速やかに被害の全貌を把握する。

ウ 各支部は、予め計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握に努める。なお、巡視にあたっては本部との連絡を密にする。

エ 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設について巡視し、その他実情に即した方法により、その被害数の把握に努める。

オ 対策本部の情報班は速やかに被害状況の全貌を掌握し、必要に応じ新聞、ラジオ、テレビ、PR車などを利用し、その状況（被害数、復旧見込など）の地域的な情報について周知に努める。

カ 対策本（支）部は、県（市町村）防災会議、県災害対策本（支）部並びに諸官公庁に対して、所要の報告、連絡を行ない、また特に対策本部は本店対策本部並びに近接支店本部と相互に、さらに地方諸団にも適切に連絡をとり、必要の際の人員その他について、すみやかな応援、協力を得られるよう努める。

2 被害の復旧対策

対策本（支）部は、設備ごとに速やかに被害状況を掌握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした早期復旧計画を立てる。

ア 復旧作業班の配置、復旧応援班の必要の有無

イ 復旧資機材の調達

ウ 復旧作業の日程

エ 復旧・仮復旧の完了見込み

オ 宿舎、衛生、食料等の手配

カ 応急復旧（発電車等）の必要の有無

キ その他必要対策

3 災害情報の収集及び報告

(1) 下記速報様式による一般被害情報の収集並びに連絡は、対策本（支）部情報班相互で、また当社設備被害情勢の収集並びに連絡は対策本（支）部復旧班相互で行う。

(2) 経済産業省（局）その他官庁に対しては、本店対策本部が統一報告する。

第9節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1 方針

本町において、放射性物質の降下等が発生し、又はそのおそれがある場合、国、県、電力事業者、その他防災関係機関と連携して被害を軽減するため迅速な放射線量モニタリング、避難措置、除染などの対策を実施する。

第2 応急措置

1 情報収集・連絡、緊急連絡体制等の確保

- (1) 原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、県の通報等により速やかに入手する。
- (2) あらゆる手段を講じて情報収集に努め、県が入手した情報についても適宜提供を受けるとともに、県及び関係市村が行う応急対策活動状況及び被害状況等の情報を把握し相互の連絡を密にする。
- (3) 町は継続して町内の放射線モニタリングを実施するとともに、測定結果を公表する。
- (4) 県等を通じ放射線や気象情報の入手に努め町民等に広報する。また、県が本町において可搬式のモニタリング機器を設置する場合等、緊急時モニタリングの実施に協力する。

2 屋内退避、コンクリート屋内退避または避難

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避、コンクリート屋内退避または避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他災害時要配慮者にも十分配慮する。

屋内退避、コンクリート屋内退避または避難の基準については、当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において国から示された計画的避難区域の設定を目安とし、幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に利用時間の制限を加えるべき目安に準拠し適切に対応する。

- (1) 町は、防災機関等からの情報により屋内退避等が必要と認められた場合、町民等に対する屋内退避、コンクリート屋内退避または避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。
- (2) 町は、避難誘導に当たっては県と協力し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 関係市町村の住民がその地域を越えてコンクリート屋内退避又は避難を行う必要が生じた場合において、県から収容施設の供与その他の災害救助の実施に協力するよう指示を受けた場合はこれに協力する。

(単位：mSv (ミリシーベルト))

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50	100～500	町民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	町民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

(注) 防護対策の内容は以下のとおりである。

屋内退避	自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。
コンクリート 屋内退避	屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果や気密性も高いコンクリート建屋への退避をする。
避 難	放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

3 緊急輸送活動

町及び防災関係機関は、他地域からの緊急輸送含め円滑な実施を確保するため、相互に連絡調整を行う。警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行う。

4 被ばく医療

必要に応じて県が行う安定ヨウ素材の配布等の緊急被ばく医療について協力する。

5 健康対策

県や国と連携して放射性物質の放出状況及び健康面への影響等について様々な広報手段を用いて、町民等へ適切に情報を提供する。また、専門の問合せ窓口を設置する。

6 飲料水、飲食物の摂取制限等

(1) 汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置等

町は、国の指導、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、国が示す食品中の放射性物質に係る規格基準を超え、又は超えるおそれがあると県が認め指示を行った場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染食品の摂取制限等必要な措置を講ずる。

(2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

町は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又はこれらの措置を指示した場合はこれに協力する。

(3) 学校給食食材の使用制限

町の学校給食において、放射性セシウム 134・137 の合計が 20Bq/kg を超える食材は、当分の間、使用を差し控えるものとする。

7 放射性物質による汚染の除去等

町は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、町民、事業者等と協力して放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。ただし、当分の間「町の公共施設等の除染マニュアル」で定めた地表 50cm で $0.19\mu\text{SV/h}$ を基準として除染作業を行うものとする。

除染作業は、「除染に関する緊急実施基本方針」、「市町村による除染実施ガイドライン」（原子力災害対策本部：平成 23 年 8 月 26 日）等に基づき実施する。

第10節 雪害対策

本計画は、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、以下のとおり予防対策を講ずるものとする。

第1 実施計画

1 道路交通の確保

町は大雪時の道路交通を確保するため、除雪業者等と連携し除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図っていくものとする。

2 鉄道輸送の確保

町は、鉄道輸送を確保するため「東武鉄道㈱」が行う融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運行計画、要員の確保等の充実に際し必要に応じて協力体制を確立していくものとする。

3 通信及び電力供給の確保

町は、通信及び電力供給を確保するため、東京電力㈱及び東日本電信電話㈱は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等に際し必要に応じて協力体制を確立していくものとする。

4 その他

町及び消防機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図っていくものとする。

第11節 竜巻等突風災害

第1 事前措置

気象庁	地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視を行う。 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時的確な発表に努める。また竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」を提供する。
町	県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合、空の変化を監視しその危険が覚知された際は、関係機関及び町民等にその情報を伝達し、野外行事、テント設営、クレーン等工事を控えるよう防災行政無線等で注意を喚起する。学校等にあつては、下校を一時中断し、児童生徒等を建物の1階に移動させ、カーテンを閉めるなどの安全対策を図る。
町民	気象情報等に十分注意し、竜巻が間近に迫った場合には鉄筋コンクリート構造など頑丈な建物の中への避難し、建物の中心部に近い窓のない部屋への移動等により身の安全を図るように努める。

第2 応急対策

1 活動体制

町は町内に竜巻被害が発生した場合は、速やかに職員の非常召集を行い被害情報の収集に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じる。

また、甚大な被害の際には、災害対策本部を設置し、県に報告するとともに、各関係機関との連絡体制の確立、自衛隊の災害派遣要請等を検討する。

2 被害状況の調査及び緊急対応

災害発生後の概括的被害情報を収集するとともに、被害規模を推定するための関連情報を収集する。

安否確認にあつては、職員、消防職(団)員、自主防災組織等の協力により速やかに実施するとともに、災害時要援護者等の保護、負傷者の救護にあたる。

また、倒壊、落下、飛来等した危険物がないか確認し、あった場合にはその除去、関係機関への連絡等を行う。なお、電線又は電話線の切断を確認した場合には、近寄らずに立ち入り禁止の措置を講じ速やかに電気事業者又は電気通信事業者に連絡する。

3 避難活動等

第2編第2章の各節を準用するほか以下を実施する。

- (1) 医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (2) 比企広域消防本部及び嵐山消防団、並びに自主防災組織は直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。

- (3) 避難所を開設し地域住民、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- (4) 被災住宅の建築物危険度判定を速やかに実施し2次災害の防止を図る。
- (5) 町は、応急仮設住宅の建設地を選定し県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- (6) 損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき実施計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。

4 施設・設備の応急復旧活動

所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、ライフライン及び施設等の応急復旧を速やかに行う。また、復旧に当たり可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第12節 文化財災害対策計画

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護保全するための対策について定める。また、文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する町民の意識を広め高めるための施策も重要である。

第1 現況

町内の文化財の現況については、資料編参照。（資料編：文化財一覧）

第2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

1 火災予防体制

- (1) 防火管理体制の整備
- (2) 文化財に対する環境の整備
- (3) 火気使用の制限
- (4) 火気の厳重警戒と早期発見
- (5) 自衛消防と訓練の実施
- (6) 火災発生時における措置の徹底

2 防火施設の整備強化

- (1) 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- (2) 消火器、消火栓、等の充実強化
- (3) 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

3 その他

- (1) 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- (2) 所有者に対する啓発
- (3) 管理保護についての助言と指導
- (4) 防災施設に対する助成

第4編 震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 建築物・施設等の耐震性の向上

第1 町所有建築物の耐震性の向上

1 建築物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施工（昭和56年）以前の建築物について耐震診断の必要性が高い建築物から診断を実施し、必要と認められたものから順次改修などの推進に努めるものとする。

2 耐震性の高い施設整備

町は、各種施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準（平成8年10月）」を参考に耐震性を強化した施設づくりの推進に努めるものとする。

3 防災上重要な建築物の耐震化

災害発生後、町民及び町内の安全を早急に確保するために重要な建築物はおおむね以下のとおりであり、以下の建築物については優先的に耐震化を図るものとする。

なお、公共施設の各施設管理者は、建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要がある、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進めるものとする。

- (1) 病院等の医療救護活動施設
- (2) 消防署等の応急対策活動施設
- (3) 学校、文化施設等の避難収容施設
- (4) 老人ホーム、障害者施設等の社会福祉施設

4 エレベーターの安全化

エレベーターの安全化対策として、庁舎をはじめ福祉施設、大規模集客施設等について、閉じ込め防止装置の設置など地震対策を進めるとともに、保守会社に救出作業を行う体制の構築を働きかける。

第2 一般建築物等の耐震性の向上

1 一般建築物の耐震化

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、町はそのための助言、指導及び支援に努める。

また、町は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等に重要性について啓発を行い一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、以下の耐震化対策を講ずる。

(1) 町民への広報

耐震性に関する知識の普及啓発、耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ町民への知識の普及に努める。

(2) 関係情報の公開

建築物の耐震化のために必要な情報の提供を実施する。

(3) 耐震化への支援

建築物の耐震化のため、木造住宅の耐震改修に補助金を交付する。

2 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止のため、以下の施策を推進するものとする。

(1) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

町は、建築基準法に基づきブロック塀の安全点検及び耐震性の必要性について広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図るものとする。

(2) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

町は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。

3 自動販売機の転倒防止対策

(1) 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

町は、県や関係団体と連携して自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

第3 上水道施設の耐震性の向上

1 計画の方針

水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備補強の施策を実施する。

2 事業計画

(1) 常時監視を行い保全に努める。

(2) 配水管の布設及び布設替にあたっては、管種の選定や継手部の耐震性に重点を置き安定供給を図る。

第4 下水道施設の耐震性の向上

1 計画目標

(1) 中継ポンプ場、マンホールポンプの電力供給停止を想定し、自家発電装置の点検、整備に努めるとともに、その充実を図っていくものとする。

(2) 管渠等の下水道施設は耐震構造を基本とし、地震災害に備えるものとする。

2 事業計画

自家発電装置及び耐震構造の整備を積極的に進めるものとする。

第5 ガス施設の耐震性の向上【ガス事業者】

1 現況

(1) ガス製造施設

ア ガス製造施設の設計はガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規ならびに各学会制定の設計基準に準拠しているほか、社内技術基準に基づいている。

イ 危険物貯蔵・ガス製造設備等は、緊急しゃ断弁又は停止装置及び安全装置、危険物の流出防止設備、消防設備等の保安設備を配慮している。

(2) 供給施設

ア ガスホルダーは製造施設と同様にガス事業法などの諸法規ならびに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、しゃ断装置及び隔離距離等を考慮している。また、球型ホルダーは地震力を考慮した耐震構造となっている。

イ ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。

ウ 現在使用している導管材料は鋼管、铸铁管及びポリエチレン管で、継手形式はそれぞれ溶接、機械的接合、融着接合を適用しており、可とう性に富み耐震性は十分である。

エ 上記以外では、古くは本支管ではガス型・水道型接合铸铁管、支管等の小口径のものはネジ接合、機械的接合鋼管がある。

オ ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要によりしゃ断弁を装置している。設置箇所は、製造所及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及びその他供給上必要な箇所等である。また、需要家に対しても引き込み管ガスしゃ断装置を取り付けており、さらに、ガスメーターの入側にはすべてコックが取り付けられている。

カ ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察・関係機関への連絡体制を整えている。

(3) 通信施設

ア 有線関係の交換設備は耐震性の検討を行い、補強を実施中である。

イ 無線には、固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力を考慮した耐震設計となっている。

巡視・点検ガス施設の点検はガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規定による自主検査を実施している。また、地震が発生した場合、被害を受けやすい部分を主として点検することとしている。

2 整備計画

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

- (1) 整圧所等に緊急遮断装置及び緊急放散設備等の保安設備を増強する。
- (2) 整圧器に感震器を設置し、一定震度の地震に対し自動的にガスの供給を遮断する。
- (3) 地震の強さを知り緊急時の判断資料とするため各事業所に地震計を設置する。
- (4) 通信施設の整備、補強を行う。
- (5) 発災後の二次災害を防止することを目的として、定期的に防災訓練を実施する。

第6 通信設備の耐震性の向上【東日本電信電話株】

1 通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

- (1) 建物

ア 新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。

イ 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。

(2) 建物内設備

ア 建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。

イ 災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。

(3) 建物外設備

ア 地下ケーブル

(ア) 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。

(イ) マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。

イ 橋りょう添加ケーブル

二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。

ウ 空ケーブル

隣接構造物に対しての防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。

(ア) NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、有線ケーブル又は無線による多ルート化を進める。

エ 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。

オ 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。

カ 市町村指定の避難所等へ一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。

(4) 移動用無線

ア 地域的な孤立を防止するための無線電話を配備している。

イ 通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。

ウ その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。

(5) 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。

2 事業計画

(1) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。

(2) 平素から災害復旧用資材を確保しておく。

(3) 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に

推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

- ア 発災時初動立ち上げ訓練
- イ 気象に関する情報伝達訓練
- ウ 災害時における通信疎通訓練
- エ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練
- カ 避難及び救助訓練

(4) 災害用伝言ダイヤル171のPRに努める。

第7 交通施設【東武鉄道（株）】

1 施設の現況

建造物の耐震設計は、鉄道構造物等設計標準等により、建築物の耐震設計は、法規で定められた構造強度基準により、変電所機器は重力加速度0.5G、架空線支持物は風圧の基準によりそれぞれ設計されている。

2 事業計画

阪神大震災の被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。

第8 道路施設の耐震性の向上

1 東日本高速道路(株)

- (1) 高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理にあたっては高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。
- (2) 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。
- (3) 橋梁等については、構造上の安全を付加するため落橋防止装置等の対策の促進を図る。
- (4) 震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。
- (5) 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

2 町、道路管理者

災害時における道路機能の確保については、県道、町道、林道等の各道路管理者が各所管する道路について、日常から調査、改修等の整備を進めておくものとする。

(1) 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石等通行危険箇所について「道路防災点検調査」等により総点検を実施し、危険度によりランク付けを行いその結果に基づいて法面防護施設を実施し危険箇所の解消を図っていく。

(2) 橋梁及び横断歩道橋の整備

災害時の橋梁及び横断歩道橋の機能確保については、各道路施設管理者が所管する施設に対し耐震点検調査等を実施して補修、改修等の整備を進めるものとする。

ア 耐震点検調査

各道路管理者は、「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」（平成3年5月建設省道路局長通知）に基づき耐震点検調査を実施し、補修及び改修が必要な施設については、補修、改修等の整備を進めるものとする。

イ 耐震補強、落橋防止対策等の実施

耐震点検調査により補修、改修が必要と認められた施設については、老朽橋の架換、補強、橋座の拡幅、落橋防止措置等の耐震補強整備を実施するものとする。

ウ 耐震橋梁の建設

新設橋梁については、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成8年11月1日付 建設省都市局長・道路局長通達）に基づき建設する。

第9 河川及び砂防治山施設の耐震性の向上

1 河川

(1) 全体計画

河川は、震災時には貴重なオープンスペースとしての役割を担っている。

このため、河川延焼防止のための延焼遮断帯や避難地、避難路として積極的に活用する。

また、地震に起因する堤防の沈下による浸水被害を回避するための堤防の耐震性向上や河川水を緊急時の消火・生活用水として確保するため水源地までの通路確保などの河川整備を実施するものとする。

(2) 河川の現況

町内には、都幾川、槻川、市野川、粕川、滑川が貫流している。町は、一級河川以外で破堤による危険性の高い河川については、災害に備え、強化・整備していくものとする。

2 砂防施設等

(1) 全体計画

大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土砂流が発生するおそれがある。

このため、荒廃溪流については護岸工等の整備を推進し、土石流防止、溪流の縦横浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については、常時点検を行い、設備の機能の維持に努めるものとする。

3 治山施設

(1) 全体計画

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険箇所に対しては、土留工等の基礎工を施工した上、山腹斜面を早期緑化し山腹崩壊による被害を防止する。既設工作物は点検を実施して亀裂や洗掘部に対しては早急に補修を実施するものとする。

なお、これらは治山事業として危険度の高いものから逐次実施するが、日頃から亀

裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、町民に対し浮石の除去等の予防措置の普及啓発を行うものとする。

(2) 短期計画

町は、山腹崩壊地、山腹崩壊危険箇所、荒廃溪流及び荒廃のきざしのある溪流に対し災害防止のため治山事業による対策工事を実施するものとする。

第2節 防災まちづくり計画

第2編風水害対策編第1章第13節「防災まちづくり計画」を準用する。

第3節 地盤災害の予防

第1 基本方針

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に
適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域に
おいて、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

第2 土砂災害危険箇所の予防対策

第2編風水害対策編第1章第12節第2「土砂災害予防計画」を準用する。

第4節 地震火災等の予防

第1 地震に伴う出火の防止

1 一般火気器具からの出火防止

- (1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや石油ストーブストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。
- (2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、石油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため管理の徹底を図る。
- (3) 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。

これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下による棚が転倒することにより容器が破損し混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。

引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

3 その他出火防止のための査察指導

比企広域消防本部は災害が発生した場合、人命への影響が大きい商業施設、病院、特別養護老人ホーム、多量の火気を使用する工場等に対して立入検査を実施し次の事項を指導する。

- (1) 火気使用設備・器具等の固定
- (2) 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置
- (3) 災害時における従業員の対応要領等

その他の事業所及び一般住宅等については、立入検査及び防火診断により前記事項のほか震災後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。

給油取扱（営業）所、一般取扱所等の予防規程を定める危険物施設に適正な貯蔵取扱、出火危険排除のための安全対策について指導する。

4 町民指導の強化

比企広域消防本部及び町は、各家庭における出火防止等の徹底を図るため次の事項を指導する。

- (1) 住宅用火災警報器の設置をはじめ住宅用防災機器等の普及
- (2) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備え等消火準備の徹底
- (3) 耐震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等、出火を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類・家電製品等の転倒、落下防止
- (5) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (6) カーテン等の防災製品の普及
- (7) 灯油等の危険物安全管理の徹底
- (8) 出火防止に関する知識、地震に対する備え等防災教育の推進及び防災訓練への参加

第2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、町民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、比企広域消防本部及び嵐山消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

1 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

2 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い町民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

第3 危険物取扱施設の安全化

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

1 消防法危険物取扱施設

過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。このため、町はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

2 毒劇物取扱施設

毒劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき県は監視指導を行っている。毒劇物はその化学的性質上、

万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。このため、県はこれらの実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

3 高圧ガス施設

県は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

4 火薬類施設

火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、町は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

第5節 震災に強い地域（社会）づくり

第1 基本方針

全ての町民、事業所等が「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、震災時においては、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、町民や事業所が県や町、防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

第2 留意点

1 県と町との関係

自主防災組織の育成は町の責務であり、県は町の取組を支援する。

2 関係機関等の連携

自主防災組織の育成に際しては、町はもちろん、比企広域消防本部、嵐山消防団等の各地域で活動している様々な団体との連携が重要である。

第3 現況

1 「埼玉県震災予防のまちづくり条例」の制定

県では、「自らの命は自らで守る」「自分たちのまちは皆で守る」という「自助」「共助」の考え方を基本とした「埼玉県震災予防のまちづくり条例」を制定し（平成14年7月施行）地域社会における協働を促進している。

2 自主防災組織の組織率

平成25年3月現在、町内には行政区を中心とする12の自主防災組織が活動している。町内全地区を網羅しており、構成世帯数では100%となっている。

自主防災組織名	構成地区名
菅谷西防災会	菅谷1区～4区、9区
菅谷東防災会	菅谷5区～8区
川島防災会	川島地区
志賀1防災会	志賀1区
志賀2区防災会	志賀2区
むさし台防災会	むさし台地区
平沢防災会	平沢地区
遠山防災会	遠山地区
千手堂防災会	千手堂地区
鎌形防災会	鎌形地区
大根将防災会	大蔵、根岸、将軍沢地区
七郷防災会	古里、吉田、越畑、勝田、広野、杉山、太郎丸地区

※平成25年3月1日現在

第4 実施計画

1 町民の役割

町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

(1) 平常時の役割

- ア 防災に関する学習
- イ 火災の予防
- ウ 防災用品、非常持出品の準備
- エ 1日分の飲料水及び食料の備蓄
- オ 生活必需品の備蓄
- カ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
- キ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化
- ク 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- ケ 県や市町村の実施する防災訓練への参加
- コ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加
- サ 住宅の耐震化

(2) 災害時の役割

- ア 初期消火
- イ 避難時には電気のブレーカーを切りガスの元栓を閉める。
- ウ 自主防災活動への参加、協力
- エ 避難所でのゆずりあい
- オ 県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力
- カ 風評に乗らず風評を広めない

2 自主防災組織の充実強化

大規模な地震災害が発生した際に被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては自主的な防災活動が展開できるよう、自主防災組織のリーダー育成等を促進する。

(1) 自主防災組織の活動内容

〔平常時〕

- ア 災害時要援護者を含めた地域住民コミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

〔発災時〕

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力

カ 災害時要援護者の安全確立等

キ 避難所の自主的な運営

(2) 自主防災組織の育成

ア 町は、自主防災組織の育成に努める。

また、そのための具体的な施策を定める。

イ 県は、町が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、町と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。

3 事業所等の防災体制の充実

大規模な災害が発生した場合には、町内の事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間町外へ通勤して不在のケースも考えられる。そのため、立地する事務所等の防災組織の育成指導を図る。

(1) 防災組織の整備

町は、事業所等における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、県をはじめ各関係機関との間で協力体制の確立に努めるとともに、防災パンフレットを配布するなど組織整備の支援指導、及び助成に努める。

ア 施設内の防災組織

町は、学校、病院及び公民館等利用者が多く出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図るものとする。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

町は、危険物施設における予防規定及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い自主的な防災組織の充実を図る。また高圧ガスは、一般町民の援助を期待することは困難であり、また、消防機関の活動にも限界がある。従って専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を結成し相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関して指導助言を与えその育成強化を図るものとする。

ウ 集客施設

町は、学校、病院及び公民館、集会場等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い自主的な防災組織の育成指導を図る。

エ 事業所内の防災組織

町は、各事業所における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議のうえ、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図るものとする。

第6節 防災教育計画

第2編風水害対策編第1章第2節「防災教育計画」を準用する。

第7節 防災訓練計画

第2編風水害対策編第1章第4節「防災訓練計画」を準用する。

第8節 調査研究

第1 基本方針

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するためその対策も合理性と多様性が求められる。したがって、地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

第2 現況

1 地震被害想定調査

県では、平成19年度に4回目の地震被害想定調査を実施している。この調査では、東京湾北部、茨城県南部、立川断層帯、深谷断層及び綾瀬川断層の5つの地震を想定し、地震動、液状化、急傾斜地、建物、火災、交通輸送施設、ライフライン、人的被害、生活支障及びその他の項目について被害を予測した。

2 活断層調査

県では、平成7年度から11年度にかけて、地震が発生した場合に社会的に大きな影響を与えると予想される綾瀬川断層、荒川断層及び深谷断層について地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施した。

第3 実施計画

1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

(1) 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と地区の防災特性を診断した「カルテ」から構成される。

(2) 地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。

県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的実施する。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明してその成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

(1) 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究が必要である。

(2) 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

(3) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで、効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。

(4) 災害情報の伝達等に関する調査研究

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、町民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究が必要である。

第9節 震災に備えた体制整備

第1 基本方針

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、地震に対応できる体制を確立する。

第2 防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

1 防災活動拠点の整備

町の防災活動拠点の概要は、次のとおりである。

防災拠点	救援物資		活動要員	被災者等	備 考
	備蓄機能	集配機能	集結機能	避難機能	
町役場	○	○	○	○	

2 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し緊急輸送道路として指定する。

ア 町役場 イ ふれあい交流センター ウ 町内の関係機関施設

エ 防災活動拠点 オ 避難所 カ 町内の備蓄倉庫、輸送拠点 キ 臨時ハロート

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図っていく。その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

(3) 応急復旧資機材の整備

ア 町

平常時より応急復旧資機材の整備を行う。また、(社)埼玉県建設業協会比企支部との連絡を密にして使用できる建設機械等の把握を行う。

イ 関東地方整備局

各関係事務所において資機材を整備する。

ウ 東日本高速道路㈱

応急復旧が可能なように資機材を整備する。

第3 情報通信施設の整備

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。町は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築するものとする。

また、夜間に災害が発生した場合等に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を確保しておく。

1 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、町は、以下のようない安全対策を講じるものとする。

(1) 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー、及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

(2) 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは免震床に設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

(3) システムのバックアップ

防災無線システムは、町役場が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

2 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

町は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

ア 自主防災組織等からの通報システム

イ 既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム

ウ 町防災行政無線システム

エ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム

(2) 情報伝達体制の整備

町及び防災関係機関等は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制の整備を図っていくものとする。その際、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、CATVシステム、パソコン通信システム、道路情報表示板等を有効的に活用していくものとする。

3 防災行政無線の整備

防災行政無線の現況及びシステムの系統は以下のとおりである。さらに、移動局の局種、呼出名称、配置課名についても次に示すとおりである。

(1) 防災行政無線の現況

第2編風水害対策編第1章第6節「災害情報体制の整備」の中で示すとおりとする。

第4 ボランティア等の活動の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

1 支援体制の確保

(1) 活動拠点の設置

町が被災した時は、発災後直ちにボランティアの拠点となる施設の提供を行う。この施設において、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

(2) ボランティア活動の環境整備

町は県と協力し、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

2 登録ボランティア

(1) 災害ボランティア

県は、平常時に災害ボランティア登録を行い必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行っている。災害時においては、登録ボランティアは自主的、自発的に災害支援ボランティア活動を行う。

災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等ボランティアコーディネート業務

町は、町民に対し県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

(2) 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、土木・建築など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し災害時の人員不足に備える。

<専門分野（例）>

ア ボランティアコーディネーター

イ 心のケア

ウ 乳幼児保育

エ 介護

- オ 手話通訳
- カ 外国語通訳
- キ 情報・通信
- ク 土木・建築

(3) 砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

ア 地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡

イ 土砂災害に関する知識の普及活動

ウ 土砂災害時の被災者の援助活動

(4) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行う。

災害時、町は、県に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。

(5) 公共的団体との協力体制の確立

ア 関係する公共的団体に対し、災害時において応急対策等にその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。公共的団体とは以下のものをいう。

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業(協)、生活(協)、商工会等

イ 協力体制の確立

町及び県は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るための支援、指導、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

(ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに関係機関に連絡すること

(イ) 災害時における広報等に協力すること

(ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること

(エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること

(オ) 被災者の救助業務に協力すること

(カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること

(キ) 被害状況の調査に協力すること

それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第5 避難

1 避難計画の策定

第2編風水害対策編第1章第7節「避難予防対策」を準用する。

2 避難路の選定と確保

町は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

- (1) 避難路は、幅員6m以上の道路とする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、町民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

3 避難所の事前指定

- (1) 町はあらかじめ避難所を指定し町民に周知しておくものとする。
- (2) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 原則として、区又は学区を単位として指定する。
 - イ 耐震・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
- (3) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し安全性を確認確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。
- (4) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとする。
- (5) 避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。
- (6) 災害時に避難所として活用される可能性のある町内施設の管理者等は、町と協議し、町が作成する避難計画への位置付け、管理運営方法等を取り決めておくものとする。

第6 食料、飲料水、生活必需品、資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 食料の供給体制

(1) 実施主体

町は、大規模な地震災害等が発生した場合を想定して、必要とされる食料、飲料水の備蓄を行うものとする。また、備蓄体制を整備しそれらの供給のため計画を定めておくものとする。

(2) 食料給与対象者

災害時の食品の給与の対象者は、被災者及び災害救助従事者とする。

(3) 目標数量

地震被害想定調査で想定した「深谷断層による地震」による一日後の避難人口の3日分に相当する量を目標として町及び町民が備蓄するものとする。

なお、町は事前に1日分の物資を備蓄しておき、2日目以降については民間業者からの調達や町民の備蓄とし、状況により県等に応援を要請する。

○必要な備蓄量

備蓄目標（深谷断層による地震への備え）

一日後の避難者数は約 4,106 人と予想されている。

本町が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

約 4,106 人×1日3食×1日分＝約 12,318 食

(4) 品目

食料は、原則として保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。例示すると以下のとおりである。

主食品アルファ米、乾パン、おかゆ、クラッカー等

乳児食粉ミルク、離乳食等

その他保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

(5) 備蓄場所

町は、避難所に指定されている施設及び町役場等を備蓄場所として整備するとともに、町内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(6) 食料の備蓄計画の策定

町は、同様に食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておくものとする。

(7) 食料の備蓄

町は、(6)の食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。（資料編：町の備蓄物資一覧）

乳児への粉ミルク等の不足分については1日分は本町が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応していくものとする。

(8) 食料の調達計画の策定

ア 食料の調達計画の策定等

町は、被害想定に基づく被災者の人数に基づく食料の必要数量等を把握のうえ、食料の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達方法を把握しておくものとする。

イ 食料の調達体制の整備

災害時において、被災人口が拡大すると備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保しさらに災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品等の関係業界と協議し、物資調達に関する協定の締結に努め、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

関係業界等において物資の調達が困難であり、かつ近隣市町村からの調達も難しいときは、知事へ食料の供給を申請し、調達するものとする。

(9) 食料の輸送体制の整備

町は、災害時の食料の輸送に備え、生産者、販売業者及び輸送業者との十分な協議を検討するとともに、町が備蓄並びに調達を行う食料の輸送に関して業者との協定の締結に努める。

(10) 食料集積地の指定

町は、食料の集積地として輸送及び連絡に便利であり、かつ、管理が容易な施設として以下の施設を町指定集積地とする。

また、町内の地域性を考慮して、各地区に集積地の候補地を選定し、必要に応じて指定集積地とするものとする。

町指定集積地

施設名 嵐山町役場

2 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 実施主体

原則として町が行い県にその補完を要請していくものとする。

(2) 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給（貸）与の対象者は、災害によって住家に被害を受け日常生活に欠かせない生活必需品を喪失又はき損し、物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(3) 品目

主として以下の品目を備蓄し、必要に応じて下記以外の品目も併せて備蓄する。

ア 寝具 イ 外衣 ウ 肌着 エ 身回り品 オ 炊事用品 カ 食器
キ 日用品 ク 光熱材料 ケ 簡易トイレ コ 情報機器 サ 災害時要援護者向け用品

(4) 生活必需品の備蓄計画の策定等

ア 生活必需品の備蓄計画

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

イ 生活必需品の備蓄

町は、アの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

(5) 生活必需品の調達計画の策定等

ア 生活必需品の調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達方法を把握しておくものとする。

イ 生活必需品の調達体制の整備

生活必需品は、町内の取扱業者を中心に調達するものとするが、町内業者において調達が困難であり、さらに近隣市町村からも調達ができないときは、食料の調達と同様に県知事へ物資の供給を申請して調達するものとする。

(6) 生活必需品の輸送体制の整備

町は、生活必需品の輸送に関して業者と協定の締結に努めるものとする。

(7) 生活必需品集積地の指定

町は、生活必需品の集積地として食料集積地と同じ場所を町指定集積地とする。

3 給水体制の整備

(1) 実施主体

町は、大規模な地震災害等が発生した場合を想定して給水に必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、緊急を要する病院等の医療機関及び上水道の給水が停止した断水世帯とする。

(3) 1日あたりの目標水量

1日あたりの目標水量は、地震被害想定調査に基づく最大被災者人口に相当する量を目標とし、被災後の時間経過に伴って以下の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3ℓ/人・日	生命維持に必要最小な水量
災害発生から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100ℓ/人・日	通常の生活が不便であるが、生活可能な水量
災害発生から21日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(4) 町の貯水施設の現況

施設名	耐震有無	所在地	最大貯水量
第1浄水場	有	大字千手堂 401-1	300 m ³
第2浄水場	有	大字志賀 647-2	—
配水塔	有	〃	2,200 m ³
配水池	無	大字千手堂 848-2	2,000 m ³
第3配水場	有	大字吉田 1925-2	4,000 m ³

(5) 品目

町は、応急給水資機材として主に以下の品目を備蓄・調達する。

ア 給水タンク イ ポリ袋 ウ ウォーターバック エ その他

(6) 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等並びに調達計画を把握しておくものとする。

(7) 応急資機材の備蓄

現在、町及び関係機関は応急給水用資機材として以下の機材を各保管場所において保管しており、メンテナンス等を定期的に行うものとする。

○応急給水用資機材

種 別	容 量	保管場所
給水タンク	2t	水道庁舎
ポリタンク	18ℓ	〃
ウォーターバック	6ℓ	防災倉庫

(8) 耐震性貯水槽の整備

町は、近くに浄水場や給水所等が無い地域において、耐震性貯水槽の設置を検討するものとする。

(9) 災害時協力井戸制度の検討

災害により水道施設が被災し生活に必要な水を得られない場合に備え、町内で井戸を所有している人を対象に災害時協力井戸を募集し、登録を検討するものとする。

4 防火用資機材の備蓄

(1) 基本的事項

町は、救助活動について発災直後に行わなければならないため、防災用資機材については日頃から備蓄及び整備に努めるものとする。

ア 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。また、町は自主防災組織が要望する防災資機材の整備について支援していく。

イ 目標数量

各避難所及び避難場所の収容人員を目安とする。

ウ 品目

- (ア) 濾水器 (イ) 仮設トイレ (ウ) 救助用資機材（バール、のこぎり等）
 (エ) 移送用具（自転車、バイク、リヤカー等）
 (オ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 (カ) 発電機
 (キ) 投光機 (ク) 炊飯器 (ケ) テント 等

エ 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行われなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。

(2) 防災資機材等の備蓄計画の策定

ア 防災資機材等の備蓄計画

町は、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織或いは各行政区単位での備蓄体制を整備しておくものとする。

イ 防災資機材等の備蓄

町は、防災資機材等の備蓄計画に基づき災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

5 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

災害時に医療救護班が使用する医療救護資機材、医薬品の確保に関し必要な対策を推進する。

(1) 医療救護資機材、医薬品の備蓄体制の整備

町は、災害時に医療救護班が使用する医療救護資機材、医薬品等を備蓄する体制を比企医師会等関係機関との協議のうえ整備する。

(2) 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

町は、災害時の医療救護資機材、医薬品等を確保するため、医薬品卸売業者等と協定を締結し調達体制の整備を図る。

第7 帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を検討していく。

1 帰宅困難者の定義

震度6弱以上の地震が発生した場合、鉄道の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

2 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

町外に通勤通学している町民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は地域の災害対応力が低下する。

(2) 非居住者の増加

町外に居住している者も、町内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

(3) 都内帰宅困難者

帰宅困難者の大部分は東京都内で帰宅困難となり、都内での大混乱に巻き込まれる。

3 帰宅困難者等への啓発等

(1) 町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認

イ 災害時の行動は、状況を確認して無理のない計画を立案、実施すること

ウ 町のホームページ等を活用した情報提供を行う。

(2) 災害時伝言ダイヤル171や緊急速報エリアメール等を利用した安否情報、災害・避難情報等の確認方法についてのPR

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう次の点を要請する。

ア 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料や情報の入手手段の確保

イ 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

第8 遺体の埋・火葬計画

1 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、震災時に柩、ドライアイス等の埋火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第9 防疫対策

1 防疫活動組織

町は、県の組織に準じて組織表を作成し被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。災害時における被災地の防疫は、本計画に定めるところによる。

第10 被災住宅の応急修理

1 応急措置等の指導、相談

町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための町民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 応急仮設住宅の事前計画

ア 用地選定

町は、町独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から用地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

イ 設置及び供給計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- (ア) 応急仮設住宅の着工時期
- (イ) 応急仮設住宅の入居基準
- (ウ) 応急仮設住宅の管理
- (エ) 災害時要援護者に対する配慮

第11 文教対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

1 学校の災害対策

(1) 町

ア 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計

画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

イ 教材用品の調達及び配給の方法については、町教育委員会並びに学校においてあらかじめ計画をたてておくものとする。

ウ 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

(2) 校長等

ア 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

イ 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

(ア) 町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討してその周知を図る。

(イ) 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

(ウ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

(オ) 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第12 災害時要援護者安全確保計画

1 基本的な考え方

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者及び障害者など災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者などが災害の発生時において被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、災害時要援護者等の防災対策を推進していくものとする。

(1) 地域との協力体制の整備

災害時要援護者の安全確保は行政とともに地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。そのため、要援護者支援プランを作成し、地域と連携した体制づくりを進めるものとする。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が災害時要援護者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 対象による配慮

災害時要援護者の対象毎に、必要な援護を行えるようにする。

なお、おおむねの区分は次のとおりである。

ア 高齢者及び乳幼児

日常から介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者。

イ 傷病者及び障害者

傷病や障害により介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等につ

いて事前の把握が困難な者。

ウ 旅行者

地理が不案内で災害時の援護が必要な者。

エ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により災害時の援護が必要な者。

2 社会福祉施設等入所者の対策

(1) 消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り町はこれを指導していくものとする。

(2) 災害情報の伝達体制の整備

町は、社会福祉施設等への積極的な災害情報の提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、社会福祉施設等の受信確認を含めた伝達体制を整備する。

(3) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し入所者を所定の避難場所へ誘導、移送のための体制を整備していくものとする。

(4) 災害時要援護者の避難計画

災害時における災害時要援護者の避難所は、暖房施設、手摺り、スロープ化、滑り止め等の配慮がなされている施設を優先的に利用する。さらに、災害適応能力の度合いに応じて学校の道場や旅館等の畳敷きの施設を災害時要援護者の避難所として優先的に充てるものとする。

(5) 食料、防災資機材等の備蓄

町は施設管理者に対し、災害に備えて以下に示す食料物資等を備蓄するよう指導していくものとする。

ア 非常用食料（特別食を含む）（3日分）

イ 飲料水（3日分）

ウ 常備薬（3日分）

エ 介護用品（3日分）

オ 照明器具

カ 熱源

キ 移送用具（担架等）

(6) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から近隣の区や自主防災組織、ボランティア団体及び町内各学校との連携を図っていくものとする。

3 在宅の災害時要援護者の対策

(1) 災害時要援護者避難支援プランの作成

支援プランの作成にあたっては、あらかじめ地元の行政区、要援護者に日頃接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の保健福祉関係

者及び医療機関に周知し、協力体制を作っておくものとする。

災害時要援護者支援プランには、次の項目を含める。

- ・対象とする災害の種類と程度
- ・どのような時に要援護者を支援するのか
- ・誰がどのような手順で、どのような支援をするのか（安否確認、救出活動、避難支援、生活支援、こころのケア等）など、具体的な支援の内容
- ・平日の昼間、休日・夜間などの対応について
- ・使用する資機材及びその所在場所

(2) 在宅の災害時要援護者の把握

町は、在宅の災害時要援護者の「名簿」或いは「要援護者マップ」等を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握しておくものとする。

(3) 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付の促進など緊急通報システムの整備に努める。

(4) 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町は災害時要援護者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとする。また、集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう促進していくものとする。

(5) 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営体制を策定する。

(6) 救急医療情報カードの普及

町及び比企広域消防本部は、災害時要援護者への効果的な救援援護を行うため、災害時要援護者が援助を必要とする内容がわかる救急医療情報カードを普及させる。

(7) 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及啓発のために、広報誌、パンフレット等の配布を行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対しても災害時要援護者の救助救援に関する訓練を実施する。

(8) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし日常から連携体制を確立しておくものとする。

イ 社会福祉施設との連携

災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておくものとする。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていくものとする。

ウ 見守りネットワーク等の活用

高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておくものとする。

(9) 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておくものとする。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等との連携体制を整備しておくものとする。

4 外国人への対策

(1) 外国人の所在の確認

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を行なう。

(4) 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第2章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

第2編 風水害対策編第2章第1節「応急活動体制」を準用する。

第2節 災害情報の収集

第1 情報連絡体制

第2編風水害対策編第2章第5節「災害情報通信計画」を準用する。

1 通信連絡体制

町は、有線が途絶、又は途絶する恐れがある場合には、以下により行う。

(1) 防災行政無線

災害情報の通信については防災行政無線を使用して行う。その詳細については、第4編震災対策編第2章 第9節 「震災に備えた体制整備 第3 情報通信施設の整備」による。

(2) 非常通信

町は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、「埼玉地区非常通信協議会構成員」の協力を得て他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

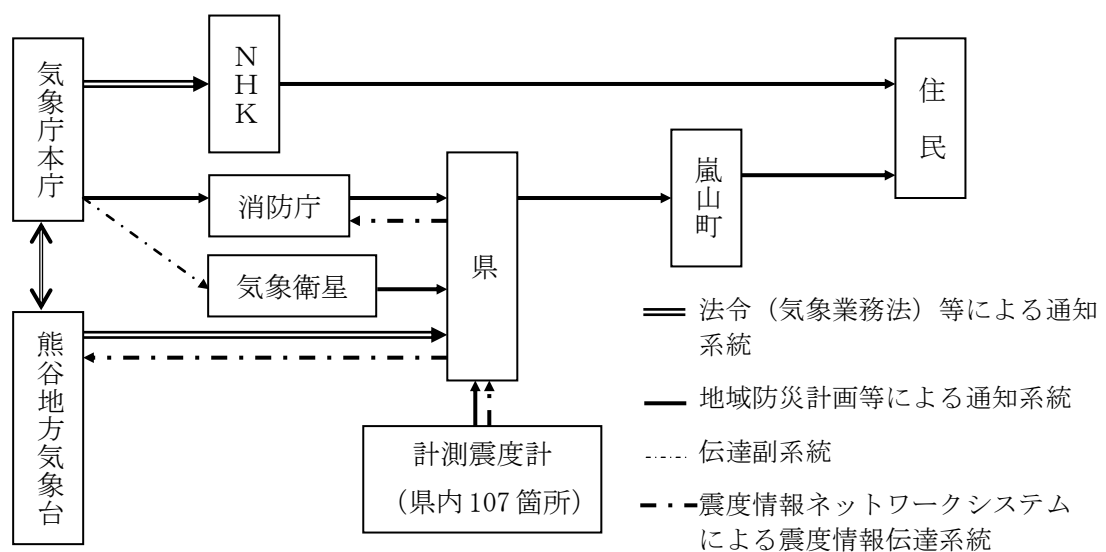
非常無線通信の依頼は、最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

(3) 使者の派遣

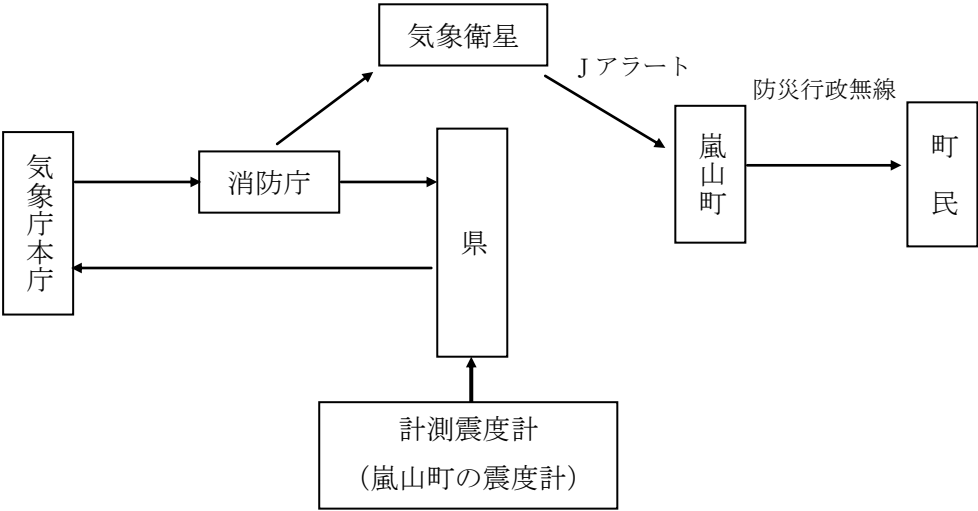
すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする

2 地震情報等の収集伝達体制

(1) 地震情報の収集伝達系統図



(2) 消防庁 J アラートによる地震情報の広報系統図



○地震情報の種類

種 類	内 容
緊急地震速報（J アラート）	埼玉県北部に震度 5 弱以上が予測された場合、自動的に防災行政無線が流れる。
震度速報（J アラート）	嵐山町震度計が震度 4 以上を計測した場合、自動的に防災行政無線が流れる。

第3節 広報広聴計画

第2編 風水害対策編第2章第6節「応急広報計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

第2編 風水害対策編第2章第15節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 応援要請・要員確保

第2編 風水害対策編第2章第3節「相互応援協力計画」及び第14節「要員確保計画」を準用する。

第6節 広域応援受入計画

第2編 風水害対策編第2章第17節「広域応援受入計画」を準用する。

第7節 災害救助法の適用基準

第2編 風水害対策編第2章第17節「広域応援受入計画」を準用する。

第8節 消防活動

地震に伴って発生する火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、比企広域消防本部及び嵐山消防団による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

第1 消防活動

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど臨機応変な消防活動を行う。

1 比企広域消防本部による消防活動

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受け入れを図るため準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じてそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に則る。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先として転戦路

を確保した延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を総合的に判断し行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ロ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い安全な場所へ搬送を行う。詳細については、第3章第9節「救急救助・医療救護」による。

2 嵐山消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を単独もしくは比企広域消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

比企広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施して安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示、勧告がなされた場合はこれを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら町民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し比企広域消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を比企広域消防本部と協力して行う。

3 他の消防機関に対する応援要請

(1) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は埼玉県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(2) 緊急かつ広域的な応援要請

知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が困難と認めた時は、消防組織法第24条の3により緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。この場合、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画による。

(3) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいとき、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市町村への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受け入れ体制

応援隊の円滑な受入れを図るため応援要請を行う消防機関は、受入れ体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受け入れ体制を整える。

- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第9節 救急救助・医療救護計画

第2編 風水害対策編第2章第10節「救急救助・医療救護計画」を準用する。

第10節 水防計画・土砂災害対策

地震の発生に伴う河川施設の損壊による浸水被害や砂防、治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため、応急対策を講ずる。

第1 水防活動

1 町における措置

- (1) 町長は、県及び各関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、必要に応じて関係機関及び町民その他関係のある全ての団体に伝達するものとする。
- (2) 本町における注意報及び警報等の伝達者は、災害対策本部設置までのあいだ地域支援課が行うものとし、責任者を地域支援課長とする。
- (3) 勤務時間外に伝達される注意報及び警報等については、日直者がその伝達を行うものとする。同時に、日直者は地域支援課長に対しても連絡を行い、その後の対応を確認する。

第2 土砂災害対策

地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急復旧を行う。

河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
砂防施設等応急対策	砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し施設の安全確保に努める。
治山施設応急対策	治山施設については、速やかに被害状況を把握し施設の安全確保に努める。

第11節 避難計画

第2編 風水害対策編第2章第9節「避難計画」を準用する。

第12節 交通対策計画

第2編 風水害対策編第2章第8節「交通対策及び災害警備」を準用する。

第13節 緊急輸送

第2編 風水害対策編第2章第8節第4「緊急輸送道路の確保」及び第5「緊急通行車両等の確認」を準用する。

第14節 食料、飲料水、生活必需品の供給

第2編 風水害対策編第2章第11節「生活支援計画」を準用する。

第15節 帰宅困難者支援

町では、町外に通勤・通学している町民が多いと同時に、町外から通勤通学している人もおり、地震の発生時間によっては数多くの帰宅困難者が発生するおそれがあることからこれらの人々に適切な対応を図る。

第1 現況

県の作成したポスターの掲示、リーフレット配布などの啓発活動を行っている。

第2 帰宅困難者対策

1 情報提供等

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

町は、徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布を行う。

2 帰宅活動への支援

帰宅行動を支援するために、徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

(1) 水、食料の配布

一時滞留場所等において、水、食料の配布を行う。

(2) 休憩所提供の要請等

公共施設等の一部を休憩所、トイレとして開放し、また、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請する。

第16節 遺体の取扱い

第2編 風水害対策編第2章第10節第5「遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」を準用する。

第17節 環境衛生

第2編 風水害対策編第2章第16節「環境衛生整備計画」を準用する。

第18節 公共施設等の応急対策

第1 目標

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能の代替整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を講じるよう指導する。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共建築物

1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減防止し町民の安全を確保する。

- (1) 町が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。
- (2) 町内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がいない場合には、あらかじめ近隣市町村と協力体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

- (1) 各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

第3 ライフライン施設

1 活動体勢

ライフライン施設の復旧に際しては施設管理者が行うものとする。町長は、ライフラ

イン施設の応急対策に携わることとする。

応急措置において町長では困難なときは、関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 応急措置

復旧のための人員の動員及び連絡については、各非常災害対策内規によりいつでも出動できる体制を確立しておき、時間外における連絡体制も確立しておくものとする。

町長は、応急対策上必要と認められるときは建設業者等の応援によって速やかに応急措置を行うこととする。

3 通報

災害のためライフライン各施設に被害が発生するおそれがあるとき又は発生した時は、下記の連絡先に通報して速やかな措置を依頼し、その復旧に協力するものとする。

4 電力施設応急対策【東京東京電力（株）埼玉支店】

第3編事故対策編第8節「電力施設応急対策計画」を準用する。

5 ガス施設応急対策

(1) 応急対策

非常災害対策本部は、大地震発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて以下の措置をとる。なお、地震発生時の情報収集、指令及び操作等はすべて防災供給センターで無線により実施する。

ア 官公庁、報道機関及び社内事業所などからの被災状況等の収集

イ 製造所の製造量及び送出量の調整・停止

ウ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止

エ 製造所・整圧所・ガバナステーション及びバルブステーションの上空放散

オ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断

カ 被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報

キ その他状況に応じた適切な措置

(2) 復旧対策

ア 非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧にあたる。

イ 施設を点検し機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い速やかなガス供給再開に努める。

エ 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

オ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 被害復旧活動資機材の確保

ア 製造設備の資機材

各製造所においては、架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して必要な程度の復旧用鋼材、配管材料及び電力ケーブルなどを貯蔵品として常に備蓄しており、フロー、ポンプ及び電動機器などの予備品もある。復旧初期には、これらの資機材に加え製造所相互の融通により必要な資機材を確保する。

イ 導管材料

各事業所、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵してお

り、これらを緊急時の初期復旧対策用として活用する。

ウ 車両、工作機械、計器類

各事業所で保有するものに加え工事会社からの動員で対処する。

エ その他

ガソリン、食料品及び寝具類等については、各事業所に相当数量の備蓄が必要であるので具体的な対策について検討を進めている。

6 上水道施設応急対策

町は、速やかに被害状況を把握し復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取水、導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送配水管の復旧を進める。

県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせるものとする。

7 下水道施設応急対策

町は被害状況を速やかに把握して施設の応急復旧に努める。

被害を受けなかった町は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

8 電気通信設備の災害対策【東日本電信電話(株)埼玉支店】

第3編事故対策編第7節「電気通信設備災害対策計画」を準用する。

第4 交通施設の応急対策

1 鉄道施設の応急対策【東武鉄道(株)】

第3編事故対策編第5節「鉄道事故災害対策」を準用する。

2 道路施設の応急対策

(1) 東日本高速道路(株)

ア 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり管理局及び管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害本部等の長は、被害の程度に応じて速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じて緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

イ 地震発生時の震災点検措置

地震が発生した場合には、地震の規模に応じて高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため、速やかに震災点検を実施する。

ウ 地震発生時の交通対策

地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じて県公安委員会等と協議し、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通対策を実施するものとし、避難措置等の情報を標識、情報板及び公団パトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者に提供する。

エ 応急復旧工事

地震により高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し被害の拡大を防止する観点から応急復旧に努める。

(2) 町

行政区域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告して被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置するものとする。

第5 その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等をあらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し早急に再開する。

2 畜産施設等

- (1) 県は、地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、各家畜保健衛生所からの被害報告に基づき、家畜の防疫及び飼料等の確保を図る。

ア 防疫対策

各家畜保健衛生所は、被害地区の畜産施設並びに病畜及びへい獣畜に対し、薬剤散布を実施する。また、獣畜等の処理等衛生対策を指導する。

イ 飼料対策

被害地域における飼料を確保するため、埼玉県経済農業協同組合連合会との連携を図るとともに飼料会社等への出荷要請を行う。

(2) 町

町長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- (1) 施設ごとにあらかじめ策定した計画により患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取り万全を期するものとする。

4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し入所者の安全を確保する。

第6 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため「第2 公共建築物」に準じて応急措置等を行う。

第19節 応急住宅対策

第2編風水害対策編第2章第11節第4「応急住宅対策」を準用する。

第20節 文教対策計画

第2編風水害対策編第2章第11節第6「文教対策計画」を準用する。

第21節 災害時要援護者への配慮

第2編風水害対策編第2章第10節6「災害時要援護者等の安全確保対策」を準用する。

第3章 震災復旧復興対策計画

第1節 迅速な災害復旧

第2編風水害対策編第3章第1節「迅速な災害復旧」を準用する。

第2節 計画的な災害復興

第2編風水害対策編第3章第2節「計画的な災害復興」を準用する。

第3節 生活再建等の支援

第2編風水害対策編第3章第3節「生活再建等の支援」を準用する。

第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第1節 計画の位置づけ

第1 計画策定の趣旨

大規模震災対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、昭和54年8月に駿河湾を震源地とする東海地震について、予知が可能であるという前提で東海地震が発生すれば著しい被害を受けると予想される地域（震度6以上を基準）を地震防災対策強化地域（以下強化地域）として指定した（静岡県を中心とする6県、167市町村）。

埼玉県は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから強化地域には指定されなかったが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

県防災会議は東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定している。

本計画は、県計画に基づき本町における東海地震の警戒宣言に伴う対応措置を定めるものである。

第2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中も都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命身体及び財産の安全を確保するため、被害を最小限にとどめるための措置を講じる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間に取りべき対応措置を定めるものとする。なお、判定会招集の報道が開始されてから警戒宣言発令までの間においても社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。
- 4 発災後の対策は、震災応急対策計画により対処する。なお、発災前の対処についても必要に応じて震災応急対策計画により対処する。
- 5 埼玉県の地域は、強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては行政指導及び協力要請により対処する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

震度は、5弱～5強程度とする。

※ 東海地震に関する情報の種別

(1) 東海地震に関する調査情報（定例）

毎月開催される定例の地震防災対策強化地判定会において評価した調査結果について発表される。

(2) 東海地震に関する調査情報（臨時）

東海地震の観測データに異常が現れた場合にその原因状況について発表される情報で、東海地域における歪計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に気象庁から関係機関に伝達される。

(3) 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に気象庁から関係機関に伝達される情報で、東海地域における歪計2箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等に発表される。

(4) 東海地震予知情報

強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに気象庁から関係機関に伝達される情報で、東海地域における歪計3箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等に発表される。

(5) 警戒宣言

内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である

可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

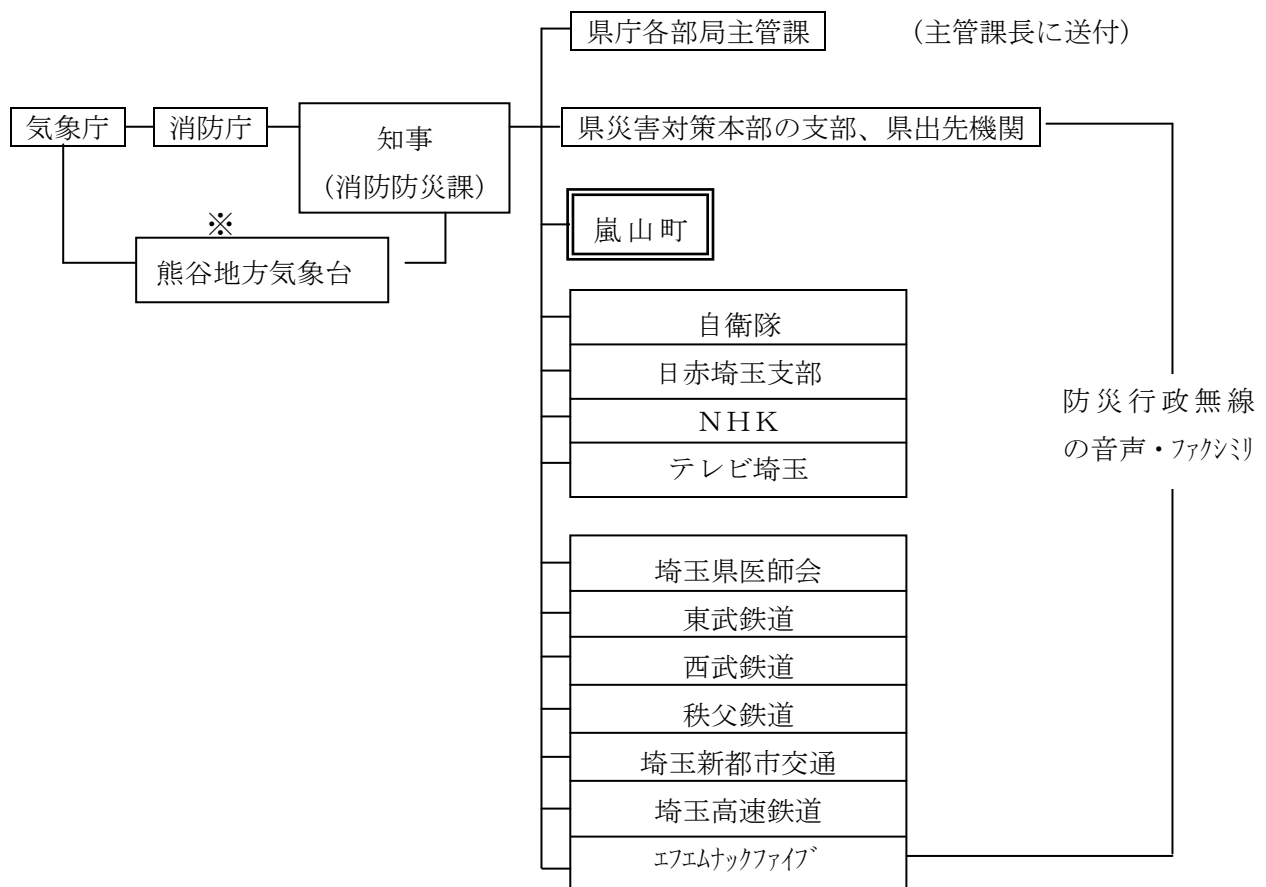
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第2 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

- (1) 県から判定会招集連絡報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関団体等に伝達する。
- (2) 判定会招集法の通知を受けた時は、直ちに県に準じた防災体制として警戒態勢をとるものとする。

○東海地震注意情報伝達系統図



※知事への伝達は消防庁ルート为主として、熊谷地方気象台ルートを副とする。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

第3 活動体制の準備

1 町

東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。

2 その他の防災関係機関

東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに要員を確保し必要な体制をとるものとする。

第3節 警戒宣言に伴う措置

第1 目標

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

1 伝達系統及び伝達手段

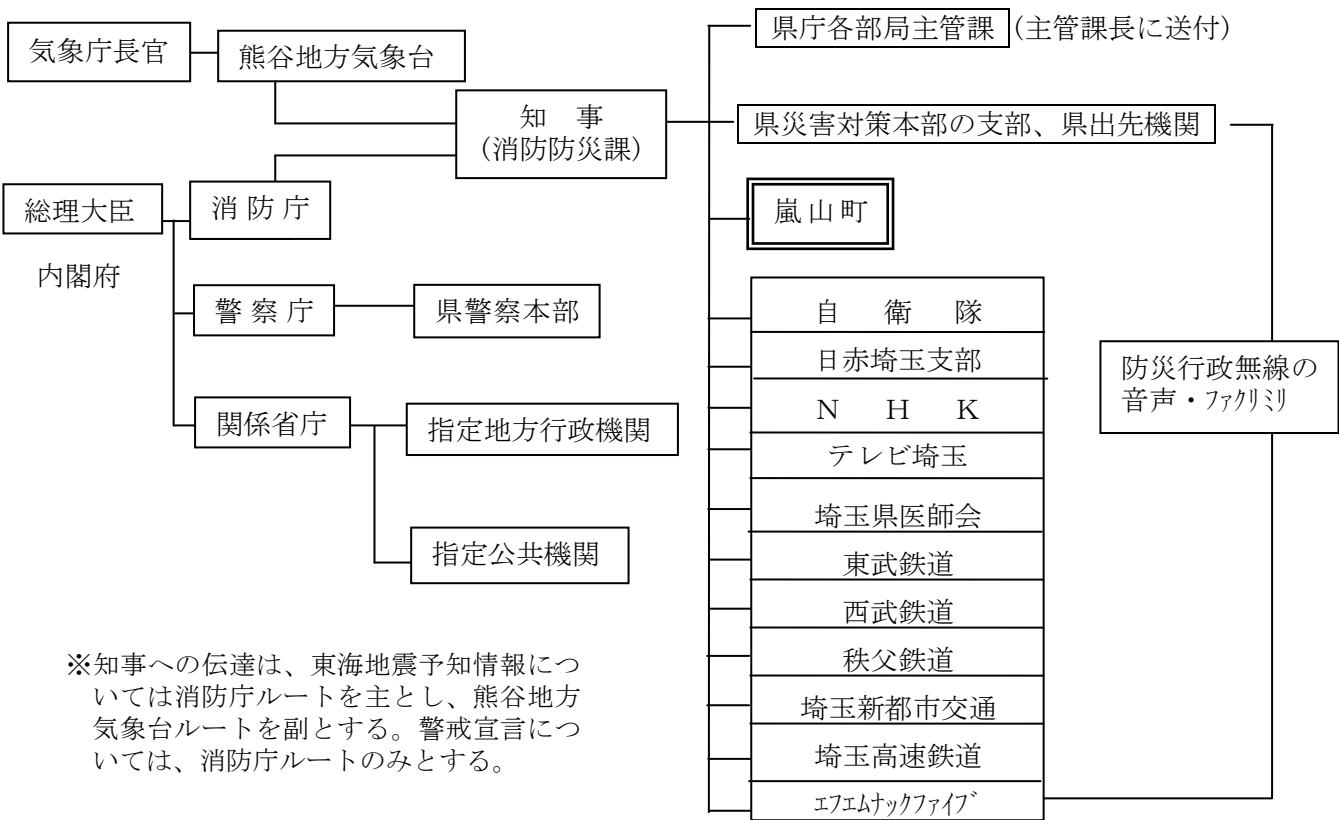
県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

2 計画

- (1) 県から警戒宣言及び大規模地震関連通報を受けた時は、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災上重要な機関・団体等に伝達する。
- (2) 町民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。
- (3) 県の体制に準じた体制として災害対策本部を設置し、地震災害が発生した場合に速やかに応急対策ができるように準備する。

○警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図



※知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルート为主とし、熊谷地方気象台ルートとする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

3 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

第3 活動体制

県の体制に準じた体制をとり、地震災害が発生した場合、速やかに応急対策ができるように準備するものとする。